

# 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)への意見及びこれに対する考え方(案)

## 1. 総論的な意見

| 意 見  | 考 え 方   |
|--|---|
| <p>意見1-1 固定中心の政策手段を見直しつつ、情報通信市場全体を俯瞰した議論をしながら、事業活動を原則自由とする政策が必要。今後の競争政策の立案に当たっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図るべき。</p>   | <p>考え方1-1</p>   |
| <p><b>ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について(総論)</b></p> <p>■ 情報通信市場は、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに生じています。例えば、全世界において、固定のユーザ数はほぼ横ばいの状況が続く一方で、モバイルは年平均で約25%の成長を続け、既に50億を超える規模までユーザ数が拡大しています。また、日本国内においては、固定だけでなくモバイルのブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しており、過去10年間で、モバイルは10万から1.2億に、固定は400万から0.3億にユーザ数が増加しています。</p> <p>加えて、サービス競争が電気通信事業者のネットワークサービスからインターネット上のコンテンツ・アプリケーションサービスへ移行しています。こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。また、日本国内においても、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供するハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。</p> <p>こうした固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境の構造的変化により、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。</p> <p>このように市場環境は構造的に変化しておりますが、これまでの約半年間の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」および「電話網移行円滑化委員会」においては、ブロードバンドの普及促進を目的としながら、NTT東西のNGNのオープン化等を中心として議論されており、現実の市場やユーザの動向と、固定中心の政策手段との間にミスマッチが生じています。</p> | <p>■ 答申(案)は、ブロードバンド普及促進の観点から、市場環境の変化等を踏まえつつ、PSTN から IP 網への円滑な移行を実現するための方策や、事業者間競争を活性化するための方策に関し、広範な政策課題について検討を行ったものである。</p> <p>具体的には、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方」として、NGN のオープン化という固定通信分野の課題のみならず、モバイル市場の競争促進や線路敷設基盤の開放等の課題についても検討を行っているとともに、モバイル分野について、ネットワークレイヤーのみならず、プラットフォーム・端末レイヤーについても検討の対象としている。</p> <p>また、電気通信市場における公正競争環境の担保による事業者間競争の活性化は、料金の低廉化やサービスの多様化等を通じ、利用者の利便を向上させるものであり、指定電気通信設備制度(禁止行為規制を含む。)や NTT 等に係る累次の公正競争要件を中心とする競争ルールは、そのために重要な役割を果たしてきたところである。</p> <p>今後とも、市場環境の変化等に対応した競争ルールの不断の見直しを行うことにより、公正競争環境を整備していくことが必要である。</p> |

両委員会における議論の目的は、ブロードバンドの普及促進であることから、検討の対象としては、電気通信事業者のネットワークのみならずコンテンツ・アプリケーションサービスや行政サービス・医療・教育等のICT利活用までを含めた、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきと考えます。

また、電気通信事業者のネットワークについて、電話時代の競争ルールを前提として、IP・ブロードバンド時代においてもそれを踏襲することを基本に議論が行われました。しかし、情報通信市場が電話からIP・ブロードバンドへと大きくパラダイムシフトする中で、過去の延長線上で今後の競争政策を議論することでは有効な政策手段は生み出せないと考えます。

さらに、NTT東西のネットワークに限って見た場合、ケイ・オプティコムやJ:COM等の設備構築事業者との設備競争が既に進展しています。加えて、光ファイバ接続料が低廉化したことによって、KDDIが首都圏を中心とする設備競争への参入だけでなく、NTT東西から光ファイバを借りて光サービスを全国展開する等、市場競争は十分に活性化しています。したがって、これまでの競争ルールとは不連続となる光ファイバの分岐単位接続料の設定等は必要ないと考えます。

なお、本来のブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、原則自由なマーケットにおいてこそ、コンテンツ・アプリケーションサービス等を含めた様々なビジネスモデルがイノベーションによって創造され、ユーザ利便が向上すると考えられることから、情報通信市場におけるすべての事業者が継続的な投資インセンティブを維持してブロードバンドの普及促進を行えるよう、事業活動を原則自由とする政策が必要であると考えます。

(NTT 持株)

#### ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について(総論)

■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

例えば、固定市場においては、12年前、DSL事業者が最大1.5Mbpsのインターネット接続サービスを開始しましたが、その後、当社や電力系事業者、CATV事業者との間で熾烈な設備競争を展開し、今では、KDDI殿も含め、最大100Mbpsを超える超高速ブロードバンドサービスが主流となる等、我が国のブロードバンド環境(エリアカバー、利用、速度、料金)は世界最高水準となっています。

また、モバイル市場においても、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が

急速に進展してきており、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきています。

加えて、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しており、こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。

・このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

このような状況にありながら、わが国のIP・ブロードバンド市場においては、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制が課されていますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害となると考えます。

・しかしながら、今回の答申案にはこうした市場環境や競争環境の変化は踏まえられておらず、答申案に至る検討においても、依然として固定とモバイルを分けた議論がなされ、また、モバイルに比べて既に小さくなった市場の固定に対して、電話時代の競争ルールを踏襲した考え方を基本に検討されており、現実の市場やユーザ動向と、固定中心の政策手段との間にミスマッチが生じています。本答申案のタイトルにあるとおり、「ブロードバンド普及促進」を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると思えます。

したがって、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

## ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について(総論)

■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

例えば、固定市場においては、12年前、DSL事業者が最大1.5Mbpsのインターネット接続サービスを開始しましたが、その後、当社や電力系事業者、CATV事業者との間で熾烈な設備競争を展開し、今では、KDDI殿も含め、最大100Mbpsを超える超高速ブロードバンドサービスが主流となる等、我が国のブロードバンド環境(エリアカバー、利用、速度、料金)は世界最高水準となっています。

また、モバイル市場においても、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきています。

加えて、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しており、こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。

・このように、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

このような状況にありながら、わが国のIP・ブロードバンド市場においては、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制が課されていますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害となると考えます。

・しかしながら、今回の答申案にはこうした市場環境や競争環境の変化は踏まえられておらず、答申案に至る検討においても、依然として固定とモバイルを分けた議論がなされ、また、モバイルに比べて既に小さくなった市場の固定に対して、電話時代の競争ルールを踏襲した考え方を基本に検討されており、現実の市場やユーザ動向と、固定中心の政策手段との間にミスマッチが生じています。本答申案のタイトルにあるとおり、「ブロードバンド普及促

進」を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。

したがって、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドへの規制は最小限のものに留めるといった政策転換を図っていただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

意見1-2 電話網から IP 網への計画的な移行に関しては、NTT 東西の概括的展望をベースにした議論にとどまり、真に移行を促進する内容となっていない。また、ブロードバンド市場における競争環境整備については、基本的な視座の整理にとどまり、具体的な政策策定に至っていない。

考え方1-2

■ 我が国の「光の道」構想は、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)で取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にも示されているとおり、日本経済の活性化と、豊かな国民生活の実現を目指したICT利活用社会の基盤を構築するものです。「電気通信事業政策部会」並びに「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」は、昨年12月に公表された『「光の道」構想に関する基本方針について』(以下、『「光の道」基本方針」という。)及び『「光の道」構想実現に向けた工程表』に示された内容の具体化と着実な推進のため、審議等を積み重ねてきたものと認識しています。その意味では、前述の社会基盤たるブロードバンド網の普及促進のため、PSTN・メタル回線のIP網・光回線への円滑な移行の実現やブロードバンド市場における事業者間競争の活性化に必要な取組み等に軸足を置き、総合的な政策の推進が図られるべきと考えます。

そうした観点に基づき答申案を俯瞰した場合、IP 網への移行時における二重コスト回避の必要性や、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)が現状のPSTNの主要な移行先であるとの認識のもと、NTT-NGNのオープン化によるサービス競争の必要性が謳われる等、重要な視座が含まれているものと考えます。その一方で、電話網からIP網への計画的な移行に関しては、NTT 東西殿が公表した概括的展望をベースにした議論にとどまり、アクセス網を含め、真に移行を促進する内容とはなっていない点や「光の道」構想の着実な推進に不可欠なNTT 東西殿の機能分離等の取り組みや各種検証制度の枠組みに関しては、十分な議論がなされないまま、総務省殿内部での検討や法令整備が先行した点等は課題として存在して

■ NTT 東西の概括的展望については、答申(案)に示したとおり、移行スケジュールの妥当性や維持・廃止されるサービスの分類の妥当性について、様々な観点を踏まえつつ検討を行ったものであり、また、今後の環境変化等を踏まえ、NTT 東西において継続的な検証や見直しを行うとともに、電話網移行円滑化委員会としても、2012年以降、適切なタイミングでフォローアップを行っていくこととしている。

したがって、御指摘のような「概括的展望」をベースにした議論にとどまっているものではないと考えるが、上記のとおり、移行スケジュールやサービス分類の妥当性について特定の予断をもって検討しているものではないとの趣旨を明確化する観点から、答申(案)の内容を以下のとおり修正する。

P2

こうした中、NTT 東西は、2010年11月、「PSTN へのマイグレーションについて ～概括的展望～」(以下「概括的展望」という。)を公表し、コア網のIP 網への計画的な移行について、加入者交換機や中継交換機の装置寿命が2025年頃に到来することを踏まえ、現時点から概ね10年後の2020年頃から開始し、2025年頃までに完了することとしている。そのため、現在PSTNにおいて提供しているサ

いるものと認識しています。また、ブロードバンド市場における競争環境整備についても、NTT-NGN のアンバンドルの在り方等の基本的視座の整理にとどまり、具体的な政策策定には至っておらず、寧ろ当該市場に比して競争の進展しているモバイル市場における競争の枠組み見直しの方向性が具体的に示されていることは上記答申案の背景等からして、バランスを欠く側面がある点も否めません。

以上のような課題については、今後、最終的な答申のとりまとめ及び今後の各種制度整備・フォローアップを実施する上で、十分に考慮いただくことを強く希望します。

世界的な潮流でもある超高速ブロードバンド基盤の整備を推進し、世界最高水準のブロードバンド環境の構築を推進することが日本再生のための喫緊の課題であることを改めて認識の上、「光の道」構想を具現化する政策立案・ルール整備を政府・業界一体となり推進していくことが肝要であると考えます。

以上を踏まえ、次頁より、本答申案の各項目に対する弊社共意見を詳述します。  
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見1-3 設備競争を損なわないよう留意しながら、サービス競争をバランス良く組み合わせることで競争政策を進めていくことが必要。電話網から IP 網への円滑な移行の実現に当たり、NTT 東西からのより具体的な情報開示が不可欠。

<はじめに>  
我が国の産業発展の基盤となるブロードバンドの更なる普及促進のため、情報通信審議会において政策の方向性について答申案が取りまとめられたことは、大変有意義であると考えます。  
ブロードバンド普及促進にあたっては、災害に備えた事業者ダイバーシティを確保し、競争を通じた技術革新や新しいサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないよう留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争政策を進めていく必要があります。  
そのためには、FTTHの更なる普及に向けて、線路敷設基盤の更なる開放を進めて設備競争を促進すると共に、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間の同等性を確保し、多様な選択肢の中からユーザがサービスを選べる環境を整えることが重要です。また、モバイル市場においても、これまでの設備競争によって国民にもたらされてきたサービスの革新性・利便性を維持しながら、MNOとMVNOの双方で市場を活性化させていくことが、国民利便の向上につながると考えます。  
さらに、公正競争を確保する観点では、固定系・モバイルの両市場において圧倒的なドミナントであるNTT東・西とNTTドコモを中心としたNTTグループが連携した場合、結果として競争が成り立たなくなり、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることにも留意が必要です。

サービスを3の類型に区分した上で、各サービスにつき、継続的提供や代替サービスへの移行等を円滑に行っていくとしている。また、コア網の IP 化に伴い、他事業者との接続や番号ポータビリティ等の運用が変化することから、事業者間協議等を通じて、想定される課題の迅速な解決を図っていくとしている。

また、答申(案)に示したとおり、本答申(案)は、PSTN から IP 網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方に関し、在るべき方向性について検討を行ったものであり、そのうち競争政策に関する個別論点に係る検討結果は第 II 編「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について」に示したとおりであるが、今後、総務省及び関係する審議会等において、具体的なルールの見直し等に向けて速やかな対応を行っていくことが適当である。

考え方1-3

■ 答申(案)に示したとおり、通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。  
PSTN から IP 網への移行に際し設備競争への影響等に配慮する必要性については、今後の参考とさせていただきます。  
今後、競争政策等の実効性を確保するために PDCA サイクルを回すことの重要性については、答申(案)に示したとおり、環境変化等を踏まえ、NTT 東西において継続的な検証や見直しを行うとともに、電話網移行円滑化委員会及びブロードバンド普及促進のための競争政策委員会としても、2012 年以降、適切なタイミングでフォローアップを行っていくこととしている。  
また、NTT 東西からの情報開示については、可能な限り早い段階から、積極的移行を促進するための方策を講じた上で具体的な移行計画を示すことにより、代替サービス等に自主的に移行する環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが

|  |  |
|--|--|
| <p>電話網からIP網への円滑な移行の実現にあたっては、上記のような設備ベースでの競争を通じて生まれる多様な選択肢の中から国民が主体的にサービスを選ぶことにより効率的に移行を進めることを前提とすべきであり、その上で電話網に残るユーザを保護するため、各サービスの利用実態を把握し、個々の課題を明確化して解消を図っていくことで、国民全体の負担を最小化すべきです。</p> <p>そのためには、ドミナントであるNTT東・西からのより具体的な情報開示が不可欠であり、今後、NTT東・西はどの機能をいつまでにIP網に移行し、PSTNやメタル回線を廃止する計画なのかをより明確にし、全てのユーザが円滑にIP網に移行できるよう、計画の妥当性を関係者間で議論すべきです。</p> <p>また、国民が主体的にIP網へ移行することを後押しするため、OAB-JIP電話におけるロケーションポータビリティを速やかに実現することも必要です。</p> <p>なお、これらの競争政策の実効性を確保するためには、政策に基づいて講じられた措置の実施状況について検証し、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すことが重要であり、今回創設される「公正競争レビュー制度」等を通じて、NTT東・西による機能分離の実施状況やNTTグループの排他的連携により競争が阻害されていないかを、本審議会において十分チェックしていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p> | <p>求められる。</p>  |
| <p>意見1-4 各課題について具体的な指標を示していただきたい。</p>  | <p>考え方1-4</p>  |
| <p>【総論】</p> <p>■ 各課題については、「考え方」において方向性や必要性を示して結んでいます、実現方法や時期についての具体的な指標を示して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>  | <p>■ 答申(案)に示したとおり、本答申(案)は、PSTNからIP網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方に関し、在るべき方向性について検討を行ったものであり、個別課題についてできる限り具体的な対応策を示したところであるが、今後、総務省及び関係する審議会等において、具体的なルールの見直し等に向けて速やかな対応を行っていくことが適当である。</p> |

## 2.「第1編 電話網からIP網への円滑な移行の在り方について」に対する意見

(電話網移行円滑化委員会において議論)



### 3. 「第II編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について」に対する意見

#### 総論

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-1 設備競争とサービス競争の両面から競争を促進することが重要。設備競争がベースであるが、モバイル市場においては設備競争に加え、MVNOによる競争が重要。</p>   | <p>考え方3-1</p>  |
| <p><b>ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について</b></p> <p>■ 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現にPSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>一方、携帯電話等のモバイル市場では、少数の周波数割当て事業者しか設備競争を行えないのが現状です。また、有限希少な周波数は、国民の共有財産であることから、可能な限り、広く多くの者で利用することが求められます。</p> <p>以上から、本来ブロードバンドの普及促進に向けては、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することが重要であり、なかでも「設備競争」が、そのベースであります。有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、「設備競争」に加え、「MVNOによる競争」が重要と考えております。</p> <p>加えて、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定するとともに、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して、厳正な規制（接続規制・行為規制等）を導入することが必要であります。</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、市場の活性化のためには、周波数の割当てを受けない MVNO の参入を促進し、公正競争を確保することは重要である。</p> |

情報通信市場全体では、NTTグループ、更には資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスが、既に進展しております。このグループドミナンスの問題は、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策を検討するうえで非常に重要な問題であるため、総合的な市場支配力に着目した規制の導入も含め、グループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度の導入に向け早急に検討を行うとともに、既に進行している問題に対して、現行制度でとり得る最大限の措置を直ちに講じるべきと考えます。

以上の考えを踏まえ、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について、その他の観点を含め、意見させていただきます。

(ケイ・オプティコム)

## 第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

| 意見  | 考え方   |
|---|---|
| <p>意見3-2 NGN については、公正競争を促進する観点から、設備競争を後退させないよう配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべき。</p>  | <p>考え方3-2</p>   |
| <p>■ 先述のとおり、NGNについては、公正競争を促進する観点から、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべきです。また、一種指定設備であるNGN上で提供されるIP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>   | <p>■ NGN については、NGN 答申等に基づき、一種指定設備に指定されたものであり、当該指定の妥当性については、市場実態を踏まえて毎年度検証することとされているところ、競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方(2010 年度)においても、「引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる」とされており、現在、これに基づき必要な規制が課されている。</p>  |
| <p>意見3-3 当社の NGN だけをアクセスと一体であることを理由に一種指定設備としていることには合理性がなく、NGN を一種指定設備と整理していることや、そのアンバンドル化の促進を図る政策議論を行っていること自体、市場や競争の実態が的確に反映されていない。NGN のオープン化・アンバンドルについては、一方的な規制に基づき行うのではなく、同じ IP 網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたい。</p>  | <p>考え方3-3</p>   |
| <p>■ ①サービス競争について</p> <p>現在のサービス競争については、冒頭の総論で述べた通り、電話時代のNTTのネットワーク・アンバンドルをベースにした電気通信サービスの競争から、インターネットの上で提供されるコンテンツやアプリケーション等のサービスの競争へと既に移行しています。</p> <p>したがって、サービス競争については、NTTネットワーク設備のアンバンドルによる「設備の貸し借り」ではなく、コンテンツやアプリケーション等によるサービス競争こそが、ブロードバンドの普及促進につながるため、その観点に基づいた利用者利便の向上に資する競争政策が必要であると考えます。</p> <p>②NGNの更なるアンバンドルについて</p> <p>音声通話サービスが中心であった電話時代は、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかありませんでした。しかしIP・ブロードバンド時代においては、多数の事業者が競争下でIP網を自ら構築しており、また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供していることから、「一体として設置され連携して機能している」ことをもってNTTのNGNだけが指定電気通信設備とされていることには合理性がないと考えます。</p> <p>また、IP網は、委員会での議論の中で委員からのご発言にもあったように、固定でも移動でも、各事業者が自由に構築し、既に全国展開されており、IP・ブロードバンドユーザ数は、NTT東西の約2,000万に対して、他事業者合計では約1億4千万もあり、NTT東西のシェアは約1/8に過ぎず、ボトルネック性はなく、市場支配的でもないと考えます。</p> | <p>■ サービス競争については、答申(案)に示したとおり、上位レイヤー市場の戦略的重要性が高まっていることも踏まえ、NGN において、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっているものと考えます。</p> <p>NGN と一種指定設備の関係については考え方3-2に同じ。</p> <p>NGN については、NGN 答申において、概ね 2010 年度までの構築・普及期を念頭に接続ルールが整備されたものであり、2011 年度以降の発展期には改めて接続ルールの見直しを検討することが適当とされている。今般、NGN において実質的な公正競争環境が整備されることの必要性を確認した上で、主に発展性を重視し、個別の論点について取り組むべき方向性の整理を行ったものである。総務省及び関係事業者等においては、本答申の内容を踏まえた所要の対応を速やかに行うことが必要である。</p> |

このように市場構造は指定設備規制が導入された1997年以降の十数年間で全く様相が一変しており、また、NGNが第一種指定電気通信設備とされた2008年と比べても、モバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが大きく進んでいます。電話時代の考え方を踏襲してNGNを指定電気通信設備と整理していることや、そのアンバンドル化の促進を図る政策議論を行っていること自体、市場や競争の実態が的確に反映されていないと考えます。

(NTT 持株)

■ (1) NGNのオープン化・アンバンドルについて

- ・ 通信事業者が当初NTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNと異なり、IP網は、最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせ、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。
- ・ このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせ、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。
- ・ また、IP網は、委員会での議論の中で委員からの指摘にもあったように、固定でも移動でも、各事業者が自由に構築し、既に全国展開されており、ADSLを含むIP・ブロードバンドユーザ数は、NTT東西の約2,000万に対して、他事業者合計では約1億4千万もあり、NTT東西のシェアは約1/8に過ぎません。  
さらに、固定だけでみても、ほぼ100%NTTの電話交換機を経由せざるをえなかった時代の電話網とは異なり、IP網の場合、NTT東西のIP網を経由することなくブロードバンドサービスを利用できるユーザは約1,600万程度いることから、当社のNGNにボトルネック性はなく、市場支配的でもないと考えます。
- ・ このように、市場構造は指定設備規制が導入された1997年以降の10数年間で全く様相が一変しており、また、NGNが指定電気通信設備とされた2008年と比べても、移動のブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが大きく進んでいます。電話時代の考え方を踏襲してNGNを指定電気通信設備と整理していることや、そのアンバンドル化の促進を図る政策議論を行っていること自体、市場や競争の実態が的確に反映されていないと考えます。
- ・ 諸外国においても、NGNを含めIP網を規制している例はありません。
- ・ したがって、NGNのオープン化・アンバンドルについては、当社に対する一方的な規制に基づき行うのではなく、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと考えます。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ (1)NGNのオープン化・アンバンドルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信事業者が当初NTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNと異なり、IP網は、最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせ、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。</li> <li>このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせ、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。</li> <li>・ また、IP網は、委員会での議論の中で委員からの指摘にもあったように、固定でも移動でも、各事業者が自由に構築し、既に全国展開されており、ADSLを含むIP・ブロードバンドユーザ数は、NTT東西の約2,000万に対して、他事業者合計では約1億4千万もあり、NTT東西のシェアは約1/8に過ぎません。</li> <li>さらに、固定だけでみても、ほぼ100%NTTの電話交換機を経由せざるをえなかった時代の電話網とは異なり、IP網の場合、NTT東西のIP網を経由することなくブロードバンドサービスを利用できるユーザは約1,600万程度いることから、当社のNGNにボトルネック性はなく、市場支配的でもないと考えます。</li> <li>・ このように、市場構造は指定設備規制が導入された1997年以降の10数年間で全く様相が一変しており、また、NGNが指定電気通信設備とされた2008年と比べても、移動のブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが大きく進んでいます。電話時代の考え方を踏襲してNGNを指定電気通信設備と整理していることや、そのアンバンドル化の促進を図る政策議論を行っていること自体、市場や競争の実態が的確に反映されていないと考えます。</li> <li>・ 諸外国においても、NGNを含めIP網を規制している例はありません。</li> <li>・ したがって、NGNのオープン化・アンバンドルについては、当社に対する一方的な規制に基づき行うのではなく、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |   |
| <p>意見3-4 ブロードバンドの普及促進の実現には先ずは設備競争の活性化の促進のための各種ルール整備の推進が必要。NGNの新たなアンバンドルについては、設備競争を損なわないよう十分に留意し、行き過ぎたアンバンドル化は行わないよう慎重な検討が必要。</p>   | <p>考え方3-4</p>   |
| <p>■ ブロードバンドの普及促進の実現には先ずは設備競争の活性化を促進するための各種ルールの整備を推進することが必要です。</p>   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>よって、サービス競争におけるNGN上の新たなアンバンドルについては自らの設備による競争を損なわないよう十分に留意し、行き過ぎたアンバンドル化は行わないよう慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ジェイコムグループ)</p> | <p>進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>NGNの機能のアンバンドルについては考え方3-2に同じ。</p> |
|--|--|

## 1 中継局接続機能のオープン化 (1)中継局接続機能のオープン化

| 意見  | 考え方   |
|---|---|
| <p>意見3-5 現在の中継局接続機能の更なるオープン化を適当とする答申(案)の方向性に賛同。</p>   | <p>考え方3-5</p>   |
| <p>■ 現在の中継局接続機能の更なるオープン化(設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化)を図るために必要な措置をとることが適当とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p> <p>■ 今後のPSTNからIP網へのマイグレーションの進展に当たり、NTT東西殿と接続事業者のIP網同士の直接接続が増加すると想定されることから、答申案にある中継局接続機能の更なるオープン化を適当とする方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>   |
| <p>意見3-6 中継局接続の新たな設定単位の導入等については、これまで接続事業者から具体的な要望は受けていない。具体的な要望があれば、答申(案)に記載された課題も含め、設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく。また、中継局接続のPOI新設については、意識合わせの場において事業者から意見をよく聞いた上で検討していく。なお、IP網の接続については、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねるべき。</p>   | <p>考え方3-6</p>   |
| <p>■ 現在の中継局接続の設定単位等(10Gメニューの設定等)については、NGNのフィールドトライアルなどの場で、接続事業者のご意見もよく伺った上で対応してきたものであり、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)でも、ポート単位の定額制接続料が妥当との考えが示されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加えて、これまでのところ、中継局接続機能の利用はNTT東西間接続でしか実績がないものであり、その利用形態については、今後のIP網同士の接続の進展に伴い、様々なご要望が上がってくる中で検討を深めていくべきものと考えます。</li> <li>・ 既に関係事業者間の意識合わせの場にて、IP網の直接接続について関係事業者間で議論を進めているところであり、具体的なご要望があれば、答申案に記載された三点の課題も含</li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当である。</p> <p>オープン化の内容については、設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化等が考えられるが、NTT東西においては、関係事業者間での議論も踏まえ、その内容について検討を進めることが適当である。</p> |

め、中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく考えです。

- ・なお、「PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことが重要」とありますが、冒頭に申し上げたとおり、IP網の接続については、電話時代の考え方を継続することを最優先して当社NGNを一方的に規制するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

■ 現在の中継局接続の設定単位等(10Gメニューの設定等)については、NGNのフィールドトライアルなどの場で、接続事業者のご意見もよく伺った上で対応してきたものであり、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)でも、ポート単位の定額制接続料が妥当との考えが示されているところです。

- ・加えて、これまでのところ、中継局接続機能の利用はNTT東西間接続でしか実績がないものであり、その利用形態については、今後のIP網同士の接続の進展に伴い、様々なご要望が上がってくる中で検討を深めていくべきものと考えます。
- ・既に関係事業者間の意識合わせの場にて、IP網の直接接続について関係事業者間で議論を進めているところであり、具体的なご要望があれば、答申案に記載された三点の課題も含め、中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく考えです。
- ・なお、「PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことが重要」とありますが、冒頭に申し上げたとおり、IP網の接続については、電話時代の考え方を継続することを最優先して当社NGNを一方的に規制するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねていただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

## 1 中継局接続機能のオープン化 (2)中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| 意見3-7 答申(案)に示された中継局接続に係る POI を増設すべきとする方向性に賛同。  | 考え方3-7                      |
| <p>■ 現在弊社業務エリア内においては、NTT東西との中継局接続の POI が存在しない状況ですので、報告書案に賛同いたします。</p> <p>なお、弊社等の地方エリアの事業者には伝送路費用等が過度な負担にならないように及び輻輳時の負荷分散をするためにも、最低各地方ブロックに1箇所以上の POI を予め増設す</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ることは必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東北インテリジェント通信)</p> <p>■ IGS接続に係るPOIとの関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係るPOIを予め増設することが必要とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>地域系事業者だけでなく自前コア網を有する接続事業者にとっても、自網を最大限活用した伝送とすることは経済合理性があるため、POIの接続箇所が増設されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p> <p>■ 答申案にある中継局接続に係る POI を増設すべきとする方向性に賛同します。なお、POIの増設にあたっては、既存伝送路の活用等を含む接続事業者のコスト面やトラフィック量に留意し、効果的な場所に順次 POI を設置していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   |  |
| <p>意見3-8 POIの新設については、関係事業者からの意見をよく聞いたうえで検討する。その検討に際しては、関係事業者の意見を踏まえつつ、極カルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所を POI の新設場所としたい。</p>  | <p>考え方3-8</p>  |
| <p>■ 現在、当社との中継局接続のPOIは2ビルとしていますが、これ以外のビルでのPOI新設については、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえで検討していく考えです。</p> <p>・ なおその検討に際しては、</p> <p>① POI新設には各POIビルで事業者間接続用のゲートウェイルータ(GWR)の新設が必要となること、</p> <p>② 当該POIビルに設置するルータに接続トラフィックが集中すること、</p> <p>から、関係事業者のご意見を踏まえつつ、極カルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としていきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ 現在、当社との中継局接続のPOIは2ビルとしていますが、これ以外のビルでのPOI新設については、関係事業者間の意識合わせの場において、事業者からご意見をよく伺いたうえで検討していく考えです。</p> <p>・ なおその検討に際しては、</p> <p>① POI新設には各POIビルで事業者間接続用のゲートウェイルータ(GWR)の新設が必要となること、</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い、創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所に相互接続点が設置されることが望ましい。今後他事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、IGS 接続に係る POI との関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係る POI を予め増設することが必要である。</p> <p>POI 新設に当たっては、御指摘の点の他、上述のとおり、IGS 接続に係る POI との関係や適切な負荷分散を図る必要がある点に留意することが必要である。</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p>② 当該POIビルに設置するルータに接続トラフィックが集中すること、から、関係事業者のご意見を踏まえつつ、極力ルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としていきたいと考えております。</p> <p>(NTT 東日本)</p> |  |
|--|--|

## 2 収容局接続機能のオープン化

| 意見  | 考え方                                |
|---|------------------------------------|
| <p>意見3-9 収容局接続機能について、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化や接続事業者から示されているフレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>  | <p>考え方3-9</p>                      |
| <p>■ 収容局接続機能については、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化や接続事業者から示されているフレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>ISPレイヤーからみて、サービス形態の多様化が進むことは、サービス競争の促進につながり利用者料金の低廉化にも寄与すると考えられるため、実現に向けた検討を期待します。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ 接続事業者が電話サービスやインターネット接続サービス等を提供する多様なメニューがNTT-NGNにおいて創出されることが重要であることから、今後、収容局接続機能のオープン化やその他補完的な措置について検討を行うこととする答申案の方向性に賛同します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>          | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>        |
| <p>意見3-10 フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルについても、分岐単位接続料制度と同様、接続事業者だけを優位にすることで、設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうおそれがあることから慎重に検討すべき。</p>   | <p>考え方3-10</p>                     |
| <p>■ フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルについても、分岐単位接続料制度(OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル)と同様、接続事業者だけを優位にすることで、設備競争を否定し、公正競争環境を大きく損なうおそれがあることから慎重に検討するべきです。</p> <p>特に、現在、ISP事業者によるISPサービスとフレッツ光のセットメニューである「〇〇withフレッツ」が販売の主流となっておりますが、この「〇〇withフレッツ」は、ISP事業者がお客様の前面に立って、フレッツ光を含めて販売・提供等されております。</p> <p>これにより、実態的に「〇〇withフレッツ」は、NTT東西殿以外のFTTH事業者やCATV事業者と競合関係にありますので、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを行わずとも、既に競争環境は整備されていると考えます。</p> | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p> |

|   |   |
|---|---|
| (ケイ・オプティコム)   |   |
| <p>意見3-11 NGN の收容局接続機能に地域IP網と同様の 100M メニューを設けることについて、具体的な要望があれば検討していく。收容局接続機能の更なるオープン化の補完的措置として、いわゆるフレッツ光サービスの卸提供(1 ユーザ単位の接続料化)が例示されているが、提供は困難であり、実施する考えはない。</p>  | 考え方3-11   |
| <p>■ NGNの收容局接続機能の設定単位等については、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)にて、收容ルータ単位の定額制接続料とすることが妥当との考えが示されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、地域IP網と同様の100Mメニューを設けることについて、具体的なご要望があれば、その提供に向けて検討していく考えです。</li> <li>・ なお、收容局接続機能の更なるオープン化の補完的措置として、いわゆるフレッツ光サービスの卸提供(1ユーザ単位の接続料化)が例示されておりますが、以下の理由から提供は困難であり、実施する考えはありません。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接続料化するには、特定のISP事業者に対して接続を限定する必要があるが、NGNでは特定のISPに限定することができない仕様となっていること。</li> <li>② 仮に、接続先を特定のISP事業者に限定しようとすると、お客様は複数のISPを自由に切替えて利用したり、ISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することができなくなり、お客様の利便性が低下すること。</li> <li>③ そもそも、当社では個々のお客様がどのISPを選択しているか把握しておらず、ISPを特定することができないこと。</li> <li>④ 卸役務として提供するか否かは、強制されるものではなく、当社の判断で決定されるべきものであること。</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ NGNの收容局接続機能の設定単位等については、これまでのところ、他の設定単位等の導入に係る具体的なご要望はいただいておりません。また、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月)にて、收容ルータ単位の定額制接続料とすることが妥当との考えが示されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、地域IP網と同様の100Mメニューを設けることについて、具体的なご要望があれば、その提供に向けて検討していく考えです。</li> <li>・ なお、收容局接続機能の更なるオープン化の補完的措置として、いわゆるフレッツ光サービスの卸提供(1ユーザ単位の接続料化)が例示されておりますが、以下の理由から提供は困難であり、実施する考えはありません。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接続料化するには、特定のISP事業者に対して接続を限定する必要があるが、NGNでは特定のISPに限定することができない仕様となっていること。</li> </ol> </li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、NGN の收容局接続については、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当であり、NTT 東西においては、他事業者からの要望も踏まえつつ検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、NGN 答申において、「ISP 接続については、現在、NTT 東西の接続約款上、接続料が設定されていないが、NGN の ISP 接続について接続料が設定されると、NGN をコストに適正利潤を加えた額で利用可能となり、当該額からは営業費用等が控除されるので、NTT 東西と ISP 事業者が NGN と ISP 部分を「ぶつ切り」料金でそれぞれ利用者に請求するよりも安価な料金でのサービス提供が期待され、その結果サービス競争が促進されることとなる」との評価が示されており、「今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的問題等を含め引き続き検討することが適当」と整理されている。このことも踏まえ、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても技術的な課題等の必要な検討を行うことが適当である。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>② 仮に、接続先を特定のISP事業者限定しようとする、お客様は複数のISPを自由に切替えて利用したり、ISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することができなくなり、お客様の利便性が低下すること。</p> <p>③ そもそも、当社では個々のお客様がどのISPを選択しているか把握しておらず、ISPを特定することができないこと。</p> <p>④ 卸役務として提供するか否かは、強制されるものではなく、当社の判断で決定されるべきものであること。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
|---|--|

### 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-12 答申(案)に示された「インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる」との考え方に賛同。</p>  | <p>考え方3-12</p>   |
| <p>■ &lt;該当箇所&gt;<br/>ウ 考え方<br/>インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>&lt;意見&gt;<br/>本項に示された考え方に賛同します。<br/>設備競争とサービス競争のバランスはブロードバンドサービスの普及促進と将来の通信サービス・通信事業の健全な発展には不可欠なものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(STNet)</p>  | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-13 NTT 東西から提供された配線ブロック情報については、事後的に配線区画が分割／縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT 東西の利用部門と競争事業者との間で公正な競争環境が確保されていない状況。競争事業者が効率的にユーザを集められるよう配線区域内のシェア利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要。</p> <p>■ NTT東・西の加入ダークファイバやシェアアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重要になりますが、NTT東・西から提供された配線ブロック情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。</p> | <p>考え方3-13</p> <p>■ 配線ブロックの在り方については、答申(案)に示したとおり、配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得るものであり、今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>NTT東・西が主張している1配線区域の平均世帯数(NTT東:約50、NTT西:約40)についても、本来、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線ブロックを占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区域内世帯数の確保がなされていない懸念があります。競争事業者が効率的にユーザを集められるよう配線区域内のシェア利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要と考えます。<br/>(KDDI)</p>  | <p>における競争促進の在り方について検討することが必要である。この検討に資するため、NTT 東西においては、現在の配線ブロックの世帯数や需要が疎であるエリアの分布状況などの設備構築状況について総務省に報告を行うことが適当である。<br/>なお、本件については、分岐単位接続料設定の適否と関連する側面もあることから、御意見に示された内容も参考としつつ、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)においても分岐単位接続料設定の適否とあわせて検討することが適当である。</p> |
| <p>意見3-14 今後、需要が疎なエリアにおける光配線区画については、分岐端末回線の料金が高くなる可能性があることや開通期間が長くなることなどの留意点も踏まえつつ検討していく。</p>   | <p>考え方3-14</p>   |
| <p>■ 当社としても、今後、需要が疎なエリアにおける光配線区画については、下記の観点から、検討していく考えです。</p> <p>(参考)既存の光配線区画よりもカバーエリアが広い配線区画を設定する場合の留意点</p> <p>①主端末回線の数は少なくても済むものの、局外スプリッタからお客様宅までの距離が一般には長くなることから、分岐端末回線の料金は高くなる可能性が高いこと。<br/>②既存の光配線区画を跨って配線する等、既存の光ファイバケーブルを利用できない場合は、開通納期も長くなる場合があること。<br/>③本格運用に向けては、システム改造が必要となること。<br/>(NTT 西日本)</p> <p>■ 当社としても、今後、需要が疎なエリアにおける光配線区画については、下記の観点から、検討していく考えです。</p> <p>(参考)既存の光配線区画よりもカバーエリアが広い配線区画を設定する場合の留意点</p> <p>①主端末回線の数は少なくても済むものの、局外スプリッタからお客様宅までの距離が一般には長くなることから、分岐端末回線の料金は高くなる可能性が高いこと。<br/>②既存の光配線区画を跨って配線する等、既存の光ファイバケーブルを利用できない場合は、開通納期も長くなる場合があること。<br/>③本格運用に向けては、システム改造が必要となること。<br/>(NTT 東日本)</p> | <p>■ 考え方3-13に同じ。</p>   |
| <p>意見3-15 配線ブロックの適正化は公正競争環境下でのサービス競争の促進のための根本的な解決策にはならず、分岐単位接続料の設定が必要。</p>  | <p>考え方3-15</p>   |

■ 配線ブロックの見直しの検討にあたっては、以下の内容を留意することが必要と考えます。

配線ブロックの適正化を図ることは、接続事業者のコスト効率性を改善し、結果として1回線当たりの接続料の低廉化を実現することは可能ですが、公正競争環境下でのサービス競争の促進に対する解決策にはならないと考えます。

ADSLサービスがNTT東西殿のシェアが相対的に抑制されたフェアな市場として成功した背景としては、ラインシェアリングと接続料金の低廉化等といったアンバンドルルールを導入により、NTT東西殿が独占的な地位を有する加入電話サービスからインターネットサービスを切り離し、別市場としての競争環境が存在したからであり、当社のようなインターネットサービスに特化したビジネスモデルを有する新規参入事業者にとっても公正競争が成り立つ環境であったことが挙げられます。その結果、多数の新規参入事業者が市場を牽引することで、料金競争による料金の低廉化や利用者利便性の向上、ブロードバンドサービス普及率の向上に寄与したものと考えます。

しかしながら、現状のNGNにおける光アクセス回線の競争環境を見た場合、電話サービスの顧客基盤を活かし、映像などのサービスと合わせてインターネットサービスを提供する一部の大規模事業者のみがサービス提供している状況であり、8分岐単位の光ファイバ貸出を前提とした配線ブロックの拡大議論については、そういった既存の大手事業者にとっての収容効率の向上を図るための議論でしか無く、当社のようなインターネットサービスに特化したサービスを提供する接続事業者からすれば公正競争環境の観点では何ら根本的な解決とはなりません。

そのため、NGNのアクセス回線における競争を促進する観点においては、当社の提案するファイバシェアリング等、FTTH市場においても小中規模の事業者が新規参入可能となる競争環境の実現が必要と考えます。

(イー・アクセス)

■ メタル回線を中心とするNTT東西殿のレガシー網で競争が進展したのは、ドライカップ等の1ユーザ単位での接続料設定がなされ、競争事業者において1ユーザ毎のサービス提供(1ユーザ単位での競争)が可能となったことが極めて大きな要因です。答申案に示された配線ブロックの在り方(戸数が過小な配線ブロック等)に係る見直しを行った場合でも、採算性を確保するためには依然として複数ユーザの獲得が前提であり、このことはメタル回線を中心とするレガシー網での競争環境からの後退を意味しています。配線ブロックの見直しは接続事業者の事業の採算性を高める可能性があることは事実ですが、地域特性により採算性に差分が出る(高コストのルーラルエリアではそもそも獲得回線数にも限界があり採算が取れない)等その効果は十分とは言えないため、分岐単位接続料設定の実現は必須であると考えます。従って、後述するようなGC接続類似機能等の1ユーザ単位での光アクセスのアンバンドルメニューを早期に実現し、公平な競争環境整備を推進することを最優先で検

■ 考え方3-13に同じ。

|  |                      |
|--|----------------------|
| <p>討すべきと考えます。なお、光ファイバ市場が草創期の段階にある英国においては、BT と競争事業者が公正かつ経済的に競争できる環境を整備するため、実現性の高いアクセスの形態として、BT に VULA (Virtual Unbundled Local Access) の提供義務が課される等、OSU を共用したうえでの 1 ユーザ単位でのアンバンドルメニューが用意されている状況にあります。今後の議論の際には、こうした諸外国における OSU 共用や 1 ユーザ単位での接続料設定の実績も参考としつつ、検討を行って頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |                      |
| <p>意見3-16 配線ブロックの見直しについては、総合的なコストが見直しの結果として削減できるエリアについては通常の設定構築手法として行うべきだが、費用増となるエリアに対してまで見直しを行い、当該コストを一方的に設備事業者が負担することには反対。</p>   | <p>考え方3-16</p>       |
| <p>■ 配線ブロックの見直しは、設備の収容率を高める点では有効に働く可能性はあるものの、実際に設備構成を見直す場合、光ファイバ敷設距離が長くなることで、工事にかかる費用が増えたり、開通までに要する期間が長くなったりする等、利用者が不利益を被る可能性がある等の課題があります。</p> <p>また、実際には設備変更を行わずに、配線ブロックの見かけ上の変更を行うことは、実際に設備構築する際にかかる費用が正しく接続料に反映されず、結果的に自ら投資する設備事業者が、借りだけの接続事業者に対して不利な競争条件を強いられることとなります。</p> <p>そのため、配線ブロックの見直しについては、光回線、OSU等費用を含め、総合的なコストが見直しの結果として削減できるエリアについては通常の設定構築手法として行うべきですが、費用増となるエリアに対してまで見直しをし、当該コストを一方的に設備事業者が負担することには反対です。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 考え方3-13に同じ。</p> |

### 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (2)光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| <p>意見3-17 エリア展開情報等の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要とする答申(案)の考え方に賛同。</p>   | <p>考え方3-17</p>              |
| <p>■ エリア展開情報等の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>競争環境を整備する上で、NTT東西殿の利用部門との情報の同等性を確保することは極めて重要であり、解決すべき課題と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>■ NTT 東西殿の各種設備情報は、接続事業者の事業展開や設備構築にとって必要不可欠であることから、光ファイバのエリア展開状況の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上のため、当該情報の開示の在り方等を見直すとする答申案の方向性に賛同します。なお、開示のタイミングや内容については、公正競争環境確保の観点で、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者間で差異が生じることのないよう、十分に留意することが必要です。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |  |
| <p>意見3-18 NTT 東西に対して設備構築に係る情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT 東西の利用部門と競争事業者との間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべき。</p>  | <p>考え方3-18</p>   |
| <p>■ NTT東・西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けて着実な運用を徹底するとともに、NTT東・西に対してWEB等で配線区画情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT東・西の利用部門と競争事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>  | <p>■ 答申(案)に示したとおり、配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうるという観点等も踏まえ、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要である。以上に資するため、NTT 東西においては、開示すべき情報を整理し、総務省に報告を行うことが適当である。</p> |
| <p>意見3-19 光配線区画情報については、接続事業者と協議の上、情報提供に要する期間の短縮を実施するとともに、定期的な情報提供等についても、接続事業者に対し提案し、実施に向けた検討を行っているところ。今後も、引き続き、接続事業者の要望を踏まえ、情報開示の充実化に努める。</p>  | <p>考え方3-19</p>   |
| <p>■ 現在、光の展開エリア情報については、決定後、速やかに提供開始の概ね3ヶ月前にホームページで開示しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光配線区画情報については、接続事業者と協議の上、予め調査ビルと調査期間を指定することで、定期的な光配線区画情報の提供や光配線区画自体の変動に関する情報の提供についても、接続事業者に対し提案し、現在、実施に向けた検討を行っているところです。</li> <li>・ 今後も、引き続き、接続事業者のご要望を踏まえ、情報開示の充実化に努めていく考えです。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 現在、光の展開エリア情報については、決定後、速やかに提供開始の概ね3ヶ月前にホームページで開示しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光配線区画情報については、接続事業者と協議の上、光配線区画情報の調査方法を見直すことにより、従来、数十ビルの調査に3~4ヶ月程度要していた期間について、数百ビルの調査で2ヶ月以内に対応可能とするとともに、予め調査ビルと調査期間を指定することで、定</li> </ul> | <p>■ 考え方3-18に同じ。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>期的な光配線区画情報の提供や光配線区画自体の変動に関する情報の提供についても、接続事業者に対し提案し、現在、実施に向けた検討を行っているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も、引き続き、接続事業者のご要望を踏まえ、情報開示の充実化に努めていく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
|--|--|

### 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (3)接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-20 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)にて建設的な議論が行われ、かつ何らかの解決策が見出せるよう、答申(案)においては、本年度中の結論を導き出すとする記載を追記することを強く要望。光のファイバシェアリングが、最も優先して検討されるべき接続形態。</p>  | <p>考え方3-20</p>   |
| <p>■ FTTH市場においても、公正な競争環境を構築させる前提にたてば、NGNのオープン化および光ファイバの分岐単位接続料の実現についての検討は、実質的には今回が最後の機会と考えます。現状のままではPSTNの移行が進むに従って、FTTH市場はNTT東西殿の独占化が更に進み、サービス競争が促進されないばかりか固定ブロードバンド市場全体の縮小に繋がる懸念が懸念されます。</p> <p>従って、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)にて建設的な議論が行われ、かつ何らかの解決策が見出せるよう、各委員会及び電気通信事業部会でも確りと方向付けて頂くこと、及び答申(案)については本年度中の結論を導き出すとする記載を追記していただくことを強く要望します。</p> <p>当社が「②光のファイバシェアリング」を提案している理由は以下の4点になり、最も優先して検討されるべき接続形態と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADSLサービス同様、1本の光ファイバ上で電話サービスとインターネットサービスをそれぞれ別の事業者が提供可能な形態を実現するものであり、IP電話はNTT東西殿に継続提供して頂くことが可能かつインターネットサービスは小中規模事業者であっても新規参入が可能である(ADSL事業者にとっても後継サービスになり、代替サービスの位置付け)</li> <li>・ 接続事業者のコアNWに価格競争力があり、料金の低廉化を促進する可能性から、より利用者メリットの高い市場として拡大が図られる</li> <li>・ 上位レイヤーの事業者からもアクセスの選択性が高まる</li> <li>・ 装置置換や新たな技術開発等が不要で、実現までの期間が最も短いことが想定される</li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、接続事業者から示されている提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の適否に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、御意見に示された内容も参考としつつ、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当である。</p> |



|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>PSTNから光IPへのマイグレーションの本格的な進展の中で、当社のようなインターネットに特化した事業者が、FTTH市場においても継続的な事業展開が可能となるよう、PSTNのアクセス回線におけるサービス競争環境をNGNにおいても実現して頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   |                      |
| <p>意見3-21 分岐単位接続料やそれに類似した接続料の設定について、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT 東西にコストをつけ回すことや、設備を共用にすることで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞するといった理由から、その導入には反対。</p>  | <p>考え方3-21</p>       |
| <p>■ 今回一部の接続事業者から①GC 接続類似機能のアンバンドル、②光ファイバシェアリング、③波長重畳接続機能のアンバンドルの提案がありました。</p> <p>これらの提案については、従来から議論されてきた、加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定(OSUの共用)と同様に、以下の大きな問題が存在します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すこと</li> <li>2. 設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞すること</li> </ol> <p>既に現行の一芯単位接続料制度を活用しサービス競争を実現している事業者が存在し、競争環境が正当に機能しているなか、分岐単位接続料制度の導入は必要ないと考えます。</p> <p>これら制度の導入により、設備競争が衰退することは、将来的市場の寡占によるユーザー料金の値上がりや技術革新の遅れ等、ユーザーにとっても不利益な状況を引き起こす懸念があります。</p> <p>公平な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、設備事業者の否定に繋がるものであり、これらの制度の導入には反対いたします。</p> <p style="text-align: right;">(東北インテリジェント通信)</p> <p>■ 弊社は、妥当性を欠く光ファイバ接続料の設定に繋がる制度の導入には反対いたします。</p> <p>OSU共用による分岐単位接続料の設定に関しては、1点目の問題として、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、自らリスクを取って設備投資した地域アクセス系事業者・CATV事業者など全ての設備事業者が、借りるだけの接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されます。そのような中、技術革新の阻害に繋がる政策の導入には、設備事業者として断</p> | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>固反対する次第です。</p> <p>これらは、OSU共用のみならず、それに類似した制度（GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル）のいずれを導入した場合にも同様に発生する、解決し難い大きな問題です。</p> <p>以上の理由から、本答申案に示されている分岐単位接続料設定に繋がるいずれの諸制度案に対しても反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されており、現状においても、競争環境は正当に機能していることから、分岐単位接続料制度（OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル）には全く合理性が無いと考えております。また、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>このような取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力の否定に繋がるものであり、到底許容できるものではありません。</p> <p>加えて、一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば現状のISP事業とほぼ同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度（OSU共用、GC接続類似機能のアンバンドル、光のファイバシェアリング、波長重畳接続機能のアンバンドル）は全く必要ありません。</p> <p>なお、コスト負担の在り方が公正であり、競争条件を歪めない点において、現行の一芯単位接続料制度が最も合理的な制度であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">（ケイ・オプティコム）</p> |                      |
| <p>意見3-22 分岐貸しという接続形態については、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があること等から、実施する考えはない。現在の光ファイバ接続料は低廉化しており、8分岐に1ユーザの獲得でもすれば参入可能な水準であり、2~3ユーザの獲得でADSL並みのユーザ料金も実現可能。</p>  | <p>考え方3-22</p>       |
| <p>■ ③光アクセスの分岐単位接続料について</p> <p>これまで申し上げてきました通り、分岐貸しという接続形態については、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があること等から、実施する考えはありません。また、分岐端末回線単位の接続料についても、設備構築事業者の適切なコスト回収を妨げ、投資インセンティブを損なうこと等、多くの問題があるため設定する考えはありません。</p> <p>電気通信事業では、固定に比べ、モバイルは圧倒的に営業利益率が高いため、一部の他事業者はモバイルの方へ経営資源を集中し、利益率の低い固定には自ら投資等は行わず、NTT東西から安く設備を借りることに注力しています。現在の光ファイバ接続料は3千円</p>  | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>/芯・月程度まで既に低廉化していることから、8分岐に1ユーザの獲得でもすれば参入可能な水準であり、2～3ユーザの獲得でADSL並みのユーザ料金も実現可能です。</p> <p>現に、NTT東西の光ファイバを利用する接続事業者は、自ら営業リスクを取って全国的に事業拡大しており、特に宮城県や石川県等では、当該事業者の純増シェアが大きく伸張しています。また、関西エリアでは、設備競争事業者及びNTT西日本の光ファイバを利用する接続事業者との競争が激化しており、NTT西日本の純増シェアが四半期ベースで2割程度にまで低下した県が複数存在するなど、現に有効な競争状態にあります。したがって、光サービス市場に参入するか否かは接続料の水準ではなく、経営の意思の問題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 持株)</p>  |                      |
| <p>意見3-23 8分岐単位料金で自社専用のOSUを利用したサービスを提供しており、企業努力を重ねた結果、加入者数も増加しており、競争が促進されてきていることから、設備競争を後退させないよう配慮すべき。「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入すると、設備事業者との間の公平な競争環境を損なうことになることから、安易に実施すべきではない。まずは、配線区域内世帯数の適正化、加入光ファイバの展開エリア情報や光配線区画情報の正確かつ迅速な公開ルール等、公正に競争できる環境を整備することが先決。</p>   | <p>考え方3-23</p>       |
| <p>■ 先述のとおり、アクセス回線における競争については、弊社は8分岐単位料金で自社専用のOSUを利用した「ギガ得プラン」サービスを提供しております。自社専用のOSUを利用することにより、通信速度の向上を実現するなどサービスの差別化を図っていることに加え、エリア拡大とともに設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています。その結果として、現在においてはシェア漸増とともに市場全体の加入者数も増加しており、競争が促進されてきていることから、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮すべきです。</p> <p>その点、現行のアンバンドルに加えて、「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」やこれに類似するアンバンドル機能を導入すると、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになることから、安易に実施すべきではありません。まずは、現行のアンバンドルにおいて、競争事業者が円滑にFTTHサービスの提供を図れるように、配線区域内世帯数の適正化、加入光ファイバの展開エリア情報や光配線区画情報の正確かつ迅速な公開ルール等、公正に競争できる環境を整備することが先決と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p> | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |
| <p>意見3-24 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において実現に向けた検討を深め、可及的速やかに結論を得ることが必要。OSU 共用と GC 接続類似機能の検討を先行することが得策。</p>  | <p>考え方3-24</p>       |
| <p>■ 前述のとおり、レガシー網と同等の競争環境を確保するためには、1 ユーザ単位での接続料設定がなされ、競争事業者において1 ユーザ毎のサービス提供(1 ユーザ単位での競争)</p>   | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>が可能となることが最優先です。従って、答申案で示された GC 接続類似機能や光のファイバシェアリング等に従前より議論されている OSU 共用を加え、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において実現に向けた検討を深め、可及的速やかに結論を得ることが必要です。なお、実現の優先順位としては、これまで同審議会等で、議論の深度化が進んでいる OSU 共用と、既存の収容ルータにおける振り分け機能を利用することで、相対的に低廉なコスト、短期間で実現できる可能性が高いと想定される GC 接続類似機能を先行することが得策と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   |                      |
| <p>意見3-25 加入光ファイバの分岐単位接続料の検討について、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において検討されることが必要との方向性について賛同。分岐単位の接続料設定については慎重な議論が尽くされることを希望。</p>  | <p>考え方3-25</p>       |
| <p>■ 加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の検討については、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)で検討されている「アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要」との方向性については、基本的に賛同します。</p> <p>他方で、現在既にスマートフォン・タブレット端末の急速な普及等に伴い、移動体網から固定アクセス網への爆発的なデータトラフィックの流入(オフロード)が見込まれ、固定網の容量拡大が不可欠かつ喫緊の課題となっている状況の中で、固定アクセス網を整備する事業者の投資インセンティブが失われかねないような接続料の設定が行われることのないよう強く要望します。</p> <p>中でも、分岐単位の接続料設定については、8分岐単位での接続料が設定されている現状においても、接続事業者による創意工夫によって設備競争が進展している実態があり、そこで実現されたサービスの差別化がもたらすサービス競争の効果について、相応の期間を持って見極めていくことが上述の検討に資するものと考え、慎重な議論が尽くされることを希望いたします。</p> <p>また、現在、地域でブロードバンドサービスを提供するケーブルテレビ事業者には、従業員100名以下の小規模な事業者が250社程度(うち従業員30名以下は約150社)含まれ、これら小規模な事業者は、条件の不利な地域でも自らリスクを取ってアクセス網の整備に設備投資を行い、サービス提供に尽力してきた重要な存在であるところ、自ら設備を持たず事業を行っている事業者のみを優遇するような接続料体系が設定されれば、設備投資を行うインセンティブが阻害され、地域のブロードバンドアクセス網の構築・維持管理や事業の継続そのものが困難になること等も予想されますので、特にご配慮くださいますよう重ねて要望します。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>■ 分岐回線単位の接続料及びその種類の検討については、現時点では課題が多いと認識しており、その一方で現状の8分岐単位の接続料設定で競争が進展しているものと理解して</p> | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>います。</p> <p>よって、先ずは第4章の線路施設基盤の開放による設備競争の活性化・サービスの差別化を図ることにより、更なるブロードバンドの普及を目指すことを優先し、分岐回線単位の接続料及びその種類の検討については慎重にかつ自らの設備による競争を損なわないよう十分に留意することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ジェイコムグループ)</p>   |                      |
| <p>意見3-26 設備競争とサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討するとのお答申(案)の趣旨に沿った検討をお願いする。一分岐単位の加入光ファイバ利用は設備競争とサービス競争のバランスを崩すものである。</p>  | <p>考え方3-26</p>       |
| <p>■ &lt;該当箇所&gt;</p> <p>イ 考え方</p> <p>現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多面的観点から検討を行うことが適当である。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>ここで検討の場とされている接続委員会の資料においては「OSU 共用方式」を始めとしていくつかの分岐単位接続方式について議論されていますが、これらはいずれも NTT 東西殿が設置している設備を接続事業者がいかに利用するかの観点から取り上げられているものです。</p> <p>しかし、それらの方式のメリット・デメリットを考える上で、CATV 事業者や地域系通信事業者のように自ら設備を構築している事業者はその検討の対象外になっています。仮に接続事業者にとって何らかの「妥当な」分岐単位接続料(例えば OSU 共用方式において最初の1分岐の利用に対してはコストの4/8の負担でよいなどの参入リスク軽減措置等)が設定できたとしても、自ら設備を構築する設備競争事業者は最初の1ユーザから8/8のコストを自ら負担しており、両者の間には競争条件の不公正さが常に存在します。</p> <p>したがって、そうした設備競争事業者は接続事業者に対して「不公正な競争条件」を強いられることとなりますので、将来的に事業を継続していくことが困難になり、ひいては設備競争自体を殺してしまうこととなります。</p> <p>こうしたことにならないように「設備競争とサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討する」とした「3(1)ウ考え方」の趣旨に沿った検討をお願いいたします。</p> <p>また、接続委員会において、あたかも地域の事業者の総意であるかのように、一部の地方DSL事業者がADSL同様のビジネスモデルを実現させるべく、一分岐単位の加入光ファイバ利用こそが利用者の少ない地域(ルーラルエリア)での公正競争を促進する旨の発言をしていますが、これらDSL事業者と同レベルのルーラルエリアにおいても、自ら投資リスクを負ってCATV事業者や地域系通信事業者が事業を営んでおります。</p> | <p>■ 考え方3-20に同じ。</p> |

|   |                     |
|---|---------------------|
| <p>一分岐単位の加入光ファイバ利用はこういったCATV事業者や地域系通信事業者がこれまで行ってきた投資を水泡に帰するものであり、地域における公正な競争を促進するものではなく、かえって設備競争とサービス競争のバランスを崩すものであると考えます。</p> <p>(STNet)</p>   |                     |
| <p>意見3-27 GC 接続類似機能等を含め分岐単位での貸し出し(OSU 共用)という接続形態については、サービスの進化・発展を妨げサービス競争を阻害するものであり、また、サービス品質の確保や迅速な故障復旧等の障害となるといった極めて重大な問題があることから、実施する考えはない。現在の光ファイバ接続料は既に低廉化しており、2~3 ユーザを獲得すればADSL 並みの料金が実現可能。</p>  | <p>考え方3-27</p>      |
| <p>■ (2)アクセス回線におけるサービス競争</p> <p>①GC接続類似機能の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者から提案されたGC接続類似機能等については、現在、分岐単位の接続料設定の議論と合わせて、接続委員会において議論されていますが、GC接続類似機能等を含め分岐単位での貸し出し(OSU 共用)という接続形態については、これまで再三申し上げてきたとおり、サービスの進化・発展を妨げサービス競争を阻害するものであり、また、サービス品質の確保や迅速な故障復旧等の障害となるといった極めて重大な問題があることから、当社として実施する考えはありません。</li> <li>同様の考え方にに基づき、既に当社のシェアドアクセス方式を利用しているKDDI殿は、他の事業者とのOSU共用を否定しています。このように、当社を含め、OSUを専用して使用したいという事業者に対して、他の事業者とのOSU共用を強制することはできないし、すべきではないと考えます。</li> <li>なお、共用を希望する事業者間でOSUを共用することについては、何ら否定するものではありません。</li> <li>・ 分岐単位の接続料を設定することは、OSUを事業者間で共用して1芯を利用している場合であれ、OSUを専用して1芯を利用している場合であれ、1芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、</li> <li>②自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、</li> <li>③サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、</li> </ul> </li> </ul> <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも、現在の光ファイバ接続料は既に低廉化しており、2~3ユーザを獲得すればADSL並みの料金が実現可能です。現に、当社の光ファイバを利用するKDDI殿は、自ら営業リ</li> </ul> | <p>■ 考え3-20に同じ。</p> |

スクを取って全国的に事業拡大しており、「弊社は設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています」とご主張されていることからすれば、1芯あたりユーザは相当程度獲得されているものと想定されます。また、シェアをみても、KDDI殿が参入された石川県では、他事業者の純増シェアが大きく伸張しています。したがって、光サービス市場に参入するか否かは、NGNのアンバンドルの有無や接続料の水準ではなく、経営の意思の問題であると考えます。

- ・ 加えて、前述のとおり、PSTNマイグレーション時においてもメタルアクセスは残り、光とメタルが並存すると想定され、DSL事業者は、DSLの顧客基盤を用いて、KDDI殿と同様に当社から1芯を借りてFTTHサービスを提供することや、引き続きメタルアクセスを利用してDSLサービスを提供することも可能であることから、分岐単位接続料の設定等の新たなメニュー提供の必要性はないものと考えます。

- GC接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、
  - －NTTのコアネットワークを共用することになるため、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること
  - －新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること
  - －故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下することといった、極めて重大な問題があることから、NGNに本機能を導入する考えはありません。
- ・ また、実現にあたっては、多大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすこととなります。

- ・ 波長多重接続機能については、
  - －4×8分岐といった分岐方式を変更する場合、事業者間で調整が必要となること
  - －故障が発生した場合に、異なる波長帯を利用する事業者との間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下することといった問題はあるものの、既存のフレッツ光が利用している波長帯とは別の波長帯を利用することになり、また当社のコアネットワークは利用せず、当該接続を要望する事業者は自前で構築するIP網を利用して自由にサービスを提供することができるため、サービスの均一化や新サービスの提供を阻害するといった問題は、OSU共用やGC類似接続機能、ファイバシェアリングと比べると少ないものと考えます。
- ・ ただし、波長多重接続機能を実現するためには、現在、国際標準で決められた波長帯は全

で使用しているため、国際標準化されていない波長帯を利用するためには、国際標準化されることが先決です。

- ・ 仮に標準化されていない波長帯を日本独自に利用するとしても、当該波長帯は波長幅が狭いため、現用の波長帯との干渉を回避するために、高精度のOSU・ONUを当該接続を要望する事業者が自ら開発し、当該事業者自ら設置する必要があります。
- ・ さらに、現行の当社が設置するWDMスプリッタは、接続事業者向けのポートがないため、これを置き換える必要があるため、要望する事業者のコスト負担が必要です。

(NTT 西日本)

## ■ (2)アクセス回線におけるサービス競争

### ①GC接続類似機能の導入について

- ・ 接続事業者から提案されたGC接続類似機能等については、現在、分岐単位の接続料設定の議論と合わせて、接続委員会において議論されていますが、GC接続類似機能等を含め分岐単位での貸し出し(OSU共用)という接続形態については、これまで再三申し上げてきたとおり、サービスの進化・発展を妨げサービス競争を阻害するものであり、また、サービス品質の確保や迅速な故障復旧等の障害となるといった極めて重大な問題があることから、当社として実施する考えはありません。

同様の考え方にに基づき、既に当社のシェアドアクセス方式を利用しているKDDI殿は、他の事業者とのOSU共用を否定しています。このように、当社を含め、OSUを専用して使用したいという事業者に対して、他の事業者とのOSU共用を強制することはできないし、すべきではないと考えます。

なお、共用を希望する事業者間でOSUを共用することについては、何ら否定するものではありません。

- ・ 分岐単位の接続料を設定することは、OSUを事業者間で共用して1芯を利用している場合であれ、OSUを専用して1芯を利用している場合であれ、1芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、

①当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、

②自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、

③サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、

といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。

- ・ そもそも、現在の光ファイバ接続料は既に低廉化しており、2～3ユーザを獲得すればADSL並みの料金が実現可能です。現に、当社の光ファイバを利用するKDDI殿は、自ら営業リ



スクを取って全国的に事業拡大しており、「弊社は設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています」とご主張されていることからすれば、1芯あたりユーザは相当程度獲得されているものと想定されます。また、シェアをみても、KDDI殿が参入された宮城県では、他事業者の純増シェアが大きく伸張しています。したがって、光サービス市場に参入するか否かは、NGNのアンバンドルの有無や接続料の水準ではなく、経営の意思の問題であると考えます。

- ・ 加えて、前述のとおり、PSTNマイグレーション時においてもメタルアクセスは残り、光とメタルが並存すると想定され、DSL事業者は、DSLの顧客基盤を用いて、KDDI殿と同様に当社から1芯を借りてFTTHサービスを提供することや、引き続きメタルアクセスを利用してDSLサービスを提供することも可能であることから、分岐単位接続料の設定等の新たなメニュー提供の必要性はないものと考えます。

- GC接続類似機能や光のファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、
  - －NTTのコアネットワークを共用することになるため、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること
  - －新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること
  - －故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下することといった、極めて重大な問題があることから、NGNに本機能を導入する考えはありません。
- ・ また、実現にあたっては、多大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすこととなります。

- ・ 波長多重接続機能については、
  - －4×8分岐といった分岐方式を変更する場合、事業者間で調整が必要となること
  - －故障が発生した場合に、異なる波長帯を利用する事業者との間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下することといった問題はあるものの、既存のフレッツ光が利用している波長帯とは別の波長帯を利用することになり、また当社のコアネットワークは利用せず、当該接続を要望する事業者は自前で構築するIP網を利用して自由にサービスを提供することができるため、サービスの均一化や新サービスの提供を阻害するといった問題は、OSU共用やGC類似接続機能、ファイバシェアリングと比べると少ないものと考えます。
- ・ ただし、波長多重接続機能を実現するためには、現在、国際標準で決められた波長帯は全

|  |  |
|--|--|
| <p>て使用しているため、国際標準化されていない波長帯を利用するためには、国際標準化されることが先決です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に標準化されていない波長帯を日本独自に利用するとしても、当該波長帯は波長幅が狭いため、現用の波長帯との干渉を回避するために、高精度のOSU・ONUを当該接続を要望する事業者が自ら開発し、当該事業者自ら設置する必要があります。</li> <li>・ さらに、現行の当社が設置するWDMスプリッタは、接続事業者向けのポートがないため、これを置き換える必要があるため、要望する事業者のコスト負担が必要です。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p> |  |
|--|--|

### 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (4)FTTHサービスにおける端末設備(ONU)の在り方

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-28 ONU の開放について、利用者の調達価格の低廉化を期待出来ることから、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>   | <p>考え方3-28</p>   |
| <p>■ ONUの開放については、利用者の調達価格の低廉化を期待出来ることから、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-29 ONU 開放を進めることで、端末の多様化等を通じ、消費者のニーズの高度化・多様化に対応することが必要。その際、答申(案)にある技術的課題の整理等必要な検討を速やかに行うためにも、検討の場や期間を予め定めておくことが重要。</p>  | <p>考え方3-29</p>   |
| <p>■ 答申案にあるとおり、ONU 開放を進めることで、端末の多様化(Wi-Fi 搭載、停電対応、他の宅内機器との一体化等)等を通じ、消費者のニーズの高度化・多様化に対応することが必要と考えます。その際、答申案にある技術的課題の整理等必要な検討を速やかに行うためにも、検討の場や期間を予め定めておくことが重要です。具体的な検討の場については、過去、端末設備の技術基準等の検討がなされている情報通信審議会情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会技術検討作業班等が議論の場としては相応しいものと考えます。また、検討の期間については、本答申後、速やかに検討を開始して頂き、①技術的課題の洗い出し、②制度的課題の洗い出し、③課題の解決案の議論、④論点整理等のプロセスを経て、半年程度で結論を得た後、必要な制度変更、技術条件の開示等を遅滞なく実施し、ONU 開放に向けた取組みを推進して頂くべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ FTTH サービスにおける ONU の開放の是非及びその在り方に関しては、利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯等を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、答申(案)において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当としている。このためには、関係事業者から情報を得つつ必要な検討を進めていくことが望ましいことから、まずは具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT 東西は、ONU と OSU が協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当である。</p> |
| <p>意見3-30 ONU は OSU と協調して動作しており、仮に当社以外の者がユーザに ONU を提供した場合、当社は正常に動作する ONU が設置されたか確認できず、当該 ONU を設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれや、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じるため、NTT 東西が提供するサービスのための ONU は自社で提供する。</p>   | <p>考え方3-30</p>   |

- フレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。
- ・ 具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。
- ・ このように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラフィックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。
- ・ 仮に、当社以外でONUを提供した場合、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることになります。
- ・ 以上から、当社サービスのONUについては当社にて提供させていただく考えです。  
(NTT 西日本)

- フレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。
- ・ 具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。
- ・ このように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラフィックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。
- ・ 仮に、当社以外でONUを提供した場合、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることになります。
- ・ 以上から、当社サービスのONUについては当社にて提供させていただく考えです。  
(NTT 東日本)

■ 考え方3-29に同じ。

#### 4 通信プラットフォーム機能のオープン化

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-31 プラットフォーム機能については、他事業者からNTT東西への具体的な接続要望がない。プラットフォーム機能の実現については、事業者からの具体的な要望を受けて、事業者間でよく話し合った上で対応するといった進め方が現実的。</p>  | <p>考え方3-31</p>   |
| <p>■ (3)プラットフォーム機能のオープン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上では既に、GoogleやApple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。</li> <li>・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。</li> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要と考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかわからず、具体的な検討を進めることはできません。</li> <li>・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的な要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ (3)プラットフォーム機能のオープン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上では既に、GoogleやApple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。</li> <li>・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。</li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、NGN の通信プラットフォーム機能、とりわけ SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化の進め方については、事業者間で見解が異なっているものである。</p> <p>この点、SNI におけるプラットフォーム機能については、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGN における機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。</p> <p>また、NNI におけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要になることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要と考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかわからず、具体的な検討を進めることはできません。</li> <li>・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的な要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
|---|--|

#### 4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化(NNIのオープン化)

| 意 見   | 考 え 方  |
|---|--|
| 意見3-32 需要サイドの喚起をする目的でも、NNI のオープン化を進めるための検討を行うことは適切。   | 考え方3-32  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 需要サイドの喚起をする目的でも、NNIのオープン化を進めるための検討を行うことは適切であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</li> </ul>   |
| 意見3-33 通信プラットフォーム機能のオープン化について、個別機能の具備は、当該機能を利用する事業者に限られるものであるため、事業者同士の各論協議となる。「意識合わせの場」は移行期及び移行後を実現時期としているテーマが主体であり、迅速な進展を期待することができないため適当な場ではない。行政の主導的な取り扱いによる早期整備を要望。  | 考え方3-33  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について</li> <li>第2章 NGN のオープン化によるサービス競争の促進</li> <li>4 通信プラットフォーム機能のオープン化</li> <li>(1)通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI のオープン化) P.76</li> <li>NTT 東西においても、コア網の移行にあたり事業者間の IP 網間接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせることを目的として、2011 年 6 月に接続協定事業者をはじめとする関係事業者と意識合わせ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 答申(案)に示したとおり、事業者間の IP 網間接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で合わせることを目的として、事業者間の意識合わせの場が設置されているところである。当該意識合わせの場においては、インターフェースの標準化や接続形態といった諸課題について幅広く検討等、今後 IP 網間接続を利用したサービスの実現に向けて、通信プラットフォーム機能のオープン化に資する議論が行わ</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
| <p>の場を設置したところである。この意識合わせの場においては、インターフェースの標準化や接続形態といった諸課題について幅広く検討が行われており、今後 IP 網間接続を利用したサービスの実現に向けて、通信プラットフォーム機能のオープン化に資する議論が行われることが期待される。</p> <p>ブロードバンド普及促進に向けては様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、NGN におけるネットワーク同士を接続するためのインターフェース (NNI) において、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当である。</p> <p>通信プラットフォーム機能のオープン化についての議論の場を「関係事業者間での意識合わせの場」におけるインターフェース条件として検討する。 としていますが、以下の課題が存在します。</p> <p>1. 「関係事業者間での意識合わせの場」のテーマは、技術面・運用面を中心とした諸条件を議論する場で、参加事業者間で共通認識とするものです。</p> <p>一方、通信プラットフォーム機能のオープ化は競争条件の整備として、総論では賛成できるものですが、個別機能の具備は、当該機能を利用する事業者に限定されるものであるため、報告書のとおり事業者同士の各論協議になります。</p> <p>2. この意識の合わせの場は、NTT東西の計画による移行期及び移行後を実現時期としているテーマが主体です。このため接続事業者が要望する迅速な進展を期待することはできません。</p> <p>以上のとおり、「意識合わせの場」は、通信プラットフォーム機能のオープン化の早期実現を求める接続事業者には適当な場ではありません。</p> <p>本件は、NGN における競争環境を実現するための喫緊の課題と位置づけ、行政の主導的な取り扱いによる早期整備を要望します。</p> <p style="text-align: center;">(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> | <p>れることが期待される。</p> <p>個別の事業者間協議において NGN の NNI における通信プラットフォーム機能の検討を行うに当たっても、その前提となるインターフェースの標準化や接続形態等の検討を踏まえて行われることが適当である。</p> <p>行政の主導的な取り扱いによる早期整備を要望するとの御意見については、答申(案)に示したとおり、主務官庁である総務省は、NTT 東西と関係事業者間の協議に参画することにより協議の進展を注視するとともに、今後のフォローアップにおいて行われる環境変化の注視や課題の検討等を踏まえ、必要に応じ、適切な対応を講じていくことが必要である。</p> |
| <p>意見3-34 現在、帯域制御機能や認証・課金機能といった通信プラットフォーム機能については、通信サービスと切り離れた形では提供されておらず、接続事業者の多様なサービス提供を制限していることから、当該機能のオープン化に係る検討が積極的に推進されることが必要。「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」のような専門の委員会において、整理を図るべき。</p>  | <p>考え方3-34</p>   |
| <p>■ 現在、帯域制御機能や認証・課金機能といった通信プラットフォーム機能については、通信サービスと切り離れた形では提供されておらず、接続事業者の多様なサービス提供を制限しています。従って、当該機能のオープン化に係る検討が積極的に推進されることが必要と考えます。これについては、前述の NTT 東西殿による「意識合わせの場」等、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行</p>  | <p>■ 考え方3-31に同じ。</p> <p>なお、具体的な通信プラットフォーム機能のアンバンドルに向けた協議が整った上で、総務省に接続約款の申請が行われた場合には、原則として、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、その適否につき検討が行われるものである。</p>   |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>政審議会接続委員会」のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。なお、検討を行う上では、通信プラットフォーム機能のアンバンドルのみならず、接続事業者からの要望も踏まえ、当該機能相当を事業者間接続において実現する代替的方策を含む多様な接続メニューを視野に入れるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |                      |
| <p>意見3-35 プラットフォーム機能については、他事業者から具体的な接続要望もない。プラットフォーム機能の実現については、事業者からの具体的な要望を受けて、事業者間でよく話し合った上で対応するといった進め方が現実的。</p>  | <p>考え方3-35</p>       |
| <p>■ インターネット上では既に、Google、Apple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。</li> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。</li> <li>・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・ 当社としては、具体的なご要望をいただければ、関係事業者による意識合わせの場でも検討を進めていく考えです。</li> <li>・ ただし、冒頭でも申し上げたとおり、情報通信市場では、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展しており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっていることから、PSTNで具備・アンバンドルされている機能を前提に検討を行うことは不適切と考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ インターネット上では既に、Google、Apple、Amazonといったグローバルプレイヤーや、国内においても例えばモバゲー、グリーといったゲーム配信プロバイダ等をはじめとして、多様なプレイヤーが自ら課金・認証等のプラットフォーム機能を用意して、多種多彩なコンテンツ・アプリケーションサービスを提供しています。</p> | <p>■ 考え方3-31に同じ。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうした中、プラットフォーム機能については、これまで再三申し上げてきたとおり、他事業者から具体的な接続要望もないのが実情です。</li> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えており、ただ漠然と「帯域制御機能」や「優先制御機能」等のアンバンドル化を要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることはできません。</li> <li>・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・ 当社としては、具体的なご要望をいただければ、関係事業者による意識合わせの場でも検討を進めていく考えです。</li> <li>・ ただし、冒頭でも申し上げたとおり、情報通信市場では、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが進展しており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっていることから、PSTNで具備・アンバンドルされている機能を前提に検討を行うことは不適切と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
| <p>意見3-36 IP による NNI 接続を実現する場合の FAX 通信の在り方について何らかの指針が示されることが必要。</p>  | <p>考え方3-36</p>   |
| <p>■ IP による NNI 接続を実現するばあいの、FAX 通信のあり方について何らかの指針が示されることが必要です。</p> <p>現在の FAX の普及率とその通信網として電話網を利用していることを考慮した場合、FAX 通信の電話網から IP 網への移行は、音声通信と同様に特別なメディアとして扱われるべきです。</p> <p>NGN において、「みなし音声」で FAX を扱った場合、どの程度の通信品質が保証されるのかによっては、FAX 通信の IP 化に大きな影響を与える可能性がある。現在、FAX で一般的に使われているアナログモデム信号 (V29[9.6Kbps]、V17[14.4Kbps]、V34[33.6Kbps]) について、複数事業者間をまたがった通信でも保証されるのか否かについて明確にされるべきです。</p> <p>また、T.38 などの方式でエンド・エンドでの IP - FAX 通信については、NGN からみると他のデータ通信と同じ扱になるのかもしれないが、音声については宅内装置が標準で VoIP Gateway 機能を有しているように、宅内装置に Fax over IP の Gateway 機能を実装するようなことが簡単にできることが望まれます。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会)</p>   | <p>■ 御指摘の点については、IP 網への移行に伴う技術的な課題と考えられ、関係事業者間の意識合わせの場等において、事業者間で検討されることが適当である。</p> |



#### 4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (2)通信プラットフォーム機能のオープン化(SNIのオープン化)

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| <p>意見3-37 『多くのプレーヤーによる多種多様なサービスが提供される環境』を実現するためには、NTT 東西が主導して通信プラットフォームのオープン化可能なインタフェースを公開することが必要。NGN 上でも小規模なサービスから簡単に始められるような料金体系、サービス条件の拡充を望む。</p>   | <p>考え方3-37</p>              |
| <p>■ 通信プラットフォーム機能のオープン化については、まさしく答申(案)に書かれているとおり、「NGN の SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化の進め方については、NTT 東西が主導すべき(接続事業者)との意見と、事業者から具体的な要望を示すべき(NTT 東西)との意見が示されており、事業者間で見解が異なっている。」状態です。</p> <p>しかし、NTT 東西が言う『事業者からの具体的な要望』とは、「具体的な使い方」、「具体的なユーザ」、「具体的な契約数」などを指すものと思われます。単に、「こういうサービスを提供したい」というアイデアだけを提案しても相手にしてくれないでしょう。一方、『多くのプレーヤーによる多種多様なサービスが提供される環境』とは、最初から大規模ユーザの利用を想定するのではなく、小規模な利用からでも簡単にサービスが始められるような使いやすい SNI が提供される環境を指すと考えます。そのためには、まず NTT 東西が主導して通信プラットフォームのオープン化可能なインタフェースを公開することが必要です。</p> <p>なお、現在の唯一の SNI メニューである「フレッツ・キャスト」は最低でも月額 80 万円以上のサービスです。それに対して、インターネット上では月額数千円のクラウドサービスも存在します。NGN 上でも小規模なサービスから簡単に始められるような料金体系、サービス条件の拡充を望みます。</p> <p>SNI を介して NGN 上でサービスを提供する場合、現在の「フレッツ・キャスト」では NTT 東西間が接続されていないため、全国を対象としてサービスを提供する場合、NTT 東日本と NTT 西日本それぞれとの契約が必要になります。(フレッツ・v6 オプションによる IPv6 通信でも、同様に NTT 東西間は接続されていない。)</p> <p>このように、NTT 東西間が特定のサービスでは接続されていないことが NGN の利用を阻んでいる一因と考えます。NTT 東西のどちらか 1 社と契約すれば、全国にシームレスに提供できるようなサービスの提供を望みます。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |
| <p>意見3-38 需要サイドの喚起をする目的でも、SNI のオープン化を進めるための検討を行うことは適切。</p>   | <p>考え方3-38</p>              |
| <p>■ 需要サイドの喚起をする目的でも、SNIのオープン化を進めるための検討を行うことは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>意見3-39 SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化について、審議会委員会等において整理を図るべき。</p>  | <p>考え方3-39</p>  |
| <p>■ 前項同様、映像配信機能等 SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化についても、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ NGN の SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化については、事業者同士の接続と異なり、電気通信事業法上何らか義務化の対象となっているものではなく、一義的には事業者の判断により提供の検討がなされるべきものである。</p> <p>この際、事業者間で見解が異なっているところ、地域 IP 網と NGN におけるメニュー構成等の現状も踏まえた上で、答申(案)に示したとおり、NGN における機能のアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化に向けた検討を進めることが適当としているもの。</p> |
| <p>意見3-40 プラットフォーム機能については、他事業者から具体的な接続要望もない。プラットフォーム機能の実現については、事業者からの具体的な要望を受けて、事業者間でよく話し合った上で対応するといった進め方が現実的。</p>  | <p>考え方3-40</p>  |
| <p>■ 前述のとおり、プラットフォーム機能については、具体的な提供要望もないのが実情です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、ご要望される事業者がどのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただきたいと考えており、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることは困難です。</li> <li>・ したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的なご要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・ なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的なご要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 前述のとおり、プラットフォーム機能については、具体的な提供要望もないのが実情です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、ご要望される事業者がどのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただきたいと考えており、どのような機能をどのように提供すればよいかもわからず、具体的な検討を進めることは困難です。</li> </ul> | <p>■ 考え方3-31に同じ。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・したがって、プラットフォーム機能の実現については、事業者から具体的なご要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった進め方が現実的な方法であると考えます。</li> <li>・なお、当社では、従前より、コンテンツ・アプリケーション事業者とアライアンスを進めてきており、当該事業者からの個別具体的なご要望に基づき、認証機能や課金機能、映像配信機能といったサービスを提供しているところであり、引き続き、コンテンツ・アプリケーション事業者と具体的なサービス提供に向けよく話し合いながら、お客様にとって使い易いサービス提供に努めていく考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
|---|--|

#### 4 通信プラットフォーム機能のオープン化 (3) 一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| 意見3-41 情報開示告示の改正等の見直しを図られることを強く要望。   | 考え方3-41  |
| <p>■ NGNのオープン化に関する議論が進展しない最大の理由は、結果としてNTT東西殿が接続事業者との接続を十分に考慮しない状態でネットワーク構築を進めたこと、並びにNGNの設備構成及びその機能に関する情報の非対称性にあることは明確なため、情報開示告示の改正等の見直しを図られることを強く要望します。</p> <p>この課題の解決が図られない限り、将来的にも、これまで同様のNTT東西殿と接続事業者間の議論のループ化が繰り返される蓋然性が高いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| 意見3-42 NTT-NGN のアンバンドル等の議論を加速化するためにも、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべき。その際は、IP 網全体に係る設備にその対象を拡大すべき。   | 考え方3-42  |
| <p>■ 2008年3月の『情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」』に基づき、ルータ等一部設備において、NTT 東西殿への一定の情報開示の義務付けがなされたことについては、接続事業者の円滑なサービス提供を図る観点で非常に有益なものでした。しかしながら、昨今の分岐単位接続の議論の例に見られるように、NTT 東西殿の設備等に係る情報開示が不十分であるがため、NTT-NGN のアンバンドル等の議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。このことは、現在の情報開示ルールが不十分であることを如実に表しているものと考えます。従って、上記議論を加速化するためにも、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべきと考えます。なお、その際は、IP 化の進展等も踏まえ、NTT-NGN 等 IP 網内の設備のみならず、IP 網全体に係る設備にその対象を拡大すべきと考えます。開示対象とすべき機能・設備の内容及び項目について、具体的に以下に列挙します。</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、答申(案)に、①「機能の内容」に関する情報を事前に提供することや②現在の情報開示告示に明記されていない SNI の条件を開示することなどを例示しているとおり、情報開示については、NTT 東西の一種指定設備に係る網機能の追加・変更に当たり、当該機能による接続を実現するために接続事業者側で必要となる情報の開示を求めるものであり、網機能の追加・変更に関係なく現在アンバンドルされていない機能を新たに設定するための情報を求める趣旨のものではない。</p> <p>開示対象とすべき機能・設備の内容及び項目に係る御意見については、総務省において検討を行う際に参考とすることが適当である。</p> |

【①開示すべき機能・設備】

- NTT-NGN、NTT 東西殿の地域 IP 網及びひかり電話網に係る以下設備が有する機能
  - ・ ルータ(収容ルータ、中継ルータ、GW ルータ)
  - ・ イーサ装置(収容イーサ装置、中継イーサ装置、GW イーサ装置)
  - ・ SIP サーバ
  - ・ 集約スイッチ
  - ・ メディアゲートウェイ
  - ・ メディアコンバータ
  - ・ OLT/OSU
  - ・ スプリッタ
  - ・ ONU
  - ・ ひかり電話ルータ
- 上記設備以外の装置が有するルーティング機能(振り分け機能等)
- 上記設備以外の装置が有する QoS 機能(優先制御機能・帯域確保機能等)
- 上記設備以外の装置が有するセッション制御機能

【②開示すべき項目】

- 機器の機種名・型番
- 機器のメーカー名
- 機器に採用されているファームのバージョン
- 機器に具備されているインターフェースの種類及び数
- 機器に具備されている機能の詳細  
(例えば、ルータ等に関しては、振り分け機能(VLAN 機能、ソースアドレスルーティング機能等)、QoS 機能(ポリシング・シェーピング等)、公平制御機能等の具体的内容)
- 機器が処理するトラフィック量  
(収容人数、パケット量(優先/ベストエフォート等種別毎)等)
- 機器の導入台数(GC 局単位レベル等)
- ネットワークにおける当該機器及び周辺機器の構成の詳細

なお、①の対象機能・設備の見直しが行われる際には、追加される機能・設備に対して、情報開示告示に規定される全ての開示項目の開示を実施させることが必要です。また、②の開示項目の見直しが行われる際には、情報開示告示に規定される全ての対象機能・設備に関し、追加される開示項目の開示を実施させることが必要です。

また、情報開示告示に示される情報開示のタイミング(現行ルールでは 90 日前まで)については、より早期化して頂くことを併せて要望します。具体的には、接続事業者が NTT 東西殿と同時期に同等サービスを提供可能とすることや NTT 東西殿の機能具備等に併せた自

総務省においては、上記答申(案)や事業者間の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示告示の見直しを含む、情報開示の在り方について検討を行い、所要の手続きを行うことが適当である。

また、情報開示の時期に係る御意見については、NGN 答申において、「網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための提供期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたもの」であるが、「ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どである」ことから、情報開示告示に基づき合理的の時期に必要な情報が提供されることが適当とされたものであり、現状では 90 日前と設定されているところ。

総務省においては、情報開示告示の見直しの検討に当たり、必要に応じて情報提供時期についても検討を行うことが適当である。

|   |   |
|---|---|
| <p>網の対応等を行うことに必要な期間を考慮し、6ヶ月前までに各種情報が開示されるべきと考えます。その意味では、ルータ等に関して、改めて網機能提供計画の対象とし、情報開示の一層の早期化等、開示レベルの向上を図ることについても検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   |   |
| <p>意見3-43 答申(案)において示された「情報開示告示を改正することも含め、情報開示の在り方の見直しを検討すること」について賛同。NTT 東西による情報開示の時期については、大規模な網改造等が必要となる場合は、開始される200日前までに開示とすべき。</p>  | <p>考え方3-43</p>  |
| <p>■ 先述のとおり、NGNIについては、公正競争を促進する観点から、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべきです。また、一種指定設備であるNGN上で提供されるIP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。</p> <p>なお、答申案において示された「情報開示告示を改正することも含め、情報開示の在り方の見直しを検討すること」については、将来的に接続事業者がよりタイムリーに自網における対応の必要性等を検討できるようになることから賛同します。</p> <p>また、NTT東・西による情報開示の時期については、設定工事申込のみで対応できる単純な機能追加・変更のように90日前までの開示で問題がないケースもありますが、IPv6方式でのISP接続のように大規模な網改造や追加設備の設置等が必要となる場合は、90日前の開示では対応が間に合わなくなることも想定されることから、網機能提供計画の届出時期と同様、開始される200日前までに開示することとすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>情報開示の時期に係る御意見については、考え方3-42に同じ。</p>   |
| <p>意見3-44 IP 網における機能の追加、変更に伴うインターフェース条件の情報開示については、既に必要な情報開示は十分実施していることから、新たな措置は不要。ルータのような開発のペースが早く、早期に陳腐化してしまう設備に網機能提供計画のような規制を課すべきではない。当社だけがルータに係る情報をサービス提供に先立って開示を義務付けられ、サービス開始が遅れることは著しく公平性を欠き、市場等の変化に逆行するもの。</p>  | <p>考え方3-44</p>  |
| <p>■ 現在、IP網における機能の追加、変更に伴うインターフェース条件の情報開示については、情報開示告示に基づき、適宜適切に、インターフェース仕様、通信プロトコル、提供予定時期等の他事業者のネットワークとの接続に必要な情報開示を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、SNIの情報開示については、当社が新サービスを提供する際に、SNIを利用したサービス概要、提供予定時期等について、報道発表等を実施し、当社ホームページで公開するとともに、関連する事業者の方々には説明しております。</li> <li>・ したがって、当社としては、既に必要な情報開示は十分実施していることから、新たな措置は不要と考えます。</li> <li>・ なお、「ルータ等に関して、「接続を前提として開発されたもの」ということを一つの理由として網機能提供計画の対象外とされたような考え方については、今後必ずしも妥当なくなる場合も想定される」とありますが、ルータのような開発のペースが早く、早期に陳腐化してしまう</li> </ul>         | <p>■ 答申(案)に示したとおり、今後の IP 網同士の直接接続の進展を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、網機能提供計画の対象となる設備において届出が義務づけられている事項を参考とし、NTT 東西の一種指定設備に係る網機能の追加・変更に当たり、事業者の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示告示を改正することも含め、情報開示の在り方の見直しを検討することが適当である。</p> <p>開示対象とすべき機能・設備の内容及び項目に係る御意見については、総務省において検討を行う際に参考とすることが適当である。</p> <p>なお、一般的にルータ等の IP 系設備は開発のペースが早く、技</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>設備に網機能提供計画のような規制を課すことは、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、他事業者は、ルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータにかかる情報をサービス提供に先立って開示を義務付けられ、サービス開始が遅れることは著しく公平性を欠き、市場等の変化に逆行するものと考えます。<br/>(NTT 西日本)</li> </ul> <p>■ 現在、IP網における機能の追加、変更に伴うインターフェース条件の情報開示については、情報開示告示に基づき、適宜適切に、インターフェース仕様、通信プロトコル、提供予定時期等の他事業者のネットワークとの接続に必要な情報開示を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、SNIの情報開示については、当社が新サービスを提供する際に、SNIを利用したサービス概要、提供予定時期等について、報道発表等を実施し、当社ホームページで公開するとともに、関連する事業者の方々には説明しております。</li> <li>したがって、当社としては、既に必要な情報開示は十分実施していることから、新たな措置は不要と考えます。</li> <li>なお、「ルータ等に関して、「接続を前提として開発されたもの」ということを一つの理由として網機能提供計画の対象外とされたような考え方については、今後必ずしも妥当しなくなる場合も想定される」とありますが、ルータのような開発のペースが早く、早期に陳腐化してしまう設備に網機能提供計画のような規制を課すことは、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになります。</li> <li>また、他事業者は、ルータ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがルータにかかる情報をサービス提供に先立って開示を義務付けられ、サービス開始が遅れることは著しく公平性を欠き、市場等の変化に逆行するものと考えます。<br/>(NTT 東日本)</li> </ul> | <p>術が陳腐化するという側面は否定できないが、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられることは望ましくなく、答申(案)にあるとおり、ルータ等が単に「接続を前提として開発されたもの」ということを一つの理由として網機能提供計画の対象外とするような考え方については、今後必ずしも妥当しなくなる場合も想定される。</p> |
|---|---|

## 5 NGNの段階的發展に対応したアンバンドルの考え方

| 意見  | 考え方                         |
|---|-----------------------------|
| <p>意見3-45 (答申(案)に示されている)アンバンドルの目的に沿って、NGN をアンバンドル化しよう要望。</p>  | <p>考え方3-45</p>              |
| <p>■ 5 NGN の段階的發展に対応したアンバンドルの考え方 P. 86<br/>         上述のアンバンドルの目的・効果(「他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資する」)に留意しつつ、NGN のオープン化を進めることが適当である。</p> | <p>■ 答申(案)に賛同の御意見として承る。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>弊社は上記を目的にNGNのアンバンドル化を要望しています。<br/>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>  |  |
| <p>意見3-46 アンバンドルに係る判断基準をあらためて議論したのは有意義なことであり、この判断基準が概念的整理に留まらず、分岐単位接続料の設定及び接続事業者から提案されているNGNのオープン化に関する実現に繋がることを期待。</p>  | <p>考え方3-46</p>   |
| <p>■ アンバンドルに係る判断基準をあらためて議論したのは大変有意義なことであり、この判断基準が概念的整理に留まらず、分岐単位接続料の設定及び接続事業者から提案されているNGNのオープン化に関する実現に繋がることを強く期待します。それぞれの要件に対し示された判断基準について、当社の提案する「ファイバシェアリング」の実現に向けた見解は以下の通りです。</p> <p>① 具体的な要望があること<br/>当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、PSTNではアンバンドルされている機能であり、オープン化されることで利用者料金の低廉化を実現することが可能であり、その結果、NGNの利活用やブロードバンドの普及促進につながると考えるため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p> <p>② 技術的に可能であること<br/>当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、一般的なネットワーク設備であれば具備されているVLAN機能を利用して実現する接続形態であり、仮に現時点で実装していない場合でも設備更改等により対応可能であるため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p> <p>③ 過度に経済的な負担がないことに留意<br/>当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、既存技術の活用で実現可能なため実現にかかるコストは相対的に小さいものと考えますが、仮にコストの絶対額が大きい場合でも将来原価方式など合理的な接続料設定によりNTT東西殿と接続事業者双方にとって過度な経済的負担には当たらないため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 今般の答申(案)においては、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向も踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を整理したところである。</p> <p>今後必要となるものと想定される機能はネットワークの段階的発展に応じて多種多様なものとなると考えられることから、今般整理された考え方の個々の機能への当てはめは、これまでどおり、個別具体的にを行うことが適当である。</p> <p>なお、NGNとNTT東西の加入光ファイバは一体として構築され連携して機能するため、加入光ファイバのオープン化はNGNのオープン化の在り方と密接に関係している。このため、御意見に示された提案を含む分岐単位接続料設定の適否に関する検討に当たっては、本答申(案)で整理したNGNの段階的発展に応じたアンバンドルに係る考え方も踏まえつつ、多角的な観点から検討を行うことが適当である。</p> |
| <p>意見3-47 NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの基本認識を前提とすると、NTTがオープンなネットワーク構築に対して一貫して否定的な態度を取るという状況が続けば、取り返しのつかないレベルで競争環境の後退を招くこととなるは必至。可及的速やかに、PSTNと同等以上のNTT-NGNのアンバンドル化を推進し、早急に公正競争環境確保のための取り組みを加速化すべき。</p>  | <p>考え方3-47</p>   |
| <p>■ &lt;アンバンドルの在り方&gt;</p>   | <p>■ 今般の答申(案)においては、創意工夫で新たなサービスを生み</p>   |

答申案第 I 編にあるとおり、NTT-NGN が「PSTN の基本的役割の多くを受け継いでいく」との基本認識に拠って立てば、NTT-NGN のアンバンドルが PSTN と同等レベルで確保されないということは競争環境の後退を意味します。現に、NTT-NGN は PSTN と同等なアンバンドルメニューが確保されておらず、結果として、光サービス市場においては NTT 東西殿の独占化傾向が進んでいる状況にあります。

元来、公社時代における独占的ネットワークであった PSTN と異なり、新規のネットワークたる NTT-NGN は構築当初からオープンなネットワークとして構築すべきものであったはずで、事実、NTT-NGN は、サービス開始前から指定電気通信設備化に係る議論がなされ、PSTN での競争政策議論を活かしたネットワーク構築が当初から可能であったにも係らず、NTT 東西殿が、自らの NGN は指定電気通信設備の対象外という考え方にに基づき閉鎖的なネットワーク構築を推し進めたことで、PSTN 同様の労力を要する独占ネットワークの開放議論を再び繰り返すことになってしまっている状況です。

また、NTT 東西殿は当初、接続事業者の要望や需要が具体的でない等の趣旨(注 1)で、アンバンドルについて消極的な態度を取り、NTT-NGN が発展期を迎えつつある現時点に至っても、接続事業者が要望する接続機能が存在せず、追加的な機能の盛り込みは困難であるといった主張に転じてきている状況にあり(注 2)、オープンなネットワーク構築に対して、一貫して否定的な態度(注 3)を取っています。

このような状況が続けば、取り返しのつかないレベルで競争環境の後退を招くことは必至であることから、可及的速やかに、PSTN と同等以上の NTT-NGN のアンバンドル化を推進し、早急に公正競争環境確保のための取り組みを加速化すべきと考えます。

#### <NGN におけるアンバンドル要件>

現在の第一種指定電気通信設備に係るアンバンドル要件は、当初、接続を前提としない独占的なネットワークを如何にアンバンドルさせるかという観点で整理されてきたものと認識しています。そのため、現状のアンバンドル要件は特異な歴史的経緯を有する PSTN というネットワークをベースに考えられたものであり、これを新規のネットワークたる NTT-NGN にそのまま当てはめる蓋然性は存在しないものと考えます。寧ろ、当初からオープンであるべきネットワークを構築する観点で、アンバンドル要件を再整理することが適当であると考えます。

具体的には、前述のとおり、NTT-NGN が PSTN に代わるものであることを踏まえ、最低限、PSTN と同等レベルのアンバンドルを基本メニューとして確保することを第一の要件とすべきです。また、NTT-NGN はボトルネック設備と密接に関連したオープンであるべきネットワークであるとの認識に改めて立った上で、アンバンドルの考え方について、恣意的な解釈がなされないよう、下記の内容に沿って、現在の三要件の解釈について、答申等において再整理を行うことが必要と考えます。

出ることが期待されている NGN の特性や、PSTN からのマイグレーションの動向も踏まえ、NGN における公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を整理したところである。

アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。

以上を踏まえて NGN のオープン化の検討がなされることにより、NGN における公正競争環境が整備されることが期待される。

なお、答申(案)においても、マイグレーションの進展に適切に対応し、競争環境を一層整備する観点から、その他にも考慮すべき適切な要素があれば時宜に応じた追加・見直しを行っていくことが望ましいとしており、御意見については、今後の参考とさせていただきます。



①「具体的な要望があること」について

- NTT 東西殿からの開示情報が限られている状況下であることを考慮すれば、接続事業者から出される個別のアンバンドル要望については、全て「具体的な要望」とみなすこと

②「技術的に可能であること」について

- 現時点で設備への機能具備がなされていない場合であっても、市場における類似設備において当該機能が一般的に具備される機能と認められる場合、「技術的に可能」とみなすこと
- 第一種指定電気通信設備として、当然具備しておくべき基本的機能を有さない機器を大量に導入した場合等、NTT 東西殿の技術的・政策的判断に起因して対応が困難なケースについては、「技術的に不可能」と認めないこと
- 現時点で技術的に可能でない場合であっても、段階的な設備更改や需要拡大等に伴う設備の追加等を経て対応可能となる場合、「技術的に可能」とみなすこと
- 技術的可能性の判断においては、過去の整理(注 4)に則り、接続事業者によるその証明をさせるのではなく、NTT 東西殿が実現不可能であることを一定期間内に証明できない場合、技術的に可能であると整理することを基本とすること

③「過度な経済的負担がないことに留意」について

- 現時点で設備への機能具備がなされていない場合であっても、市場における類似設備において当該機能が一般的に具備される機能と認められる場合、「過度な経済的負担がない」とみなすこと
- 第一種指定電気通信設備として、当然具備しておくべき基本的機能を有さない機器を大量に導入した場合等、NTT 東西殿の技術的・政策的判断に起因して対応が困難なケースについては、「過度な経済的負担がある」と認めないこと
- 既存設備の改修について、相当程度の経済的負担が生じたとしても、設備更改や需要拡大等に伴う設備の追加等のタイミングで経済的負担を軽減する機能具備が実現できる可能性に留意すること
- 接続事業者から経済的負担を軽減するための実現方法の提案があった場合には、NTT 東西殿は真摯にその検討を行うこと

注 1 「NTT東西のNGNが接続することとなる他通信事業者の次世代ネットワークについては、その内容が現時点では明らかになっておらず、接続のあり方を具体的に論じることができる状況にないと考えます。」(平成 19 年 10 月 26 日「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集」に対する NTT 東西殿意見より抜粋)

2 「NGNでGC接続や同一光回線上でラインシェアリングを実現するためには、事業者振分け装置の開発・設置やオペレーション装置の開発に多額のコストがかかり、低廉な料金でのサービス提供に支障を来す。」(平成 23 年 6 月 21 日「競争政策委員会」における NTT 東西殿ヒアリング資料より抜粋)

|  |   |
|--|---|
| <p>3 別添資料1(平成 23 年 11 月 2 日 接続委員会 弊社共資料「分岐単位接続料設定について」より 再掲)参照。</p> <p>4 「特定事業者が実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなす」(平成 8 年 12 月 19 日「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」より抜粋)</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |   |
| <p>意見3-48 アンバンドルの考え方の柱に、「設備競争への影響等に十分に留意」を追加すべき。答申(案)にある既存の3つのアンバンドルの考え方を柔軟化するかのような措置は、設備競争への影響が懸念されることから、不適切であり、少なくとも現行の考え方を堅持すべき。</p>  | <p>考え方3-48</p>  |
| <p>■ 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル回線中心の時代と異なり、自ら設備を構築し競争している地域アクセス系事業者やCATV事業者が多く存在しております。また、NTT東西殿に対して、モバイル事業者以上の強い接続規制が課せられ、多様な接続メニューの設定、厳正な接続料水準の妥当性検証等が行われております。</p> <p>このように、「設備事業者による設備競争」と「NTT東西殿による設備開放」の両方が進展している固定通信市場においては、地域アクセス系事業者やCATV事業者等の「設備事業者」、「NTT東西殿」、「接続事業者」の3者間の公平性担保が重要です。</p> <p>その点、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」においても、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である」とされております。</p> <p>そのため、アンバンドルの考え方の柱に、「設備競争への影響等に十分に留意」を追加すべきであります。具体的には、「設備競争とのバランスを考慮した適度なアンバンドル」や「地域アクセス系事業者やCATV事業者等の設備事業者の投資インセンティブを阻害することのないような、適正に設備コスト等を反映した接続料設定」が必要です。</p> <p>一方、本答申案にある既存の3つのアンバンドルの考え方を柔軟化するかのような措置は、設備競争への影響が懸念されることから、不適切であり、少なくとも現行の考え方を堅持すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者も含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>今般の答申(案)においては、「NGN の段階的発展に対応したアンバンドル」の考え方を整理したものであり、一種指定設備に係るアンバンドルの考え方そのものについては何ら変更するものではない。また、「設備競争とサービス競争のバランス」といった高次の判断要素については、アンバンドルの各考え方を個別具体的な機能へ当てはめる際の前提として考慮されるべきものである。</p> |
| <p>意見3-49 アンバンドルされる機能については、国際標準の動向や、市場環境や競争環境の変化を踏まえた慎重な検討が必要。NGN 等の更なるアンバンドルについても、このような委員会等の場ではなく、まずは事業者間で具体的に要望を提示いただいた上で、個別に協議を行うべき。</p>  | <p>考え方3-49</p>  |
| <p>■ ④アンバンドルの考え方について<br/>IP網は、固定・移動を問わず、全世界において、事業者が導入済みもしくは導入中です。</p>   | <p>■ 答申(案)の「① 具体的要望があること」で示した例は、「PSTN を前提として「同様の機能が NGN でも具備されるべき」といった要望」</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>また、NTTのNGNはQoS機能を具備したIP網であり、国際標準に沿ったものです。国内外のベンダーも国際標準に則った通信設備や機器を製造・供給しているため、一部の事業者の都合への対応は困難であり、PSTNを前提として「同様の機能がNGNでも具備されるべき」といった要望では、国際標準化することは困難と思われます。仮に製造した場合は割高な製品となって、そのコストがユーザ料金に反映され、利用者利便が損なわれることになると考えられます。したがって、国際標準の動向や前述の市場環境や競争環境の変化を踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、NTTグループは、これまでもNGN連絡会議やIPv6インターネット接続方式に関する協議等においてインタフェース開示や方式検討等を事業者間で行ってまいりましたが、NGN等の更なるアンバンドルについても、このような委員会等の場ではなく、まずは事業者間で具体的に要望をご提示いただいた上で、個別に協議を行うべきであり、その結果、条件等が整えば、要望事業者の費用負担を前提に機能の開発等を行うこととなります。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 持株)</p> | <p>を全てアンバンドルの考えに反映させるということの意味するものではない。むしろ、「PSTN(及びアクセス回線)においてアンバンドルされている機能で、NGN へのマイグレーション後も NTT において提供予定のユーザサービスを実現するために必要と認められる機能」や、競争環境の異なる NGN において必ずしもその全てを実現すべきとまではいえないとしつつ、「PSTN においてアンバンドルされている機能で、NGN へのマイグレーションに伴い PSTN で実現していた公正競争環境が著しく損なわれる場合」といった NTT 自身のサービス継続の判断や、公正競争の著しい阻害を前提としたケース等を想定している。このため、上記事例に照らした機能のアンバンドルを実施することは、公益の観点から必要であり、当該機能の国際標準化が進められないとの理由のみをもって直ちに否定されるべきものではないと考えられる。</p> |
| <p>意見3-50 「具体的な要望があること」については、要望を持つ事業者が、要望内容を具体化することが必要。「技術的に可能であること」については、開発等による機能提供が技術的に可能である場合でも、その機能等が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社 NGN の「ガラパゴス化」を招くのでアンバンドルすべきでない。「過度に経済的な負担がないことに留意」については、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきもの。いずれにせよ、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべき。</p>   | <p>考え方3-50</p>  |
| <p>■ アンバンドルについて、三つの要件の考え方を整理されていますが、それぞれについて、以下の観点が必要と考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」について、「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当であるとありますが、冒頭申し上げたとおり、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」について、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意」とありますが、多くの場合、設備更改だけで新たな機能が具備される訳ではなく、実現のため機能開発が必要となるものであり、また、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともその</p>                                      | <p>■ 考え方3-47に同じ。</p> <p>なお、アンバンドルの要否については、今後必要となるものと想定される機能はネットワークの段階的発展に応じて多種多様なものとなると考えられることから、今般整理された考え方の個々の機能への当てはめは、これまでどおり、個別具体的にを行うことが適当である。</p>   |

ような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。

③「過度に経済的な負担がないことに留意」について、「新たな機能のアンバンドルを行ったとしても、NTT 東西が追加的なコストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえない」とありますが、接続料は、実績原価方式に基づき、実際にかかったコストを当該機能を利用する事業者から速やかに回収することが基本であると考えており、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。

なお、今後どのように利用され、どれだけの需要が出るか分からない全く新しい機能の回収方法として、加入光ファイバのように、ある程度の実績が積み上がっており、一定程度の予測が可能であることから採用している将来原価方式を例示としているのは不適切であると考えます。

また、システム改修費用は、エリア拡大とは関係なく、開発時点から発生することから、システム改修費用の回収方法の例示としてエリア拡大を用いることは不適切であると考えます。

- ・ いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境・サービス動向等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。

(NTT 西日本)

■ アンバンドルについて、三つの要件の考え方を整理されていますが、それぞれについて、以下の観点が必要と考えます。

①「具体的な要望があること」について、「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である」とありますが、冒頭申し上げたとおり、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。

②「技術的に可能であること」について、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意」とありますが、多くの場合、設備更改だけで新たな機能が具備される訳ではなく、実現のため機能開発が必要となるものであり、また、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。

③「過度に経済的な負担がないことに留意」について、「新たな機能のアンバンドルを行った

|  |  |
|--|--|
| <p>としても、NTT 東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえない」とありますが、接続料は、実績原価方式に基づき、実際にかかったコストを当該機能を利用する事業者から速やかに回収することが基本であると考えており、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等についても、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。</p> <p>なお、今後どのように利用され、どれだけの需要が出るか分からない全く新しい機能の回収方法として、加入光ファイバのように、ある程度の実績が積み上がっており、一定程度の予測が可能であることから採用している将来原価方式を例示としているのは不適切であると考えます。</p> <p>また、システム改修費用は、エリア拡大とは関係なく、開発時点から発生することから、システム改修費用の回収方法の例示としてエリア拡大を用いることは不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境・サービス動向等を総合的に勘案した上で、個別に検討・判断すべきものと考えます。<br/>(NTT 東日本)</li> </ul> |  |
|--|--|

## 6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 (1) 事業者間協議における透明性向上

| 意見  | 考え方   |
|---|---|
| <p>意見3-51 「協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化」等の整理を行い、後は事業者間協議に委ねるだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の十分な向上を期待することは困難であるため、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じ、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けるべき。</p>  | <p>考え方3-51</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ざや問題」については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされております。</li> <li>・ しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社として</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 答申(案)においては、接続料算定に係る事業者間協議の透明性向上に向けて、「できる限り透明性の高い手法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当」としているところであり、頂いた御意見については今後の検討に際し参考とさせていただきます。</li> </ul> |

は、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。

- ・このような状況を踏まえると、答申案にある「協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化」等の整理を行い、後は事業者間協議に委ねるだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の十分な向上を期待することは困難であるため、総務省においては、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと思います。

(NTT 西日本)

■ 2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ざや問題」については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされております。

- ・しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。
- ・このような状況を踏まえると、答申案にある「協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化」等の整理を行い、後は事業者間協議に委ねるだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の十分な向上を期待することは困難であるため、総務省においては、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと思います。

(NTT 東日本)

意見3-52 接続料については、原則として、相互に理解が得られるよう、一義的には事業者間協議で解決を図ることが適当。協議難航の際には、指定設備設置事業者以外の事業者の接続料に関しては、「第三者検証スキーム」を確立することで、透明性確保や算定根拠の妥当性検証を行うことが可能。

考え方3-52

■ 接続料については、原則として、相互に理解が得られるよう、一義的には事業者間協議で解決を図ることが適当ですが、協議難航の際には、既存の仕組みである電気通信紛争処理

■ 答申(案)に示したとおり、今後 PSTN から IP 網へのマイグレーションが進む中、IP 網同士の直接接続が増加すると想定され、事業

|   |   |
|---|---|
| <p>委員会殿における紛争解決のためのスキームを活用することで対処可能と考えます。なお、接続料が認可または届出対象となっていない指定電気通信設備を設置する事業者以外の事業者の接続料に関しては、第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しの箇所にて後述する「第三者検証スキーム」を確立することで、透明性確保や算定根拠の妥当性検証を行うことが可能と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>者間協議の不調は、結果としてIP網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である。この点は、固定通信・移動通信の別、指定・非指定の別を問わず妥当するものであり、累次の接続ルールを踏まえつつ、紛争処理や第三者検証以前の通常の事業者間協議段階に着目して対応すべき課題であると考えられる。</p> |
|---|---|

## 6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 (2) 固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-53 ユーザ利便の向上の観点から、携帯電話事業者自らが、固定発・携带着通話に係るユーザ料金の格差を是正し、料金の低廉化を図る、あるいは、ユーザ自身が利用する料金を認識出来るようにすることについて検討していくことが必要。</p>   | <p>考え方3-53</p>   |
| <p>■ ユーザ料金については、当該料金を設定している事業者自らが、ネットワークコストや市場環境等に基づき決定するものと考えますが、現時点、携帯電話事業者が料金設定している加入電話発のユーザ料金については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 着信先事業者によっては、当社が設定する場合の料金に比べ、同じ接続形態にも係わらず3分間で2倍以上の料金となっている</li> <li>② 各携帯電話事業者間の料金を見比べた場合、3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない</li> </ol> <p>といった状況となっております。</p> <p>・ こうしたことから、当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯電話事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、あるいは、お客様自身が利用する料金を認識出来るようにすることについて検討していく必要があると考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ユーザ料金については、当該料金を設定している事業者自らが、ネットワークコストや市場環境等に基づき決定するものと考えますが、現時点、携帯電話事業者が料金設定している加入電話発のユーザ料金については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 着信先事業者によっては、当社が設定する場合の料金に比べ、同じ接続形態にも係わらず3分間で2倍以上の料金となっている</li> <li>② 各携帯電話事業者間の料金を見比べた場合、3分70円から120円となっており、発信</li> </ol> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザにとって適用される通話料金が分からないという指摘について、携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料が、NTT東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当である。</p> |

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>側のお客様はどの料金が適用されるか分からないといった状況となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こうしたことから、当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯電話事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、あるいは、お客様自身が利用する料金を認識出来るようにするについて検討していく必要があると考えます。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p>   |                      |
| <p>意見3-54 固定発携帯着通話のユーザ料金については、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられており、料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しない。また、仮に、固定事業者が料金を設定することとした場合、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、かえってユーザ利便性低下に繋がる可能性がある。当社と固定事業者の料金は、必ずしも大きな開きがあるとは言えないが、今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく。</p>  | <p>考え方3-54</p>       |
| <p>■ ◆中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられており、料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定発携帯着通話のユーザ料金については、「料金設定の在り方に関する研究会報告書」(2003年6月)において、「携帯電話事業者のほか、中継事業者も料金を設定できるとすることにより、複数事業者が料金設定を行うこととなり、競争が促進され、料金低廉化・多様化に資すると考えられる」ことや、「発側利用者が自身の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができること」等を勧案し、「中継接続を導入し、中継事業者も料金設定を行うことが適当」との整理が図られたものです。</li> <li>発信利用者の判断で料金を選択し得る中継接続の仕組みからは、どの料金が適用されるか分からないといった問題点も解消し得ることに加え、携帯事業者のみならず、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられていることを踏まえると、現時点で料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しないものと考えます。</li> <li>◆仮に、固定事業者が料金を設定することとした場合、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、かえってユーザ利便性低下に繋がる可能性がある。</li> <li>仮に選択中継呼に加えて、現在、携帯事業者が料金設定を行う通話についても固定事業者が料金を設定することとした場合には、自ら料金設定を行うことを前提に事業展開を行ってきた携帯事業者の経営に急激な変化が生じるとともに、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、仕組みとして、現在よりも競争原理が働きにくくなることが懸念され、将来的にはかえってユーザ利便性の低下に繋がる可能性があるものと考えます。</li> <li>◆当社と固定事業者の料金は、必ずしも大きな開きがあるとは言えないが、今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存。</li> <li>また、携帯事業者の設定する料金が発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高との指摘については、当社と固定事業者の料金について平均通話時間で比較した場合には必ずしも大きな開きがあるとは言いきれないと考えます(参考8)。また、現在でも当社</li> </ul> | <p>■ 考え方3-53に同じ。</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p>は携帯事業者の中で最も安い料金水準ですが、今後もよりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>  |   |
| <p>意見3-55 固定電話発携帯電話着料金の問題については、基本的には、過去の制度的整理に基づく競争を継続することで対処可能であると認識。寧ろ、NTT 東西の 0AB-JIP 電話サービスについて、事業者選択機能の追加を検討する等により、IP 網への移行後においても中継電話市場相当の競争環境を維持すべき。</p>  | <p>考え方3-55</p>  |
| <p>■ 固定電話発携帯電話着料金の問題については、長期にわたる議論や大臣裁定等を踏まえ、選択中継サービスの導入や発側事業者への料金設定権の移行等がなされた結果、競争が加速度的に進展しました。従って、基本的には、過去の制度的整理に基づく競争を継続することで対処可能であると認識しています。</p> <p>寧ろ、現在、料金設定権の問題について対処が必要な領域は、NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスであると考えます。前述のとおり、0AB-JIP 電話サービスにおいて中継電話サービスが提供されていない状態のまま、NTT-NGN への移行が進展し、光 IP 電話を含む固定電話市場において NTT 東西殿の独占化が進行しています。このことを踏まえ、NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスにおける事業者選択機能の追加を検討する等により、IP 網への移行後においても中継電話市場相当の競争環境を維持すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 固定電話発携帯電話着料金については、考え方3-53に同じ。</p> <p>IP 網への移行後も中継電話市場相当の競争環境を維持すべきという点については、答申(案)に示したとおり、NGN において提供される 0AB-JIP 電話については距離に依存しない料金体系となっているなど PSTN とは異なる競争環境となっており、また、今後 IP 網同士の直接接続に向けて事業者間の検討が進められているところであることを踏まえ、まずは、ユーザーニーズや NGN における電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、IP 網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当である。</p>   |
| <p>意見3-56 料金設定権の在り方は一義的には事業者間の協議に委ねられるべき。固定発・PHS事業者着の料金についても検討範囲に含めることも必要であり、答申(案)は「携帯・PHS事業者」と修正すべき。電気通信番号政策委員会において、070 番号帯の携帯電話への割当てと PHS との MNP が同時並行的に議論されているが、これらが実現すると識別性が完全になくなり、ユーザからの料金が分かりづらい問題が固定発・PHS 事業者着についても携帯電話着と同様に発生するという点についても利用者利便の観点から認識が必要。</p>   | <p>考え方3-56</p>  |
| <p>■ 固定発・携帯着の料金設定権については、当社としても、料金水準については、利用動向やトラフィックに鑑み今後検討する予定ですが、料金設定権のあり方は一義的には事業者間の協議に委ねられるものであると考えます。</p> <p>また、割高と指摘されている固定発・携帯着の通話料については、固定事業者殿の多くが選択中継サービスにて、割安な料金等を設定しサービスを展開していることから、昨今の携帯電話の接続料金の低廉化がもたらした効果も一方ではあったものと考えます。</p> <p>他方で、固定発・PHS事業者着の料金についても検討範囲に含めることも必要と考えます。固定発・PHS着の通話料金は42円～136.5円/3分と携帯電話とほぼ同水準であり且つ、料金設定権はPHS事業者側である事を踏まえれば、携帯電話への着信のみが問題であるという答申(案)は、バランスを欠いたものであり、「携帯・PHS事業者」と修正すべきと考えます。</p> <p>また、現在、電気通信番号政策委員会にて携帯電話の電気通信番号枯渇対応が議論さ</p>                        | <p>■ 料金設定の在り方については、答申(案)に示したとおり、関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当としている。なお、今回の答申(案)では、携帯電話事業者(着信側)が設定する通話料が、NTT 東西(発信側)が設定する通話料と比べ、多くの時間帯で上回っていることを踏まえ、料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当としたものである。</p> <p>現在、PHS(着信側)が設定する通話料に対して、NTT 東西(発信側)が設定する通話料はなく、発信者がプレフィックス番号を付した通話料金との格差は生じていない。このため、NTT 東西が設定する携帯電話着の通話料と携帯電話事業者が設定する通話料の比較と同様に、PHS の通話料と比較を行うことはできないため、固定電話から PHS への通話について、料金設定権が PHS 側にあることを</p> |

れており、070番号帯の携帯電話への割当てとPHSとのMNPが同時並行的に議論されている状況です。PHS事業者が設定する42円～136.5円/3分という携帯電話事業者と同水準の通話料については、070番号での識別性でユーザが認識することができていたが、携帯電話への070の割当てとPHSと携帯電話との間のMNP実現より識別性が完全になくなり、NTT東西殿が指摘しているユーザからの料金が分かりづらい問題が携帯電話着と同様に発生するという点についても利用者利便の観点から認識が必要と考えます。

(イー・アクセス)

もって、固定電話発・携帯電話着の通話サービスの料金設定の在り方に PHS 事業者の料金設定の在り方を含めることは必ずしも適当ではないと考える。

- 携帯電話への 070 の割当て等による PHS と携帯電話の識別性や固定電話発の料金差については、現在当審議会(電気通信番号政策委員会)で検討を行っており、今後とりまとめられる予定の答申において、適切な対応が図られるものと考えられる。

なお、当審議会(ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会)においても、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザにとって適用される通料金が分からないという指摘について、携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料が、NTT 東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、答申(案)に示したとおり、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めることが適当としている。

### 第3章 モバイル市場の競争促進

| 意見   | 考え方   |
|--|---|
| <p>意見3-57 携帯電話とPHSに適用される規制を同等のものとするべく、制度設計の見直し等を行うべき。</p>  | <p>考え方3-57</p>  |
| <p>■ 「モバイル市場において、事業者間の競争を一層促進し、サービスの多様化と料金の低廉化を図ることが必要である」(「答申(案)P91」)との認識に賛同致します。なお、モバイル市場の活性化にあたっては、携帯電話事業及びこれと競争関係にあるPHS事業者間の公正競争確保の観点から、両者に適用される競争ルールを同等のものとするべく、関連する法制度の見直しを行なっていく必要があると考えます。</p> <p>携帯電話事業者とPHS事業者が提供する音声サービス、データ通信サービスは、利用者にとって代替性の認められるものであり、両者は競争関係にあるものと考えられます。また、現在PHS事業を展開するウィルコム社の契約数は400万件を超えており、携帯電話事業者の中で4番目の契約数を有するイー・アクセス社の契約数を超える水準となっております。しかしながら、現在、全ての携帯電話事業者は、接続料の算定等にあたり「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を行うことが適当とされている一方、PHS事業者については同様の競争ルールの適用は行われておりません。</p> <p>このような状況を踏まえ、総務省においては、携帯電話事業者とPHS事業者間の公正競争環境を確保する観点から、電気通信事業法及びこれに基づく累次の競争ルールの中で、携帯電話とPHSに適用される規制を同等のものとするべく、制度設計の見直し等を行うことが求められると考えます。</p> <p>なお、上記ガイドラインへの対応にあたっては、法制度上の位置づけに拘らずとも、PHS事業者自らが自発的に取り組むことが期待されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTコミュニケーションズ)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、PHSについては、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)の創設当時、PHSの加入者数が携帯電話の加入者総数の10%以下であったことや、ネットワークの大部分を地域固定網に依存する形態であったことから、市場への影響の程度に鑑み、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の対象としなかったものである。上記の事情は現在においても変わっておらず、現時点において、当時の整理を変更すべき積極的理由はないと考えられる。</p> <p>携帯電話とPHSの関係等については、市場動向を注視しつつ、必要が生じた場合には制度の見直しを含めて検討することが適当である。</p> |

#### 1 ネットワークレイヤーのオープン化 (1)第二種指定電気通信設備制度の見直し

| 意見  | 考え方                         |
|---|-----------------------------|
| <p>意見3-58 二種指定設備制度に係る規制の適用対象見直しの考え方に賛同。</p>   | <p>考え方3-58</p>              |
| <p>■ 本項にまとめられた二種指定事業者適用対象見直しの考え方に賛同いたします。移動体通信事業者(MNO)の通信市場に与える影響力は著しく高まっており、通信事業</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>者間における交渉の優位性は二種指定事業者であるかどうかにかかわらず非常に大きなものになっています。</p> <p>現在の端末シェア率25%超の閾値による適用では不十分な状況であると考えられますので、公正な競争環境構築のため適用対象見直しが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(STNet)</p>  |   |
| <p>意見3-59 二種指定設備制度に係る規制の適用対象の拡大は時宜を得た方針。速やかに必要な省令改正等の措置がなされることを希望。</p>   | <p>考え方3-59</p>  |
| <p>■ ◆二種指定制度適用対象の拡大は時宜を得た方針であり、速やかに必要な省令改正等の措置をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続料算定等に係る規制については、「着信独占」の考え方にに基づき、全事業者に同等の規制を課すことが原則と考えているところですが、特定の非指定事業者との不透明な相互接続料格差が拡大傾向にあり、それに伴って多大な接続料収支差が生じている状況に照らすと、透明かつ公正な接続の推進の観点から、「相当程度低いシェア」の事業者を除外した上で、二種指定制度適用対象の拡大を図ることは、時宜を得た適切な方針と考えられ、異論があるものではありません。</li> <li>・ また、適用時期が無用に延伸されることとなれば、不透明な相互接続料格差が一層拡大することを懸念していたところ、「速やかに検討」する必要があるとの方針もご指摘通りと考えます。</li> <li>・ 本答申(案)の内容を答申としていただくとともに、その後も、2012年度相互接続料からの適用に向けて、速やかに必要な省令改正等の措置をお願いしたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。答申(案)に示したとおり、総務省においては、具体的な基準について速やかに検討を行った上で、省令改正等必要な措置を講じることが適当である。</p>   |
| <p>意見3-60 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することについて賛同。新たに指定の対象となることが想定される者の接続料について、総務省において二種指定ガイドラインに則ったものであるか否かの厳密な検証を行うことが必要。</p>  | <p>考え方3-60</p>  |
| <p>■ 「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である」(「答申(案)」P96)との考え方に賛同致します。</p> <p>なお、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においては、「接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする」とされており。</p> <p>既に各社より指摘のある通り、新たに二種指定の対象となることが想定されるソフトバンク</p>  | <p>■ 二種指定設備制度に係る規制の適用対象の拡大について、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」という。)において、総務省は、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)から、接続約款の届出が行われた際に、接続料の算定根拠が示された場合には、当該接続料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか必要な検証を行うこととされている。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>モバイル社の接続料水準は、2010 年度適用分について一定の低減がなされたものの、他の携帯電話事業者との接続料水準の格差は、むしろ拡大しております。このような状況を踏まえると、ソフトバンクモバイル社の接続料の透明性を確保するためには、上記ガイドラインの趣旨に基づき、同社が自らの接続料算定根拠を明らかにし、総務省において同社の接続料算定がガイドラインに則ったものであるか否かの厳密な検証を行うことは必須であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT コミュニケーションズ)</p>   |  |
| <p>意見3-61 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者を適用対象とすることについて賛同。早期に上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことも重要。</p>   | <p>考え方3-61</p>   |
| <p>■ 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者を二種指定設備制度の適用対象とすることについて賛同いたします。</p> <p>そもそも有限希少な電波の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えられるなか、上位3社のモバイル事業者の顧客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、突出した存在となっていることから、MVNOによる競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位3社のモバイル事業者を二種指定設備制度の適用対象とすることは必須の措置であります。</p> <p>なお、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」が、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあることを踏まえると、情報通信市場全体での公正競争環境を確保するために、早期に上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことも重要です。</p> <p>特に、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられるため、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。また、適用対象を拡大する場合の具体的な基準については、総務省において速やかに検討を行った上で、省令改正等必要な措置を講じることが適当である。</p> <p>なお、上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことについては、二種指定設備に一種指定設備のようなボトルネック性が認められないなかで、モバイル市場において営業収益で相対的に大きな占有率を占めている等の事業者が市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく、看過し得ないものとなることに鑑み、このような者を禁止行為規制に従うべき市場支配力を有する電気通信事業者として指定できることとしたものである。このような規制の趣旨に照らし、上位3社のモバイル事業者に対して適用することは適当ではない。</p> |
| <p>意見3-62 二種指定設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るもの。電波の割当てを受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、全てのMNOに同等の競争ルールが適用されるべき。</p>   | <p>考え方3-62</p>   |
| <p>■ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、「電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性」に対する規制であり、基本的に電波の有限希少性に拠るも</p>  | <p>■ 二種指定設備制度は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれが</p>  |

のです。電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)には同等の競争ルールが適用されるべきであり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等についても等しく適用されるべきと考えます。

携帯電話の音声接続料について、NTTドコモは「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に従った算定を行い、今年1月に届出した2010年度適用接続料では、前年度比約36%(区域内)もの低減を図っております。一方で、ユーザ数の規模に比べて設備投資額が少ない携帯電話事業者(二種指定以外の一部の事業者)とは近年、水準格差が拡大している状況です。

すべての携帯電話事業者(MNO)を同等に規制の対象とすることにより、各事業者の接続料算定根拠の算定方法の統一や透明性確保が図られ、自ずと水準格差も縮小し、結果として利用者料金の格差も是正されるものと考えます。

(NTT 持株)

- 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、「電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性」に対する規制であり、基本的に電波の有限希少性に拠るものです。電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)には同等の競争ルールが適用されるべきであり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等についても等しく適用されるべきと考えます。

携帯電話の音声接続料については、第二種指定電気通信事業者と、ユーザ数の規模に比べて設備投資額が少ない携帯電話事業者(二種指定以外の一部の事業者)の接続料水準の格差が近年拡大している状況です。すべての携帯電話事業者(MNO)を同等に規制の対象とすることにより、各事業者の接続料算定根拠の算定方法の統一や透明性確保が図られ、自ずと水準格差も縮小し、結果として利用者料金の格差も是正されるものと考えます。

(NTT 西日本)

- 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、「電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性」に対する規制であり、基本的に電波の有限希少性に拠るものです。電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)には同等の競争ルールが

あることにかんがみ、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、優位な交渉力を持たない事業者まで規律の適用対象とすることは適当ではない。

|  |   |
|--|---|
| <p>適用されるべきであり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等についても等しく適用されるべきと考えます。</p> <p>携帯電話の音声接続料については、第二種指定電気通信事業者と、ユーザ数の規模に比べて設備投資額が少ない携帯電話事業者(二種指定以外の一部の事業者)の接続料水準の格差が近年拡大している状況です。すべての携帯電話事業者(MNO)を同等に規制の対象とすることにより、各事業者の接続料算定根拠の算定方法の統一や透明性確保が図られ、自ずと水準格差も縮小し、結果として利用者料金の格差も是正されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p>  |   |
| <p>意見3-63 MVNO を MNO の競争事業者として機能させ、モバイル市場を健全化するため、電波を使用しているモバイル事業者すべてを二種指定設備制度の適用対象とすべき。</p>   | <p>考え方3-63</p>  |
| <p>■ MVNO が MNO の競争事業者として機能し、寡占状態のモバイル市場を健全化するため、二種指定設備制度の適用対象は、シェアの大きさにかかわらず、有限希少性の電波を使用しているモバイル事業者をすべて対象事業者として指定すべきである。</p> <p>イ 二種指定設備制度の適用対象</p> <p>有限希少性を持つ電波を使用しているモバイル事業者と、使用していない通信事業者の間には、実際にその交渉当事者になっていない人には想像を絶するほどの交渉力の差が存在する。最終的には総務大臣裁定を経て、接続料金として月額 1,500 万円/10Mbps と算定された接続料金の交渉にあたり、電波を使用しているモバイル事業者は、月額 2 億円/10Mbps を超える接続料金を総務大臣に対して主張していたのは、つい4年ほど前のことである。</p> <p>また、第二種指定電気通信設備を有しない MNO の MVNO は、MNO のサービスと同一のサービスを低価格で提供している MVNO サービスがほとんどであるという状況を注視する必要がある(第二種指定電気通信設備を有している NTT ドコモと、有していない事業者、例えばイーモバイルや UQ を見たら明らか)。第二種指定電気通信設備を有する MNO の MVNO からは、多様なサービス、つまり時間単位、データ量単位、通信速度別他、様々なサービスが生まれてきている。これは、接続約款に基づく接続料金及び接続条件に従って接続すれば、如何なる通信サービスを提供するかは、MVNO が自由に決めることができるからである。</p> <p>シェアが比較的小さな MNO が MVNO を利用することで収益の拡大を目指すのは、MVNO をいわゆる代理店に近い形で自社のサービスの販売促進を図っているものが多い。MVNO が MNO の競争事業者として機能することこそが、寡占状態のモバイル市場を健全</p> | <p>■ 考え方3-62に同じ。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられ、そういった場合まで MNO が MVNO との関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、シェアの多寡にかかわらずこうした MNO まで直ちに規制の適用対象とするのは適当ではない。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>化するために必須であり、その点から、シェアの大きさによらず、あくまでも有限希少性の電波を使用しているモバイル事業者を全て第二種指定電気通信設備を持つ事業者として指定すべきである。</p> <p>第二種指定電気通信設備を持つ NTT ドコモから、「二種指定設備制度に規定される接続に関する規律は、MVNO の参入に向けて極めて有益であり、MNO 間のみならず、MVNO 参入促進の観点からも、全モバイル事業者への同等の規制適用が必要」との意見が出されているのは、MVNO を反対していた立場から、実際に接続約款を公表し、これによって MVNO 参入が進展した当事者としての意見として、尊重すべき意見である。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>   |   |
| <p>意見3-64 二種指定設備制度については、MVNO の新規参入及び市場への影響を考えると、MVNO の促進に留意した制度設計の見直しが必要。</p>   | <p>考え方3-64</p>  |
| <p>■ 第二種指定電気通信設備制度は、MVNO の新規参入及び市場への影響を考えると、MVNO が促進されることに留意した制度設計の見直しが必要である。</p> <p>ア 二種指定設備制度の在り方</p> <p>通信事業者同士が相互に有機的に接続することで、新規通信事業者の参入が図られ、同時に利用者の利便性が向上する。ネットワークという言葉のとおり、相互につながってこそ価値を生み出すという通信事業の本質を考えた場合、通信事業者間の接続こそ、通信サービスを成立させる根幹である。</p> <p>一方で、有限希少性を有する電波を使用するモバイル通信事業は、電波免許を持って事業展開する通信事業者が極めて少数に限られるという宿命があり、電波を使用できる事業者と他の事業者との間で、接続に関する交渉力に極めて大きな差が生じており、通信事業者同士の接続が円滑に進展していない背景となっている。</p> <p>その意味で、接続協議において強い交渉力を有する電気通信事業者に対して、接続に関する規律を課す第二種指定電気通信設備制度は、モバイル市場の発展にとって、最も重要であり、かつ更に充実させていく必要がある制度と言える。</p> <p>第二種指定電気通信設備として指定された設備を有するモバイル事業者は、接続料金等の条件を明示した接続約款を作成し、公表することから、他の通信事業者は、新たに当該二種指定設備を使用した事業を、予見性をもって計画できることから、モバイル市場への通信分野あるいは異業種分野からの新規参入を促進することとなる。また、接続約款は総務省への事前届出が義務づけられており、かつ接続約款に基づかない接続は禁止されていることから、参入事業者にとって透明性が担保されていることも、新規参入を強く促すことにつな</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。答申(案)に示したとおり、二種指定設備制度については、MNO 間の競争促進という制度創設時の主眼を維持しつつ、MNO と MVNO との関係も踏まえた制度として位置付けることが適当である。</p> |



|  |   |
|--|---|
| <p>がっている。</p> <p>接続約款に基づく本格的な MVNO 事業は、2009 年3月に開始され始めたばかりであり（レイヤー2接続によるもの）、まだ2年半の歳月しか経っていないが、MVNO 事業者の利用回線数の急激な増加は、MVNO 事業モデルが潜在顧客に受け入れられている証であり、それは通信サービスの価格の低減化および多様化の結果と言える。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度の制度創設時には、接続約款に基づく MVNO 事業参入希望者がいなかったことから、MNO 間の交渉力の差に主眼が置かれた制度設計になっていたが、MVNO の新規参入および市場への影響の大きさを考えると、この制度の在り方如何によって、MVNO が促進されるかどうかにより大きな影響を与えることに留意した制度設計の見直しが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>   |   |
| <p>意見3-65 モバイル市場においては、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うことが適当。二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大するのであれば、現行制度において規制対象となっている MNO と、規制対象外である MNO との間で不公平な状況になっていることに着目すべき。</p>  | <p>考え方3-65</p>  |
| <p>■ 現在の日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきです。</p> <p>答申案にあるとおり、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保する」のであれば、市場シェアの推移等、競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっているMNOと、指定対象外であるMNOとの間で不公平な状況となっていることに着目すべきです。</p> <p>なお、適用対象を見直す場合の具体的な基準についても、上記の点に鑑みれば、答申案にあるとおり全ての事業者が規制対象となる「着信ボトルネック規制」の考えを採用することは適当ではないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p> | <p>■ 競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきとの御意見については、考え方3-62に同じ。</p> <p>二種指定設備制度の拡大に係る御意見については、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |
| <p>意見3-66 二種指定設備制度を、MNO と MVNO との関係も踏まえた制度として位置付けることについて賛同。モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、二種指定設備制度自体の考え方を見直す時期にあり、MVNO による競争のベースとなる接続制度に関して、一種指定設備制度並の接続制度を導入することが必</p>  | <p>考え方3-66</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>要。加えて、二種指定設備制度の対象事業者すべてに対して禁止行為規制を適用すべき。</p> <p>■ ブロードバンドの普及促進に向けては、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することが重要であり、なかでも「設備競争」が、そのベースであると考えております。</p> <p>その点、固定通信は、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能ですが、携帯電話等のモバイルは、少数の周波数割当て事業者しか設備競争を行えないのが現状です。</p> <p>そもそも、有限希少な周波数は、国民の共有財産であることから、可能な限り、広く、多くの者で利用することが求められるとも考えられます。</p> <p>以上から、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、「設備競争」に加え、「MVNOによる競争」が重要になると考えておりますので、二種指定設備制度を、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置付けることについて賛同いたします。</p> <p>一方、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、二種指定設備制度自体の考え方を見直す時期にあります。具体的には、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、一種指定設備制度並の接続制度を導入することが必要です。加えて、二種指定設備制度の対象事業者すべてに対して禁止行為規制を適用すべきであります。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 二種指定設備制度を、MNO と MVNO との関係も踏まえた制度として位置づけることについて、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、電波の割当てを受けた事業者のネットワークについて、第一種指定電気通信設備制度(以下「一種指定設備制度」という。)と同様のボトルネック性を認めることは、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)(以下「接続ルール答申」という。)に示したとおり、モバイル市場には加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在し、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在していること等の理由から、適当ではない。</p> <p>二種指定設備制度の対象事業者すべてに禁止行為規制を適用すべきという御意見については、考え方3-61に同じ。</p> |
| <p>意見3-67 着信ボトルネック規制の考え方に基づき全てのMNOに規制を適用する考え方を採用することは、適当ではないとの答申(案)の認識は適切。二種指定設備制度の適用対象を上位3社まで拡大する必要があるという認識は適切。</p>  | <p>考え方3-67</p>  |
| <p>■ 二種指定設備制度の適用について</p> <p>二種指定設備制度の適用の範囲について、着信ボトルネック規制の考え方に基づき、電波の割当てを受けるMNOすべてに規制を適用する考え方は、着信市場のあり方や市場支配力の認定方法の差異を挙げ、わが国の指定電気通信設備制度との整合性の点から採用することは適当ではないという答申(案)での認識は適切であると考えます。</p>   | <p>■ 着信ボトルネック規制については、答申(案)に示したとおり、現時点で採用することは適当ではなく、今後、指定電気通信設備制度全般について見直しを行う必要が出てきた際に検討を深め、その導入の適否を判断することが適当である。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>加えて、着信ボトルネック規制の考え方にに基づき全てのMNOに二種指定制度の適用対象を拡大することは、端末シェアを背景とした交渉力の優位性を持つ事業者に対しての非対称規制制度そのものを形骸化させることになると考えます。</p> <p>したがって、答申(案)に示されている上位3社の寡占化とシェアの拮抗という市場環境の変化により、端末シェアを背景にしたMNO間の交渉上の優位性の関係に変化が生じた結果、二種指定制度の適用対象を上位3社まで拡大する必要があるという認識は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   | <p>二種指定設備制度の適用の範囲に係る御意見については、考え方3-61に同じ。</p>   |
| <p>意見3-68 二種指定設備制度見直しに関連し、閾値の見直しとして10%という基準値を例示しているが、当該数値はセーフハーバーとして設定されているものであり、採用すべきではない。</p>  | <p>考え方3-68</p>   |
| <p>■ &lt;二種指定制度見直し時における具体的閾値について&gt;</p> <p>二種指定制度の閾値の見直しに関連し、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における10%という基準値が答申案に例示されていますが、当該数値は、ある企業が垂直型企業結合を行う際に、当該企業と水平関係にある事業者に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであることから、セーフハーバーと性質を異にする二種指定制度の規制根拠とすることや、垂直関係にある携帯電話事業者とMVNO間の影響を判断するための指標として参照することに適正性・合理性はないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられ、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しい。この場合、MVNOに優位な交渉力を認めるまでには至らない「相当程度のシェア」が具体的にどの程度なのかを検討するに当たって、例えば競争法上の競争の実質的制限に係る基準等を参考とすることは適当である。</p> |
| <p>意見3-69 非対称規制の更なる明確化を図るべき。携帯事業者間には競争上のハンディキャップが存在し、上位3位までの携帯電話事業者に対して一律の規制を課すことは、これまで以上に競争環境の悪化を誘引する懸念がある。仮に、携帯電話事業者一律の規制適用の方向で制度見直しを行うのであれば、ハンディキャップの解消も併せて推進する必要がある。</p>   | <p>考え方3-69</p>   |
| <p>■ &lt;二種指定制度の見直しについて&gt;</p> <p>二種指定制度の見直しにおける弊社共の基本的な考え方については、これまでの「電気通信事業政策部会」にて実施されてきた提案募集に対する提案書5やヒアリングへの提出資料6等で説明させて頂いたとおり、非対称規制のさらなる明確化を図るべきという従前の考えから変わりはありません。現在の携帯電話市場においては、競争事業者は、依然として50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者との間で競争上の各種ハンディキャップ(保有周波数帯の差異や旧国営企業というドミナント事業者の経歴等により生じるもの)が存在する中、日々激しい競争を強いられている状況にあります。そうした中、競争事業者は各社の</p>                                 | <p>■ 答申(案)に示したとおり、二種指定設備制度は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることにかんがみ、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものである。</p> <p>携帯電話事業者間に存在する競争上のハンディキャップの解消に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>   |

創意工夫や企業努力で僅かながらシェアを拡大しているに過ぎません。答申案においては、こうした競争環境への十分な配慮無しに、シェア上位 3 位までの携帯電話事業者に対して一律の規制を課そうとする見直しの方向性が示されていますが、このことは、これまで以上に競争環境の悪化を誘引する懸念があるものと考えます。仮に、答申案にあるような携帯電話事業者一律の規制適用の方向で制度見直しを行うのであれば、前述の携帯事業者間に存在する競争上のハンディキャップの解消についても併せて推進される必要があるものと考えます。

【平成23年6月14日 プローグロテック普及促進のための競争政策委員会 第28回定例会資料(4) 掲載】

別添資料 2

第二種指定電気通信設備制度の見直し

- ・ 第二種指定電気通信設備制度の閾値シェア25%は、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論(※1)や企業結合ガイドライン(※2)を参考とし、**40~50%に見直すべき**
- ・ 規制内容についても、**ドミナント規制の厳格化を図るべき**

※1: 75%超:支配的地位が確立、40%超:優越、支配的地位が確立し得る、25%超:支配的地位を享受しているとは言いにくい  
(競争政策推進課「競争政策」)  
 ※2: 企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争本実質的に制限することとなるおそれはないと見做される。  
(「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」40)

|      |        | 現状  | 追加・変更すべき内容  |
|------|--------|---|---|
| 規制根拠 |        | ・ 業務区域ごと、占有率が25%を超える<br>端末設備を有すること  | ・ 閾値の見直し<br>(占有率40~50%を対象)                            |
| 規制内容 | 接続関連規制 | ・ 接続約款(接続料等)の届出<br>接続会計の整理  | ・ 接続料の厳格な検証確保   |
|      | 行為規制   | [収益額ベースのシェア25%超の会社のみ]<br>特定業務以外への情報流用の禁止<br>各事業者の公平な取扱い<br>設備製造業者、販売業者の公平な取扱い | ・ 二段階規制は廃止<br>(収益額ベースのシェア25%超の運用基準は廃止)<br>子会社等への規制の徹底 |

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見3-70 MNO間の競争促進の重要性が指摘されたことに賛同。新規参入・新興事業者であっても公正かつ公平に市場競争出来る環境作りが更に必要。割当周波数が事業者の競争力と直結しているモバイル市場においては、周波数割当てを最優先課題として捉えることが必要であり、公平な周波数割当てが実現されていない場合には、市場・収益シェアだけでなく、保有する周波数の質・量を指標とした接続規律・ドミナント規制等を段階的に適用するルールに向けて継続的に見直しの検討を行うべき。

考え方3-70

■ 二種指定設備制度の在り方について  
 答申(案)で、MNO間の競争促進させる重要性を指摘されたことは賛同いたします。2007年にモバイル市場に新規参入した当社としては、新規参入・新興事業者であっても、公正かつ公平に市場競争出来る環境作りが更に必要と考えます。

■ MNO 間の競争を促進することの重要性については、答申(案)に賛成の御意見として承る。  
 保有する周波数の質・量を指標として MNO 間に適用するルールに関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。

|   |  |
|---|--|
| <p>特にモバイル事業では割当周波数が事業者の競争力と直結しており、周波数割当を通じたMNO間の公平な競争環境の確保が必須と考えますので、モバイル市場の競争政策の中心に周波数割当てを最優先課題として据えることが必要と考えます。</p> <p>一方で、電波の有限希少性からMNO間で公平な周波数割当が実現されていない場合には接続規律やドミナント規制の見直しによりMNO間の公正な競争環境を確保すべきと考えます。</p> <p>具体的には、市場・収益シェアだけでなく、『保有する周波数の質・量』を指標として、競争力やドミナンス性に応じた、『MNO間の接続・ローミングも含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組合せ段階的に適用するルールに向けて継続的に見直しの検討が行われることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>  | <p>なお、答申(案)に示したとおり、モバイル市場においては、これまで、二種指定設備制度に基づく接続規制や禁止行為規制の適切な運用等を通じて競争促進が図られてきたところであり、その見直しの必要性が生じるかどうかについては、周波数政策等との関係で、今後の動向を踏まえつつ検討していくことが必要である。</p>  |
| <p>意見3-71 携帯電話事業者間の接続料を巡るあっせん事案の提起を理由に、二種指定設備制度自体の見直しを直ちに行くと結論づけるべきではない。また、あっせん事案については、非指定事業者の接続料を巡る事業者間の問題解決を図る「第三者検証スキーム」を確立することが適当。</p>  | <p>考え方3-71</p>   |
| <p>■ &lt;携帯事業者の接続料を巡る紛争について&gt;</p> <p>今回の二種指定制度の見直しの背景の一つとして、NTT ドコモ殿と弊社間の接続料を巡るあっせん手続きが挙げられています。しかしながら、以下の理由から、本あっせん事案が提起されたことを理由に、二種指定制度自体の見直しを直ちに行くと結論づけることは望ましくないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記あっせん事案は、特定の事業者が特定の事案に関して協議が難航したとの認識のもと提起した、まさに紛争処理の仕組みで解決すべきものであり、あたかも二種指定制度の瑕疵であるかのように捉え、紛争回避の目的で当該制度の見直しを図ることは、問題の所在に対する適切な対処とは言い難いこと</li> <li>・ 現に上記あっせん手続きが、解決に向けて進行中であること</li> </ul> <p>寧ろ、本事案については、二種指定制度の見直しを行うのではなく、既存の事業者間の紛争処理機能を有効に活用して解決を図ることが可能であると考えます。具体的には、公平・中立な第三者機関である紛争処理委員会殿に担って頂く機能の一つとして、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するという役割を明確に定義して頂き、非指定事業者の接続料を巡る事業者間の問題解決を図って頂く「第三者検証スキーム」を確立することが有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられるため、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。</p> <p>「第三者検証スキーム」に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、総務省が、当該接続料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか必要な検証を行うこととされている。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 意見3-72 二種指定ガイドラインを速やかに省令化することにより、一種指定設備制度と同様に算定プロセスを会計上で整理を行い、非対称規制として機能させるべき。   | 考え方3-72   |
| <p>■ 二種指定ガイドラインについては速やかに接続会計規則化することにより一種指定設備制度と同様に算定プロセスを会計上で整理を行い、二種指定制度の適用を受ける事業者の接続料等の公平性・透明性等を担保するための非対称規制として確りと機能させることが重要だと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ ガイドラインの省令化に関する御意見については、二種指定ガイドラインが昨年策定・公表されたところであり、まずはガイドラインの考え方を踏まえた事業者の取組状況について注視することが適当である。</p> |

## 1 ネットワークレイヤーのオープン化 (2) 禁止行為規制の見直し ア 禁止行為規制の適用基準

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| 意見3-73 全てのMNOに対する禁止行為規制の適用の是非について検討すべき。  | 考え方3-73  |
| <p>■ モバイル通信が、単に通信業界におけるサービスから、広く多岐に渡る産業および国民生活にとって、必要不可欠なものになっている今日、いわゆるモバイル事業者が持っている影響力の大きさを、改めて認識する必要がある。</p> <p>市場シェアから禁止行為規制の適用を行うのは、あくまでも通信業界という狭い世界の中での公正競争を期するための制度としての役割は大きいですが、モバイル事業者と直接間接の取引を行っている企業は、極めて広範な産業分野に渡っており、モバイル事業者がそのような企業に対して、不当な干渉を行っているという声もあちらこちらで聞かれる。</p> <p>このようなモバイル事業者を取り巻く環境変化に対応し、禁止行為規制を、有限希少性を有する電波を使用しているモバイル事業者全てに適用すべきか否かを検討する時期に来ている。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p> | <p>■ 考え方3-61に同じ。</p>   |
| 意見3-74 禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべき。   | 考え方3-74  |
| <p>■ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、禁止行為規制の適用基準を見直し、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すべきであります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>   | <p>■ 少なくとも上位3位の携帯電話事業者に禁止行為規制を適用すべきとの意見については、考え方3-61に同じ。</p> |
| 意見3-75 禁止行為規制は、モバイル通信市場が大きく変容を遂げつつある中、適用対象事業者の創意工夫に基づく事業展開等に制約を与え、国際競争力やユーザ利便性に支障  | 考え方3-75  |

|  |  |
|--|--|
| <p>を与える可能性があることから、非対称規制として維持する合理性は存しない。</p> <p>■ ◆禁止行為規制は、モバイル通信市場が大きく変容を遂げつつある中、適用対象事業者の創意工夫に基づく事業展開等に制約を与え、国際競争力やユーザ利便性に支障を与える可能性があることから、非対称規制として維持する合理性は存しない。</p> <p>・前述の「I. モバイル市場における競争政策見直しに係る当社の基本的考え方 1. モバイル市場をめぐる競争環境の変化」で述べたとおり、モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにした新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容を遂げつつあります。</p> <p>・このような状況下において、禁止行為規制が残置されることにより、その適用のあり方によっては、適用対象事業者の創意工夫に基づく事業展開やアライアンスを前提としたサービス多様化、グローバル展開等に制約を与え、その結果、国際競争力やユーザ利便性に支障を与える可能性があるものと考えます(参考9)。</p> <p>・以上を踏まえるとともに、当社「市場支配力」も、もはや規制格差を設けるほどの差異があると認められない状況を鑑みると、禁止行為規制を非対称規制として維持する合理性は存しないと言わざるを得ず、適用を廃止することが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、現時点においては、禁止行為規制の適用対象である NTT ドコモの市場シェア等を考慮すれば、その反競争的行為を禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であることから、非対称規制として引き続き維持していくことが適当である。</p> <p>他方、我が国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうことを防止する観点から、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行うことが必要である。また、総務省において、規制の適用にあたり過剰な萎縮効果が働くことがないよう、運用の一層の透明化を図られる余地がないかという観点から、総務省と公正取引委員会の共同ガイドラインである「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という)の見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> |
| <p>意見3-76 禁止行為等規定適用事業者の選定に当たっては、シェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、総合的に市場の状況を見て適用対象を判断するという、現行の基本的な考え方を維持すべき。</p>  | <p>考え方3-76</p>   |
| <p>■ 先述のとおり、競争が機能しているモバイル市場においては、競争上の問題があるときに限り、必要最小限の規制を行うべきです。その点、日本のモバイル市場においては、過半に近いシェアを長年に渡って維持しており、かつ2位事業者とのシェアの格差も約20%と大きく、事業規模も巨大であるなどの理由により圧倒的な市場支配力を持つ事業者が存在していることから、そのような事業者に対しては禁止行為規制を適用し、競争を阻害する行為を未然に抑止する必要があります。</p> <p>どの事業者が市場支配力を有するかは、事業規模やブランド力、競争事業者の状況といった市場環境によって決まることから、「競争事業者の規模禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインの規定の整理・合理化を行うこと等により、基準の明確化を図る」場合は、上記の視点を踏まえて、単純にシェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、総合的に市場の状況を見て適用対象を判断するという、現行の基本的な考え方を維持すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>  | <p>■ 答申(案)に示したとおり、これまで禁止行為規制の対象となる事業者の指定にあたっては、中長期的な視点に立ち、総合的な事業能力に配慮しつつ判断が行われてきたところである。</p> <p>総務省においては、御意見に示された内容について検討を行った上で、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p>   |
| <p>意見3-77 禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインの見直しにおいては、不明確となっている事業者に対して厳格に禁止行為規制を適用できるよう見直しをすべき。</p>  | <p>考え方3-77</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>■ 答申(案)の禁止行為規制の適用基準見直しについて「必ずしも必要とはいえない」という認識は適切であると考えますが、一方でKDDI殿が禁止行為規制の対象とならない点について、KDDI殿の扱いが不明確であるとして、禁止行為規制の適用対象に関する基本的な考え方を維持しつつも現行のガイドラインの見直しを行うことが適当としており、KDDI殿が適用対象でない理由についての記載がありません。当社としては、市場支配力を有する事業者に対してのドミナント規制を確りと機能させることが、MNO間の競争促進につながると考えておりガイドラインの見直しにおいては、不明確となっている事業者に対して厳格に禁止行為規制を適用できるよう見直しをすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p> | <p>■ KDDI と禁止行為規制との関係については、答申(案)に示したとおり、これまで、1位の事業者との市場シェアの格差等に鑑みて適用対象とされてこなかったところであるが、禁止行為規制の適用対象について基本的な考え方を維持しつつも、その基準の明確化を図ることが適当であることから、総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> |
|--|--|

## 1 ネットワークレイヤーのオープン化 (2)禁止行為規制の見直し イ 禁止行為規制の内容

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-78 禁止行為規制について、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、禁止行為規制の適用対象となる事業者の事業運営に対し、過度な制約につながらないよう、慎重かつ柔軟な運用をすべき。</p>  | <p>考え方3-78</p>   |
| <p>■ ◆(禁止行為規制を)当面残置せざるを得ない場合も、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、禁止行為規制の適用対象となる事業者の事業運営に対し、過度な制約につながらないよう、慎重かつ柔軟な運用が必須。</p> <p>・適用廃止に至らないまでも、今後、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、答申(案)にある通り、「必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便性を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や適時適切に見直しを行っていくことが求められる」とする点については、当社としては時宜を得たものとして、前向きに捉えていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-79 現在、禁止行為規制により、特定の電気通信事業者と提携し、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便の低下及び国際競争力の阻害につながる恐れがある。よって、NTT 東西のように、現行法では「市場支配力を有する者」とされている事業者との間での連携について、ユーザ利便確保・向上の観点から認められるべき。</p>   | <p>考え方3-79</p>   |
| <p>■ 諸外国においては、MNO が MVNO と提携したり、他の事業者へネットワークを卸提供したり、戦略的にビジネスを展開する事例が多数存在します。</p> <p>NTTドコモは、現在、禁止行為規制の適用対象となっているため、「差別的取扱いの禁止」の規制により、ある特定の電気通信事業者と提携して、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれる恐れがあります。その結果、国内の産業等の国際競争力が阻害されることにつながります。</p> <p>NTTドコモと、第一種指定電気通信設備の指定を受けて禁止行為規制の適用対象となっ</p>   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、電気通信事業法第30条3項2号は、禁止行為等規定適用事業者が特定の電気通信事業者に対し不当に優先的な取扱い等を行うことを禁じるものであり、不当性が認められない業務提携等まで禁止するものではない。</p> <p>ただし、我が国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうこと</p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>ているNTT東西のように、現行法では「市場支配力を有する者」とされている事業者との間での連携について、ユーザ利便確保・向上の観点から認められるべきと考えます。このようなケースが認められない場合、シェアの低い事業者のユーザのみが優遇され、シェアの高い事業者のユーザの利便は犠牲になるため、多くのユーザの利便を損ねることになります。</p> <p>(NTT 持株)</p>   | <p>を防止する観点から、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行うことが必要である。また、総務省において、規制の適用にあたり過剰な萎縮効果が働くことがないよう、運用の一層の透明化を図られる余地がないかという観点から、共同ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、NTT ドコモと NTT 東西の連携と禁止行為規制の関係については、通常、市場支配的な電気通信事業者同士の連携が競争環境に与える影響が大きいと考えられること等も踏まえ、利用者利便性の観点のみならず、公正競争確保の観点から、慎重な判断を要すると考える。</p>                                    |
| <p>意見3-80 禁止行為規制の適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)についても予め明確化することで、制度の慎重な運用に資するべき。また、「不当」性が認められる場合に限られる旨を明確化し、さらに電気通信役務提供に限定して適用することについて明確化すべき。また、当社の一方的な規律・干渉により当該事業者の事業活動が困難となるような状況は想定し難いことから一定の市場支配力を有する事業者に対して、また海外の法人に対する行為については規制の対象外となる旨を明示すべき。</p>  | <p>考え方3-80</p>   |
| <p>■ ◆共同ガイドライン見直しにあたっては、下記について明確化を図ることが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ガイドライン見直しにおいては、禁止される行為(ブラックリスト)以外については、抵触しない旨明確にする。その旨が明確にし得ないとするのであれば、禁止される行為(ブラックリスト)だけでなく、適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)の明確化を図ること</li> <li>②競争会社の事業活動を困難にさせる場合等の「不当性」が認められる場合に限定されること</li> <li>③電気通信事業者に対しては、事業者間接続条件など電気通信役務提供に限定して適用すること</li> <li>④不当な規律・干渉の禁止に係る行為について、一定の市場支配力を有する事業者や当社とは取引関係のある端末製造業者等に対する行為は、本規制の対象外とすること</li> <li>⑤海外法人は対象外であること</li> </ol> <p>・共同ガイドラインの見直しにあたっては、以下について明確化する必要があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現行のガイドラインにおいて、市場支配的な電気通信事業者に対して禁じる反競争的行為をあらかじめ類型化(ブラックリスト)することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除を可能としているところだが、その適用が不明確であると、答申(案)に指摘されている、適用対象事業者にとって「過剰な萎縮効果が働くこととなれば、結果的には国際競争力やユーザ利便を損なう」おそれにつながる。従って、ガイドライン見直しにおいては、禁止される行為(ブラックリスト)以外については、抵触しな</li> </ol> | <p>■ 総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、関連ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、当該検討にあたっては、答申(案)に示したとおり、禁止行為規制の趣旨に照らし、規制の適用による過剰な萎縮効果が働くこと等を防止する観点から、規制対象となる行為について一層の透明化を図ることが適当であるが、規制対象となる行為の不当性や適用対象の範囲の解釈にあたっては、ある特定の行為が競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案し、市場支配力の濫用といえるかどうか等につき判断する必要がある、個別事例ごとの判断を行わざるを得ない側面が存在することにも留意することが適当である。</p> |

い旨明確にする。その旨が明確にし得ないとするのであれば、適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)についても予め明確化することで、制度の慎重な運用に資するべき。

- ② 不当な差別的取扱いの禁止に該当するもの、または不当な規律・干渉の禁止に該当するものとして示される行為類型については、差別的取扱いや規律・干渉が直ちに規制の適用対象となるものではなく、自己の競争会社の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、取引の相手方を競争上著しく有利又は不利にさせるおそれがある場合など「不当」性が認められる場合に限られる旨を明確化すべき。
- ③ 電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの禁止に該当する行為については、事業者間接続条件など電気通信役務提供に限定して適用することについて明確化すべき。
- ④ 不当な規律・干渉の禁止に該当する行為については、Google殿、Apple殿等、一定の市場支配力を有する事業者や、当社とは取引関係のある端末製造業者などは、当社以外の携帯事業者との取引の選択肢があることに加え、当社の一方的な規律・干渉により当該事業者の事業活動が困難となるような状況は想定し難いことから、本規制の対象外とする旨、明確化すべき。
- ⑤ 行為類型の明確化と併せ、海外の法人(日本に法人登記のない電気通信事業者、製造業者、販売業者、コンテンツプロバイダ等)に対する行為はそもそも規制の対象外である旨、明確化すべき。

【参考9】「差別的取り扱いの禁止」によるユーザー利便性の低下 **docomo**

◆当社が出資関係等のある他事業者との協業により、例えば、上位レイヤサービス(電子書籍、ゲーム等)と通信をセットにした新たなサービスを推進しようとした場合、「差別的取り扱いの禁止」規制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザー利便性が損なわれる懸念。

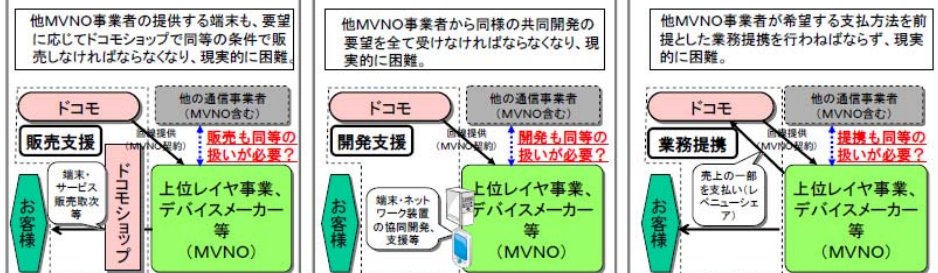
**ケース1:ドコモショップでの扱い**      **ケース2:開発支援における扱い**      **ケース3:業務提携での扱い**

○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社と業務提携して、その端末を全国に2000店舗以上あるドコモショップで販売したい。

○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社と業務提携し、端末を共同開発して、世界に先駆けて販売したい。

○世界中で人気を博している電子書籍端末やゲーム機のメーカーがMVNO事業者として、当社とレベニューシェアによる業務提携をし、世界に先駆けて端末・サービスを販売したい。

「差別的取り扱いの禁止」に抵触する恐れ



© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTTドコモ)

意見3-81 二種指定設備制度における禁止行為規制については、市場シェア 40~50%を超える事業者に対する規制強化等を検討すべき。

考え方3-81

■ 前項に記載したとおり、モバイル市場は、保有周波数帯の特性の違いや元国営企業という経歴等により、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が依然として競争上優位性を保持し、競争ルールが有効に機能していない実情が存在します。その意味では、前述のとおり、第二種指定制度における禁止行為規制については、緩和の方向ではなく、寧ろ市場シェア 40~50%を超える事業者に対する規制強化等を検討することが適当であると考えます。

■ 考え方3-80に同じ。

また、答申案にある「電気通信事業分野における競争促進に関する指針」の見直しを行う場合には、あくまで現行法解釈の明確化という範囲内にとどめ、特定事業者に対する優先的取り扱いや不利な取り扱い等がなされるような実質的規制緩和に繋がることのないよう、正当な理由なしに差別的取り扱いを行うことを明確に禁じるべきと考えます。また、併せて、禁止行為規制における「不当性」が恣意的に判断されることのないよう、十分に配慮することも必要と考えます。なお、NTTドコモ殿とNTT東西殿による排他的業務提携(子会社等を介したものを含む)等については、後述する企業連携によるグループドミナンスの発揮等と相ま

|  |   |
|--|---|
| <p>って市場への影響が非常に大きいことから、当該指針の見直しに合わせ、明示的に禁止事項として位置付けるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  |   |
| <p>意見3-82 禁止行為規制における「不当」性は、個々のケースに応じて判断されるべきものであり、特定の事例を事前に明確化することは不可能。共同ガイドラインの見直しを行う場合には、むしろ、禁止行為事業者同士による連携サービスのように、明らかに競争を阻害する事例を明確にし、規定すべき。</p>  | <p>考え方3-82</p>  |
| <p>■ また、禁止行為規制の内容については、モバイル市場のみならず、固定系市場においても、現行規制の下でも連携可能な範囲や態様が広く解釈されると、NTTグループの市場支配力が強化され、競争が阻害されるおそれがあることに留意すべきです。例えば、禁止行為規制の対象事業者が他の企業との連携サービスを提供する場合に、競合他社も同じことができる、あるいは参加可能であっても、その連携の方法やユーザに適用する割引条件等によっては、競争が阻害される可能性があります。</p> <p>このように、禁止行為の規定要件である「不当」性は、個々のケースに応じて判断されるべきものであることから、「不当」性のない事業提携等の事例を事前に明確化することは不可能です。「共同ガイドライン」の見直しを行う場合には、むしろ、禁止行為事業者同士による連携サービスのように、明らかに競争を阻害する事例を明確にし、規定すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 当社としては、現行の禁止行為規制内容については、市場支配的な事業者に対する規制として過重なものとは考えておらず、ましてや柔軟な事業展開や国際展開が出来ないとする懸念は当たらないと考えます。従って答申(案)にて、市場支配力を有する事業者に対する規制として「規制内容を見直すことが必要とまでいえない」という認識は適切であると考えます。</p> <p>また、共同ガイドラインの見直しにおいて、NTTドコモ殿については、引き続きNTT持ち株会社下での一体的な経営にも留意する必要があるとあり、特に固定電話やFTTH市場において市場支配力を有するNTT東西殿との排他的な連携については引き続き規制の対象とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 考え方3-80に同じ。</p>  |
| <p>意見3-83 禁止行為規制そのもの見直しに並行して、禁止行為に関する強い調査権限を総務省に付与すべき。</p>   | <p>考え方3-83</p>  |
| <p>■ また、別の観点では、禁止行為規制そのもの見直しに並行して、禁止行為に関する強い調査権限を総務省に付与する必要がある。そもそも禁止行為で規定されている規制事項は、不当に取り扱う、あるいは不当に規律、干渉を行うなど、その不当性が問題であり、これは表面的事象からでは判断しづらいという性格を有する。また、不当に扱われた側が証明責任を負っても、不当行為を書面で伝える事業者がいるわけもなく、口頭で行われているのが</p>  | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p> <p>なお、電気通信事業法第 166 条に基づき、総務大臣は、同法の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対して立入検査や報告徴求等を行うことができる。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>実態であり、このような問題の解明には、立入検査等を含む強い調査権限を持つ機関が必要となる。</p> <p>さらに、禁止行為として指定されていない規制事項、例えば不当廉売のような違法取引に関しても、調査権限が弱いために、実態が解明されないケースが多い。仮にモバイル事業者が、そのような不当行為を行っていないとするならば、強い調査権限を与えた組織が調査を行うことで、むしろその正当性が証明されるとすれば、それは歓迎すべきことであろう。</p> <p>2003年の電気通信事業法改正は、携帯事業者の料金を認可制から届出制に変更したが、制度設計上は、事前規制から事後規制への転換として説明された。しかし、調査権限が強化されていない状態では、事後規制と言っても有名無実に近いと言わざるを得ない。</p> <p>極めて大きな交渉力を持つ少数の通信事業者が存在するモバイル市場において、公正な競争環境を構築し、維持するためには、調査権限の見直しも極めて重要であることは強く主張したい。それができない場合には、事後規制が機能しない状況が続けることになるものであり、携帯事業者の料金を認可制に戻す必要が出てくる。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p> |   |
| <p>意見3-84 禁止行為等規定適用事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じるべき。</p>  | <p>考え方3-84</p>  |
| <p>■ 特に、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、当該モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが急務であります。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>   | <p>■ 御意見については、今後の議論の参考とさせていただきたい。</p> <p>なお、電気通信事業法第30条第3項第2号は、禁止行為規制対象事業者がその電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し不当に優先的な取扱い等を行うことを禁じるものである。</p> |
| <p>意見3-85 一種指定事業者に対する禁止行為規制の運用やその規制内容の見直しについても、議論すべき。</p>  | <p>考え方3-85</p>  |
| <p>■ モバイル市場にて、国内の通信事業者と海外事業者との提携等も進展していることなど、大きな環境の変化が進んでいることを踏まえ、携帯電話事業者に課せられている禁止行為規制に関して、「国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる」とされていますが、先述のとおり、固定通信も含む情報通信市場全体で、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが急速に進展している実態を踏まえ、一種指定事業者に対する禁止行為規制の運用やその規制内容の見直しについても、是非議論していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ モバイル市場にて、国内の通信事業者と海外事業者との提携等も進展していることなど、大きな環境の変化が進んでいることを踏まえ、携帯電話事業者に課せられている禁止行為規制に関して、「国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる」とされていますが、先述のとおり、固定</p>                         | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>通信も含む情報通信市場全体で、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトが急速に進展している実態を踏まえ、一種指定事業者に対する禁止行為規制の運用やその規制内容の見直しについても、是非議論していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> |  |
|---|--|

### 1 ネットワークレイヤーのオープン化 (3)MVNO 事業者の参入促進

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-86 MVNO 参入については、各社の自由な戦略に委ね、事業者間協議で解決を図ることを原則とすべき。</p>   | <p>考え方3-86</p>   |
| <p>■ 答申案に示されているとおり、市場には「多種多様な MVNO の参入が進展し、多様なサービスの提供が行われており、平成 23 年度においては MVNO の契約数が年率 34%の増加を見せている」等、その参入促進効果が認められるところです。この状況を鑑みるに、本件については、各社の自由な戦略に委ね、事業者間協議で解決を図ることを原則とすべきであり、解決すべき課題が出た場合は既存の仕組みである電気通信紛争処理委員会殿における紛争解決のためのスキームを活用することで対処すべきと考えます。なお、弊社においては、これまで MVNO との間で協議が難航し、結果、紛争等に至った経緯はありません。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-87 モバイル市場においては、MVNO による競争が重要。卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは適当ではないとの答申(案)に賛同。また、接続拒否事由の明確化についても賛同。</p>  | <p>考え方3-87</p>   |
| <p>■ 有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。そのため、無線ブロードバンドの普及促進に向けては、設備競争に配慮しつつも、MVNOに関し、合理的で透明性の高い、公平な競争条件の整備が必要です。</p> <p>その点、多様なMVNOによる競争を促進する観点から、卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは適当ではないとの答申案に賛同いたします。</p> <p>また、不適切なMVNOの接続請求は、MVNO、更にはモバイル市場の健全な発展を図るうえで、問題であることから、接続拒否事由を明確化することについても賛同いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>                         | <p>■ 卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することが現時点では適当ではないことについては、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>接続拒否事由の明確化に係る御意見については、答申(案)に示したとおり、モバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれを踏まえ、これまでの累次の解釈を整理し、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO事業化ガイドライン」という。)等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。</p> |
| <p>意見3-88 MVNO 事業化ガイドラインで接続拒否事由を明確化することは、円滑な事業者間の協議を行う上でも有益。</p>  | <p>考え方3-88</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>■ MVNOガイドラインの見直しについて</p> <p>モバイル市場の発展にそぐわない事業者に対して、MVNOガイドラインで接続拒否事由を明確化することは、円滑な事業者間の協議を行う上でも有益であり電気通信事業法の目的に鑑みても適切な認識だと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 接続拒否事由の明確化に係る御意見については、考え方3-87に同じ。</p>   |
| <p>意見3-89 MVNOの参入促進のためには、ドミナント規制を市場支配力に対する規制とする等の競争政策を検討し、MNO間の公正な競争環境を構築することが必要。</p>   | <p>考え方3-89</p>   |
| <p>■ MVNOの参入促進について</p> <p>答申(案)では、現状認識としてMVNOの参入が進展しているがMVNOの契約者数は鈍化傾向であると具体的な問題点に触れ、参入促進策の必要性について記載されていますが、結論として接続拒否事由に係るガイドラインの見直しのみで具体的な参入促進策について記載がない点は見直すべきと考えます。</p> <p>MVNOの参入促進のためには、MVNOガイドラインの見直しといったMNOとMVNOとの接続に関する規律だけではなく、MNO間で確りと競争が機能することによりコスト削減インセンティブやネットワークサービスのイノベーションといった成果をMVNOが選択できる環境を作りサービス競争の促進を行うべきと考えます。そのためには、まずはMNO間の競争を確りと機能させることが重要であり、そのための規制ツールとして、ドミナント規制を市場支配力に対する規制とするなどの競争政策を検討し、MNO間の公正な競争環境を構築することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ MVNOの参入促進に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、答申(案)に示したとおり、モバイル市場の活性化の観点から、引き続きMVNOの参入促進措置は必要であり、競争政策の在り方についても、市場環境の変化等を踏まえつつ、適時適切に見直しの検討を行っていくことが適当である。</p>  |
| <p>意見3-90 接続義務の規制は、諸外国と同等の規制レベルとすることが必要。MVNOに対する接続義務は廃止し、あくまでも民民のビジネスベースの契約に委ねるべき。</p>  | <p>考え方3-90</p>   |
| <p>■ 電気通信事業法第32条の接続義務の規制は、諸外国と比較しても類を見ないほど規制レベルが高く、接続拒否は極めて困難であると考えます。そのため、海外からの日本へのMVNOとしての参入は容易である一方、海外では民民のビジネスベースの契約であるため、海外での日本企業のMVNO参入は容易ではありません。その結果、規制の不均衡が生じ国際競争力の低下を招いていることから、諸外国と同様の規制レベルとし、グローバルな競争条件を整える必要があると考えます。</p> <p>現在、MVNO事業化ガイドラインでは、MVNOは、「卸」と「接続」の双方の形態により、MNOからネットワークの提供を受けることが可能とされています。しかしMVNOが望めば、紛争処理等を通して最終的には接続義務により、「接続」の形態になる実態があることから、MVNOに対する接続義務は廃止し、あくまでも民民のビジネスベースの契約に委ねるべきと考えます。</p> <p>(NTT 持株)</p>                              | <p>■ 答申(案)に示したとおり、有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、モバイル市場の活性化のためには、周波数の割当を受けないMVNOの参入促進は重要である。MVNOにとっては、卸電気通信役務と接続の双方の形態をケースバイケースで柔軟に判断する余地があることが進展につながっていると考えられ、MVNOの参入を促進し、モバイル市場の公正競争を確保する観点からは、どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。</p> |
| <p>意見3-91 接続義務は、MVNOなど片務的なものについては、従前の整理である「卸役務」</p>   | <p>考え方3-91</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>と位置づけることが適切。仮に接続スキームを残置するとしても、蓋然性を否定し得ない場合には、接続拒否事由に該当する旨明確にすることが適切。</p>  |  |
| <p>■ 接続義務は、諸外国と比較して突出した厳格な規制であり、MVNOなど片務的なものについては、従前の整理である「卸役務」と位置づけることが適切。</p> <p>概ね対等なネットワークを保有する電気通信事業者同士の接続とは異なる、MVNOなど片務的なものについて、MNOに対し、一般的な相互接続と同様に厳格な接続義務を課すことは行き過ぎと考えられることから、従前の整理である「卸役務」に位置づけることが適切と考えます。</p> <p>そもそも接続義務は、諸外国と比較して突出した厳格な規制レベルにあり、その片務性から国際競争力への支障や問題のある事業者のMVNO参入要望の顕在化に伴うユーザ保護への支障が懸念される点については、従来から意見提起させて頂いているところで（参考10、11）。</p> <p>仮に接続スキームを残置するとしても、MNOが片務的に義務を負うことに鑑み、接続拒否事由の該当性の明確化を図るにあたっては、「不当さ」、「著しさ」を厳格に判断するといった従来のスキームから、蓋然性を否定し得ない場合には、該当する旨明確にすることが適切。</p> <p>答申(案)において、接続と卸役務の「どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない」としつつも、「MVNO事業化ガイドライン等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。」とされたことについては、今後、公正競争の推進が期待できるものとして、当社としても前向きに捉えていきたいと考えます。</p> <p>「接続拒否事由の明確化を図る」にあたっては、MNOが片務的に義務を負うことに鑑み、接続拒否事由の該当性について、緩和する方向での見直しが必要と考えます。</p> <p>つまり、「不当に利益を害する」、「著しく経済的に困難」の判定にあたっては、「不当さ」、「著しさ」を厳格に判断するといった従来のスキームにより、接続前の予めの拒否はほぼ現実的には不可能といった状況と認識されるところ、今後は、「利益を害する」、もしくは「経済的に困難」な蓋然性を否定し得ない場合、該当する旨明確にすることで緩和を図ることが適切と考えます。</p> | <p>■ MVNO など片務的なものは「卸役務」と位置づけるべきとの御意見については、考え方3-90に同じ。</p> <p>また、接続拒否事由の明確化に係る御意見については、考え方3-87に同じ。</p> |



## 【参考10】問題のある事業者からのMVNO参入要望の顕在化



◆日本は、相互接続の義務を負う範囲とその規律レベルともに、海外と比較して突出している状況。

### <相互接続義務範囲と規律レベルの海外との比較>

|           | パターン1(基本)  | パターン2   | パターン3   |
|-----------|--|---|---|
| 内容        | 概ね対等のネットワーク設備を有する事業者間接続  | MVNOや料金設定権等を保有する目的での「ワンタッチ的接続」  | 接続そのものではなくとも関連性がある機能<br>ex.) 通信PFのオープン化機能<br>課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能<br>GPS位置情報の継続提供機能<br>Eメール転送機能 |
| イメージ      |  |   |   |
| 相互接続義務の範囲 | 日本<br>対象: 厳格な拒否事由立証<br>限定的な事由に該当しない限り、応諾する義務                           | 対象<br>「MVNOに提供する役割は、卸電気通信業務」(2002年6月MVNOガイドライン)<br>対象外※<br>「MVNOの設備と接続して役割を提供することが可能」(2007年2月MVNOガイドライン改定)  | ケースバイケースで対象<br>「二種指定ガイドライン」により、通信PF機能等も相互接続に関連するものとして「注視すべき機能」と位置づけ(2010年3月)                    |
|           | 欧州<br>対象: 妥当性立証はケースバイケース<br>妥当なアクセス要求であれば応じる義務<br>その「妥当性」の立証は、ケースバイケース | 対象外※<br>※スペインなど一部の国で、MVNOからの妥当なアクセス要求に応じる義務を課す例や、免許付与条件として義務を課す例はあるが、大多数の国では対象外。<br>なお、日本においては、厳格な接続義務の他、免許付与に当たり、特定基地局開設設計書の認定要件に、MVNOへの提供計画を有することが含まれるなど、事実上、MVNOへの提供が必須となっている。 | 対象外   |

© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

## 【参考11】問題のある事業者からのMVNO参入要望の顕在化



◆当社は以前より、厳格な接続義務に起因して、問題のある事業者からのMVNO参入要望が顕在化していることを問題提起してきたところだが、当社にMVNO参入を行った「フレバー・ネットワークス」は、当社が懸念していたとおり、詐欺を企てる意図を持ってドコモへ申し込みをしていた事実が判明。

### 【日本経済新聞 7月6日朝刊記事】

【ビズ社】  
「ドコモ抜くと会員勧誘」  
「短期で100億円集金」  
「板垣空間マルチ、複数社介入」

【不実告知容疑、ビズ社社長を逮捕】  
【短期で100億円集金】  
【板垣空間マルチ、複数社介入】

### 【毎日新聞 7月6日朝刊記事】

【ビズ社社長を逮捕】  
【不実告知容疑容認】

### 【東京新聞 7月6日夕刊記事】

【ビズ社】  
「ドコモ抜くと会員勧誘」  
【不実告知容疑容認】

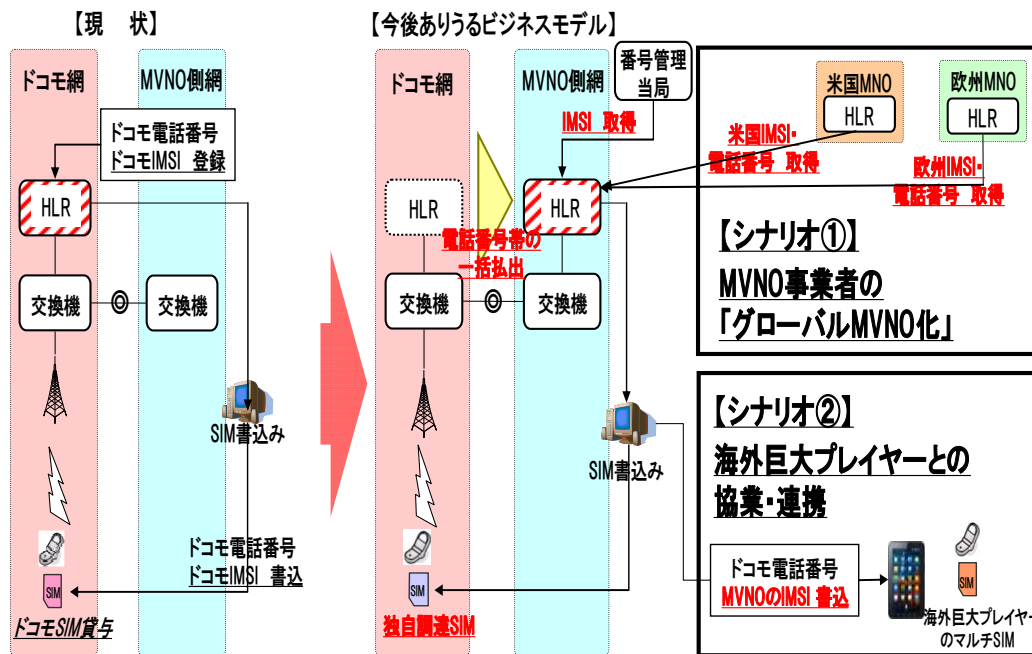
© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTTドコモ)

|   |  |
|---|--|
| <p>意見3-92 MVNO への提供形態について、接続と位置づけることが必ずしも適切とは言い難いビジネスモデルが存在する。また、予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、MNO ユーザを含めた全体の品質劣化が想定されるケースについては、接続拒否事由に該当するとするのが妥当。</p>  | <p>考え方3-92</p>   |
| <p>■ 前述のとおり、MVNOへの提供形態については、従前の整理である「卸役務」が適切と考えますが、仮に、卸と接続両制度の併用を引き続き実施するとしても、接続と位置づけることが必ずしも適切とは言い難いビジネスモデルが存在するものと考えます。</p> <p>例えば、サービス制御装置をMVNOが保有して、それをMNOのネットワークと接続する場合、MVNO自らの事業やMVNE事業展開において、より柔軟性が高まる反面(参考12)、以下のような問題が顕在化することから、接続義務の範囲として整理するのは適切ではないと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、当社ユーザを含めた全体的な品質劣化が想定されること。</li> <li>②重要通信の確保や番号の効率運用が困難となるなど、「MNOの責」とはいえない状況下で義務違反とされる可能性があること。</li> <li>③海外巨大プレイヤーの参入が格段と容易となる結果、「ダムパイプ化」により、MNOの収益が圧迫され、安定的設備品質の維持が困難となるだけでなく、サービス開発やユーザ値下げなどユーザ利便性にも支障が生じること。</li> <li>④MVNOは開発・投資リスクを負わずにMNOと同等のサービス展開ができることとなるが、それが果たして公正競争上問題ないと言い切れるのか疑問が残ること。</li> </ol> <p>以上より、全ての提供形態について、MVNO側が接続、卸のどちらでも申込みできるとする「画一的併用」を前提とした現行の整理は、見直しが必要であり、「義務の範囲」として捉えることが適切ではない形態やビジネスモデルについては、柔軟な合意形成や条件設定が可能な「卸」に位置づけることが現実的かつ合理的と考えます。</p> <p>更には、このようなビジネスモデルを接続と位置づけた場合でも、予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、全体的な品質劣化が想定されるケースについては、円滑な役務提供に支障が生じるものとして、そもそも接続拒否事由に該当すると位置づけることが妥当と考えます。</p> | <p>■ 接続と位置づけることが適切とは言い難い MVNO への提供形態が存在するとの御意見については、考え方3-90に同じ。なお、予期せぬトラフィック増等へ対応しえず、全体的な品質劣化が想定されるケースについては、接続拒否事由の明確化に係る今後の検討の参考とさせていただきたい。</p> |

## 【参考12】 HLRへの新規接続要求を契機とした「ダムパイプ化」の進展 NTT docomo

- ◆MVNO事業者が自社でHLR(Home Location Register)を保有することで、「IMSIの独自取得」「SIMの独自調達・独自作成」が可能となる。
- ◆これに伴い、MVNO事業者がMVNEとして、海外巨大プレイヤーやグローバルMVNO等と格段に協業し易くなることに伴い、当社の「ダムパイプ化」が進展する可能性。



© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTTドコモ)

意見3-93 厳格な接続義務や禁止行為規制に起因し、MNOの成すすべのないまま、「ダムパイプ化」が進展する状況は問題。TPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められつつある状況下において、海外との片務的規制の存在は国益に支障を及ぼしかねないおそれがあることから、参加国間の制度的調和を図るこ

考え方3-93

|   |  |
|---|--|
| <p>とが一層求められる。「ダムパイプ化」が急速に進展する結果、設備や品質維持に支障が生じ、ユーザ利便性や国際競争力に重大な支障が生じる。その懸念の解消を踏まえたガイドライン見直し、更には競争政策見直しに反映すべき。</p>  |  |
| <p>■ ◆厳格な接続義務や禁止行為規制に起因し、MNOの成すすべのないまま、「ダムパイプ化」が進展する状況は問題。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国と比較しても突出した厳格な接続義務や、諸外国には例がない非対称規制としての「禁止行為規制」といった規制に起因し、MNOとして、成すすべのないまま、「ダムパイプ化」が進展する状況は問題と考えます。</li> </ul> <p>◆TPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められつつある状況下において、海外との片務的規制の存在は国益に支障を及ぼしかねないおそれがあることから、参加国間の制度的調和を図ることが一層求められる。</p> <p>◆「ダムパイプ化」が急速に進展する結果、設備や品質維持に支障が生じ、ユーザ利便性や国際競争力に重大な支障が生じる。その懸念の解消を踏まえたガイドライン見直し、更には競争政策見直しに反映すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部報道によると、Google殿はMVNO参入を検討中であり、Apple殿もグローバルMVNOとの連携を視野に端末埋め込み型のSIMを開発中との状況が伝えられているところですが(参考13～15)、グローバルMVNOを展開する事業者においても日本市場の参入を企図している可能性が高いと判断されます。</li> <li>・ そもそも日本においては、前述の通り、MNOに厳格な接続義務が課されているところですが、このように海外巨大プレイヤーのMVNO参入が「時間の問題」と考えられる中、内外非差別の原則を踏まえ、これらに対しても拒否はなし得ないものと考えます。</li> <li>・ 更にはTPP交渉、ICT通商原則合意等、グローバルな参入促進を前提とした枠組み検討が進められつつある状況下においては、海外との片務的規制の存在は国益に支障を及ぼしかねないおそれがあることから、参加国間の制度的調和を図ることが一層求められます。</li> <li>・ 海外との制度的調和が図られない場合、日本のMNOは海外巨大プレイヤーにとっての単なる「ネットワーク部材」の提供者として、「ダムパイプ化」が世界に先駆けて急速に進展する結果、設備や品質維持に支障が生じ、ユーザ利便性に多大な影響を及ぼすばかりか、国際競争力に重大な支障が生じることにつながります(参考16、17)。</li> <li>・ この点、答申(案)において、「(「ダムパイプ化」が)必ずしも我が国の現在の制度が大きな原因となっているものではない」としている点は、適切なものとは言い難いと考えます。</li> <li>・ その上で、答申(案)において、「規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」としていることについては、適切な政策判断とし</li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、我が国においては、これまで二種指定設備制度や禁止行為規制等の競争ルールの適切な運用を通じて、MVNOの参入促進によるモバイル市場の発展が図られてきたところであり、必ずしも我が国の現在の制度が「ダムパイプ化」の大きな原因となっているものではないと考える。</p> <p>なお、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意すべき点については、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

て、ガイドライン見直しにおいて十分考慮すべきであり、今後の競争政策見直しに反映させるべきと考えます。

### 【参考13】「グーグル、MVNOへの参入を検討中」との報道

docomo

(2011年9月23日 Mobile business briefing <GSMAの無料ニュースサービス>より一部抜粋)

スペインの報道機関によると、グーグルはMVNO開始に向けてスペインで試験を行っているとのこと。

Cellular Newsによると、スペインにいるグーグルの従業員には、グーグルブランドのSIMが供給されているという。これらは、試験目的でネットワークをまたがって動作するらしく、MVNO試験オペレーションを示す「グーグルES」に接続された端末の画像が公表されている。

接続や課金による顧客とのつながりを強化するために、グーグルがMVNOビジネスへの参入を検討しているという報道はこれが初めてではない。

同社とオラクルとの間のJava知的財産権紛争の一部として公表されたドキュメントによれば、MVNOオペレーションはアンドロイドの開発時に検討されたが、実現しなかった。

2007年にさかのぼると、グーグルが英国のO2UKと提携しMVNO市場への参入を計画していると示唆されたことがあった。しかしこの時点では、検索の大手事業者がそのウェブサイトを通じて販売を行うだけだろうと思われていた。

スマートフォン・ユーザのために接続を提供する役割を担えば、グーグルは、顧客との間に課金関係を構築する上で優位に立てるだろう。これは現在、アンドロイドマーケットに事業者課金サポートを追加することにより進行中である。これによりグーグルは、アップルのiTunes／App Storeの組み合わせに類似した、コンテンツ・アプリケーション用のシームレスな支払いオプションを提供できるようになるだろう。

(略) グーグルは位置情報を利用した検索やナビゲーション、写真共有を含めた彼らのコアなモバイルインターネットサービスの利用を促進する方法として、魅力的なデータ通信料金を備えたグローバルMVNOを設立しようとしている可能性がある。

© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

### 【参考14】「Appleが“ソフトSIM”を研究中、キャリアを排除し市場を変えるか」報道

docomo

(2010年10月28日 eWEEK.com 報道)

AppleがSIMカードメーカーのGemaltoと協力して、iPhone用の特別なSIMカードを開発していると、Gigaomが10月27日に伝えた。

この埋め込み型SIMカードがあれば、顧客はAppleから直接(店舗でもWebでも)iPhoneを購入して、購入時に携帯キャリアを選択できる。

AppleがSIMとアクティベーションを提供すれば、顧客はキャリアではなく、Appleに連絡して手続きすることになる。そうすればキャリアの影響力や、2年契約による売り上げ保証もかなり減ることになる。顧客にとつては選択肢が増え、Appleにとっては売り上げが増える。

「GoogleのNexus Oneと違って、顧客はWebで手続きしなくても、Appleストアに行つて実機を確認でき、Genius Bar(Apple Store内にある技術サポートデスク)でアクティベーションできる」とTechnology Business Research(TBRI)のアナリスト、ケン・ハイヤーズ氏は語る。「このやり方は米国でうまくいくと思う。業界を変えるだろう。今はキャリアが携帯電話の流通を押さえているが、Appleには市場を変える影響力がある」

携帯電話メーカーは従来ソフトメーカーと協力してきたが、Appleは端末とソフトの両方を提供し、支配するという手段をとった。今キャリアが演じている役割を受け持つというのは、iPhoneのエコシステムのすべての面を支配するというAppleの決定に沿っている。

© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

## 【参考15】「Appleが“仮想SIM”に係る特許を申請」報道

(2011年11月3日 Patently Apple報道)

2011年11月3日、米国特許商標庁は、アップルからの特許出願を公表した。これによりアップルが**仮想のSIMカード(Virtual SIM Card)により作動する将来のiPhoneの開発に取り組んでいる**ことが明らかになった。  
 アップルは、ユーザがSIMカードを必要とすることなくワイヤレス・ネットワーク・サービスを購入できるようになることが望ましいだろうと述べている。  
 アップルによれば、仮想SIMへの転換は、今までにない薄さの、驚くほどに美しい次世代iPhoneを実現しつつセキュリティを改善することのこと。

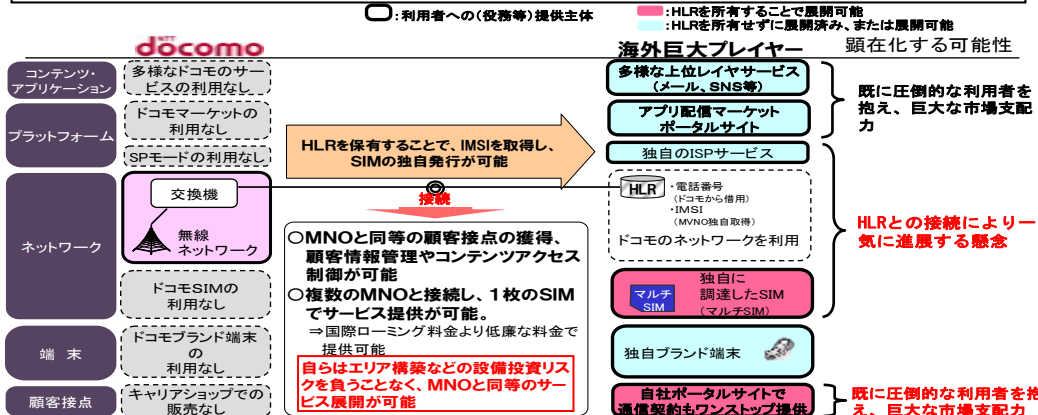
(2011年11月4日 Telecom News Bulletin 報道)

出願された特許は、NFCの技術に統合される仮想SIMカードが、将来のiPhoneにどのように使用されるかを示している。2010年10月、アップルが、ユーザによるキャリア切り替えをサポートする仮想SIMカードの実験を行っていたことが報道された。また、ユーザが望むあらゆるネットワークを選択するためのキャリア選択アプリ開発の可能性も報道されていた。  
 今回公表された特許では、アップルが**将来のiOSに、カスタマイズされたSIMカードを導入する計画をよりよく知ることができる**。アップルは、製品を販売するために小売業者や直営店を利用することができ、キャリアとの関係をなくすことができる。

© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

## 【参考16】海外巨大プレイヤーがHLRを所有してMVNO参入した場合の「ダムパイプ化」の進展

- ◆ MVNOのHLRとの接続が容認される事態になれば、例えば上位レイヤにおいて圧倒的な市場支配力を持つ海外巨大プレイヤーがMVNO参入したケースを想定すると、以下のとおりドコモのネットワークの「ダムパイプ化」が一気に進展。
- ◆ 2015年には当社の営業収益は6,500億円の減、2,500万回線が「ダムパイプ化」するものと想定※。



※(1)ドコモの無線通信市場(携帯端末)におけるシェアを48%、通信モジュール・M2M市場におけるシェアを46%と仮定(いずれも2011年9月末累計値より)  
 (2)2015年までに情報通信市場で起こること(2010年NRI)を参照

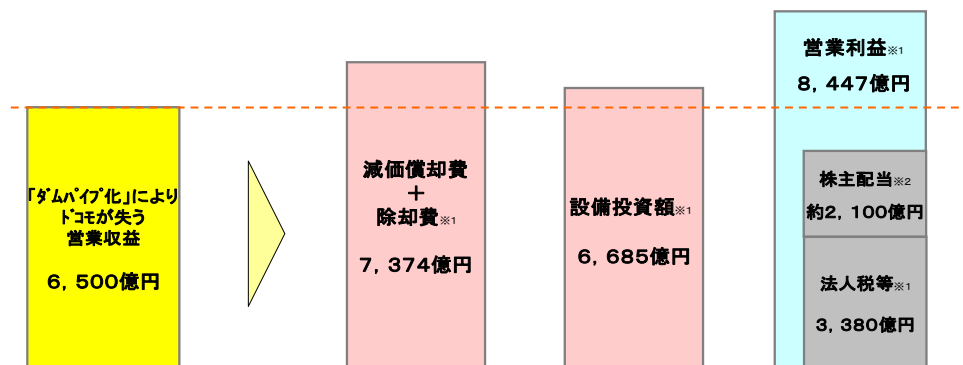
© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.



【参考17】「ダムパイプ化」によるユーザ利便性への支障



◆「ダムパイプ化」によりドコモが失うと想定される6,500億円の営業収益は、設備投資額や減価償却費等と同等規模であり、仮に失うこととなれば事業展開への影響、ユーザ利便への支障が懸念。



※1 2010年度決算データ  
 ※2 株主配当については、2010年度に支出した額

© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTTドコモ)

意見3-94 MNO のダムパイプ化は、トラヒック問題として捉えることが可能。オフロード対策、新たな周波数帯等の適正な割り当て、モバイルネットワークの設備共用やローミングに係るルール整備等をまずは優先的に解決することで対処すべき。

考え方3-94

■ また、ネットワークレイヤにおけるMNOのダムパイプ化についても本項において触れられていますが、本問題は、スマートフォン等の普及に伴い、如何にMNOの安定的なネットワーク運営を担保するかといったトラヒック問題として捉え直すことも可能であり、データトラヒック等のオフロード対策、新たな周波数帯域の適正な割り当て及びモバイルネットワークの設備共用やローミングに係るルール整備等をまずは優先的に解決することで対処すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 答申(案)に示したとおり、いわゆるダムパイプ化は、主として、MVNO との関係性において、今後、MNO 主導のビジネスモデルに変化をもたらす可能性に着目したものであり、それによる競争環境への影響について一定の考え方を整理したものであるが、御指摘のトラヒック問題については、今後の参考とさせていただきたい。  
 なお、モバイルネットワークの設備共用やローミングに係る論点についての考え方は、第Ⅱ編第4章「4 鉄塔等の一層のオープン化」に示したとおり。

意見3-95 MVNO の更なる参入促進等のため、これまでの総務大臣裁定や事業法解釈の重要な部分を電気通信事業法に盛り込むべき。

考え方3-95

■ MVNOの更なる参入促進、およびMNOとMVNOとの間の問題を未然に防ぐ目的で、これま

■ 御意見のとおり、MVNO の参入を促進する観点から、MVNO 事業

|  |   |
|--|---|
| <p>で総務大臣裁定や事業法解釈してきた重要な点を、電気通信事業法に盛り込む改正を行うべきだと考える。</p> <p>MVNO事業への新規参入は、近年着実に増加しているが、この契機となったのは、2007年に改定されたMVNO事業化ガイドラインである。これにより、MNOとMVNOの契約形態としては、卸電気通信役務と接続の双方が可能であると明確化された。電気通信事業者にとって、接続は義務であるのに対し、卸電気通信役務は義務ではないと解釈されているため、MNOは既得権益を守るためにMVNOからの申し入れを拒否し続けていたからである。接続によるMVNO事業が可能だと明確になったことで、卸役務および接続の両方でMVNOが増加する結果をもたらした。</p> <p>その意味では、両方の形態でMVNOが可能と明確化した意義は大きい。しかしながら、新たな課題として、本来は接続でMVNOを実現したい事業者が、卸役務としてのMVNOへ誘導されているという問題がある。これは、MNOにとって、卸契約の方が、様々な意味でMNOが考える規律を課しやすいからだと考えられる。</p> <p>電気通信事業法第34条において、第二種指定電気通信設備事業者は、接続約款によらなければ、接続に関する協定等を締結してはならないと明確に規定されているが、実態としては、接続約款によらない契約でMVNOを実現している例の方が多くなっている。接続から卸への誘導は、MNOにとって、その方が自社に有利であるために行っていることであり、これは直ちに是正される必要がある。</p> <p>なお、この本質的な問題は、電気通信事業法が最後に改定されたタイミング以降に、MVNOが進展したという事情があり、その間、MVNOガイドラインや紛争処理メカニズムによってMNOとMVNOとは整理されてきた。しかし、MVNOの更なる参入促進、およびMNOとMVNOとの間の問題を未然に防ぐ目的で、これまで総務大臣裁定や事業法解釈してきた重要な点を、電気通信事業法に盛り込む改正を行うべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会 MVNO協議会)</p> | <p>化ガイドラインの策定・改定や総務大臣裁定等で法令の適用関係の明確化が図られてきていることから、現時点で法改正を行う必要まではないと考えられる。</p> <p>なお、MVNO 事業化ガイドラインにおいては、「MNO が MVNO に対して合理的な理由なく卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと」等により、「MVNO の業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる」とされている。</p> |
| <p>意見3-96 答申(案)中「柔軟な接続料等で接続協定を締結できないというデメリットがある」との記載は誤りであり、削除を希望。</p>  | <p>考え方3-96</p>  |
| <p>■ 105頁中段下に、「MNOが二種指定事業者の場合には、MNOがあらかじめ届け出た接続約款に基づき接続協定を締結できるというメリットがある反面、柔軟な接続料等で接続協定を締結できないというデメリットがある」とあるが、これは明らかに誤った記述であり、本報告書から削除していただきたい。MNOがMVNOに対して、卸契約は接続に比べて柔軟な接続料金や接続条件で提供できると提案すること自体が不合理であるからである。</p> <p>現在、データ通信については、帯域幅料金としての接続料金が接続約款として公表されているが、仮にパケット単価としての接続料金を要望するMVNOが出てきたら、パケット単価としての接続料金を算定し、接続約款に追加すれば済む。卸契約ではパケット単価で提供できるが、接続料金では提供できないという理由にはならない。</p>  | <p>■ 接続形態においては、あらかじめ届け出た接続約款に基づき接続協定を締結しなければならず、例えばボリュームディスカウントを考慮した料金での接続、新たな接続形態での接続や接続条件の追加など、接続料及び接続条件を個別の状況を考慮して迅速かつ柔軟に設定することができないというデメリットがある。答申(案)では、こうした点についてメリットとあわせて中立的な記載を行っている。</p>  |



また、接続に要する時間が短縮できるという話しも聞くが、物理的には卸契約でも接続でも全く同じ接続を行うのに、卸契約の方が早く実現できるとしたら、それは明らかな誘導行為であって、それ自体が問題である。

本報告書において、接続の方が卸役務契約に対して、柔軟な接続協定を締結できないというデメリットがある、と言った、MNOが主張する誤った考え方を記載することは問題であり、故に当該部分の削除を求めるものである。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見3-97 接続約款の総務省への事前届出という制度が機能しているか、検証が必要。

考え方3-97

■ 接続約款の総務省への事前届出という制度が機能しているかの検証と必要なら制度面の見直しが必要である。

データ通信の帯域幅による接続料金は、総務大臣の裁定という手続きを経て、ようやく決着したものである。裁定の内容としては、守秘義務契約等の措置のもと、携帯事業者は接続事業者に対して必要な情報をできる限り開示し、その情報をもとに両者が協議し、まずは接続料金の計算の仕方、即ち接続料算定式を合意する。その上で、携帯事業者は、接続料算定式に代入する数値を提供し、これによって接続料を算定すべきとの裁定でした。この大臣裁定の内容どおりに携帯事業者と接続事業者が接続算定式に合意したのは、2008年6月のことである。それから2年も経っていない2010年4月からの接続料金は、携帯事業者は接続事業者は何らの説明もすることなく一方的に接続料算定式を変更したという大問題が発生した。大臣裁定の末にようやく合意した接続料算定式を勝手に変更するという由々しき事態と言わざるをえない。

また、当該接続料金は、2011年2月頃に携帯事業者から総務省に届け出が提出されていたようだが、届出を受けた総務省は、届け出された接続料金の算定式が変更されてしまっているという点を見落としたのではないかと懸念がある。仮に総務省による見落としでないとしたら、総務省は直ちに、接続約款に関する改善命令を発するべきであり、総務省の見落としでないとしたら、接続約款の総務省への事前届出という制度は、実は機能していないということにもなり、制度面の見直しが必要となる。

(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)

■ 二種指定事業者の接続料の算定が二種指定ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるかについては、同ガイドラインにおいて、総務省で必要な検証を行うこととされており、総務省においては適切に対応することが望ましい。

意見3-98 接続・卸に関わらず、MNO による MVNO への網提供は、ユーザ利便の維持・向上のため、設備競争と基盤インフラの安定運用を損なわないことを前提とすべき。MVNO 事業化ガイドラインの見直しに当たっては、MNO の投資インセンティブを削ぎひいては MNO 間の設備競争を損なう場合や、MNO 全体の網やユーザへの影響を未然に防止することができない接続形態となりユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれがある場合等を、接続拒否事由等として明確にすべき。

考え方3-98

|   |   |
|---|---|
| <p>■ MNOとMVNOの双方で市場を活性化させるにあたっては、答申案において「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要」と示されたとおり、健全な設備競争を損なうような方法での網提供をMNOに対して事実上義務付けることにならないようにする必要があります。即ち、接続・卸に関わらずMNOによるMVNOへの網提供は、ユーザ利便の維持・向上のため、設備競争と基盤インフラの安定運用を損なわないことを前提とすべきです。</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン」の見直しを行う際は、上記の観点から、開発や投資を行わなくとも接続によってMNOと同等のビジネスを行うことがMVNOの形態で可能となることにより、MNOの投資インセンティブを削ぎ、ひいてはMNO間の設備競争を損なう場合、あるいは、MVNOによる網や無線区間の利用状況をMNOが把握して必要に応じた制御を行うことができず、MNO全体の網やユーザへの影響を未然に防止することができない接続形態となり、ユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれがある場合等を、接続拒否事由や接続に条件をつけることができる事由として明確にすべきと考えます。なお、MNOからMVNOへの網提供に際して適切な運用を実現するために必要となる、MVNOによる網の利用計画等の必要な情報を取得することは当然認められるべきです。</p> <p>&lt;ユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれのある具体的な事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常信号・大量トラフィックが発生し、混信、つながりにくい、または、つながらない等の障害が生じて、MNOがネットワークの管理・制御を実施できず、MVNO加入者のみならず、MNO加入者にも影響を与え、ユーザ間の利用の公平性を損なうのみならず、ユーザのネットワーク利用に支障をきたすおそれ。</li> <li>とりわけ、災害等の緊急時には、適格かつタイムリーなネットワーク全体のコントロールができず、ライフラインとしての機能を確保できずMNOとしての社会的責任を全うできないおそれ。</li> <li>・トラヒック輻輳が発生している場合やネットワーク容量に余裕がない場合に、MNOが必要となるネットワークの増強や設備更改等を行えず、ユーザ全体の利便性の維持に支障をきたすおそれ。</li> <li>・革新的な技術の導入や新しいサービスへの移行を行う場合に、MNOが必要となる設備更改等を行えず、ユーザ全体の利便性の向上に支障をきたすおそれ。</li> </ul> <p>(KDDI)</p> | <p>■ ユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれがある場合として御意見において具体的に示された事例については、接続拒否事由の明確化に係る今後の検討の参考とさせていただきたい。</p> <p>なお、MVNO 事業化ガイドラインの趣旨からすれば、MNO において、卸電気通信役務又は接続の業務を適確に遂行するという目的のために MVNO から事業計画に係る事項の情報開示を求めたとしても、それだけでは当該業務の不当な運営に該当するとはいえず、ただちに総務大臣の業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。</p> |
| <p>意見3-99 接続料の原価情報が MNO と MVNO との間でイコールフットイングでない問題と、会計上の問題の解決を希望。具体的には、月次あるいは四半期ごとに、使用しているネットワークのキャパシティの情報を、MNO から接続事業者に提供することを希望。また、接続料を四半期決算に反映できないという問題に一刻も早い解決を求める。また、MNO による</p>   | <p>考え方3-99</p>  |

接続忌避と理解せざるを得ない状態が継続。

■ 接続料が例年2月頃に見直しが行われ、当該接続料は前年の4月に遡って適用となっており、原価情報が MNO と MVNO との間でイコールフィッティングでないこと及び会計上の問題解決を強く望みたい。

接続料は、例年2月頃に見直しが行われ、接続約款として届けられるが、当該接続料は、前年の4月に遡って適用となっている。従って、MVNO事業者は、一年の大半を、実は既に正しくない原価(MNOの接続料は、MVNOの原価となる)に基づいた事業運営を余儀なくされている。一方MNOは、ネットワーク原価の基礎情報は、少なくとも月次で把握している。例えば、2010年1月時点の商談を考えた場合、MNOは、2009年の11月とか12月時点の原価基礎情報を持っているのに対して、MVNOは、2008年3月時点の原価しか知り得ない状況であり、22ヶ月、ほぼ2年近くの原価情報の差が生じている。モバイルトラフィックが急増している今日、22ヶ月の差は、原価としては余りにも大きな開きとなり、イコールフィッティングの観点で、極めて大きな問題となっている。

MNOにしてみれば、1年間のネットワーク原価算出には膨大な時間がかかるもので、それを短期間に、あるいは四半期ごとに算出することはできないとの反論があるであろうし、その主張には理解を示すものである。従って、ネットワーク原価の算出自体は1年に1回と従来のみとして、月次あるいは四半期ごとに、その時点で使用しているネットワークのキャパシティ(Mbps)を、接続事業者には提供することを求めたい。これにより、接続事業者であるMVNOは、凡その原価を推定できる状態になり、イコールフィッティングに現実的かつ効果的に近づくことができる。周波数の免許を持って事業運営しているMNOは、少なくとも月次で自社ネットワークのキャパシティを把握していないはずもなく、現実的にすぐにできる解決策として提示する。

また、イコールフィッティングという観点以外として、会計上の問題を指摘する。上場企業の場合、四半期決算が求められ、四半期ごとの適正な会計処理が義務づけられている。しかし、例年、2月ないし3月になって、前年の4月に遡及適用される接続料は、3月決算の会社の場合、第1四半期から第3四半期までの3つの四半期決算期を、正しくない接続料で会計処理せざるを得ない状況が続いており、会社法や取引所ルール他の点で、大きな問題を残している。この点からも、上述の四半期ごとの原価基礎情報の提供は極めて重要である。接続料を四半期決算に反映できないというこの問題は、グローバルな企業活動を行う企業にとって、海外及び国内の企業を規律する法律およびルールと相反するものであり、営業展開および資金調達グローバルに進展している今日、日本企業の国際競争力に直接影響するものであり、一刻も早い解決が求められている。

なお、本解決策は、既にモバイル事業者に対して、再三にわたり要望したものの、拒否され続けているため、ここで改めて提起していることを指摘しておきたい。モバイル事業者が、

■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。

なお、MVNO 事業化ガイドラインにおいては、MVNO が MNO との間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、「MNO が MVNO に対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延する」等の行為を行うことにより、「MVNO の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる」とされている。

|   |   |
|---|---|
| <p>MVNO側の上述の指摘は理解しながらも、接続制度としての規程どおりの運用であれば、その義務はないとして拒否している以上、接続制度を見直すことで、イコールフットイングの問題と会計の問題の解決を強く望みたい。</p> <p>さらに、他の協議事項に関しても、MNOによる接続忌避と理解せざるを得ない状態(協議の遅延や協議を遅延させているとしか思えない説明)が続いていることも、合わせて指摘しておく。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>  |   |
| <p>意見3-100 MVNO 事業化ガイドラインにより、MNO が MVNO より聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されておらず、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供に支障が生じることを懸念。MNO によるトラフィック管理が可能となるよう、必要な情報を聴取可能とした上で、事前に両者の協議により解決を図るスキームをガイドライン見直しにより明確化することが必要。</p>   | <p>考え方3-100</p>   |
| <p>■ ◆MVNO事業化ガイドラインにより、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されていないことから、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が懸念。MNOによるトラフィック管理が可能となるよう、必要な情報を聴取可能とした上で、事前に両者の協議により解決を図るスキームをガイドライン見直しにより明確化することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在MVNO事業化ガイドラインにおいて、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されていません。これは、MNOの相対的な交渉優位性を踏まえつつ、不公正な競争状態を未然に防止する観点で策定されたものと思われませんが、現在スマートフォンの普及に伴う、急激なトラフィック増加、それに対する設備対応が喫緊の課題となる中、前述①のような事態を想定すると、MVNEとして事業展開する場合や大量のトラフィックが発生することが想定されるケースについてまで聴取禁止とすることはかえって設備の予期せぬ逼迫を招き、役務の円滑な提供に支障が生じるものです。</li> <li>・ 従って、ガイドラインにおける聴取の禁止事項は見直しが必要であり、MVNOとの接続にあたり、MNOが想定し得ないトラフィックの発生等により、ネットワークの品質維持に支障が生じる懸念を解消するためには、MNOによるトラフィック管理が可能となるよう、MVNOから事業計画、需要数、トラフィック予測等、MNOが必要とする最低限の情報を聴取可能とした上で、事前に両者の協議により解決を図るスキームをMVNO事業化ガイドライン見直しにより明確化することが必要と考えます。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p> | <p>■ MVNO 事業化ガイドラインにおける聴取可能な範囲が限定的との御意見については、同ガイドラインにおいて、「ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNO と MNO との間で十分な協議が行われることが求められる」とされている。また、同ガイドラインの趣旨からすれば、MNO において、卸電気通信役務又は接続の業務を適確に遂行するという目的のために MVNO から事業計画に係る事項の情報開示を求めたとしても、それだけでは当該業務の不当な運営に該当するとはいえ、ただちに総務大臣の業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。なお、具体的に聴取可能な内容についてはケースバイケースで判断されるべき事柄であるものの、例えば、「相互接続点ごとの予想トラフィック」等については、「一般的に聴取に理由があると考えられる事項」とされている。ただし、必要に応じ、更なる情報を聴取する場合には「MNO において、その聴取の合理的な必要性を MVNO に対して明示することが求められる」とされている。</p> |
| <p>意見3-101 接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示、SIM フリー端末の拡大やソフト SIM の導入による端末のオープン化を要望。</p>   | <p>考え方3-101</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>MVNOに係る制度の法制化を視野に検討すべき。周波数割当時にMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべき。</p>   |   |
| <p>■ 一方、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるよう、次の事項等について、引き続き取り組んで頂くことが必要と考えます。</p> <p>◇接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等)</p> <p>◇接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示</p> <p>◇SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化</p> <p>なお、現状MVNOに係る制度自体が、ガイドラインに委ねられている状況のため、その実効性に懸念があることから、MVNOに係る制度の法制化も視野に検討頂くことも必要と考えます。</p> <p>加えて、2.5GHz帯の周波数割当時にMVNOへの開放が認定基準と設けられ、また2012年に実施の900MHz帯の周波数割当時の認定基準にも同様の措置が予定されていることを踏まえ、既存の周波数割当事業者と新規の周波数割当事業者とのイコールフットイングの観点から、既存の周波数割当事業者にもMVNOへの開放義務を課す等の措置を講じるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p> | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化については、答申(案)に示したとおり、現時点で制度的な措置について検討を行うことは時期尚早であるが、引き続き、SIMロック解除等の取組の推進を図るなかで、課題の有無等を含め、その動向を注視していくことが適当である。</p> |
| <p>意見3-102 一般加入者に音声定額化が広がっている現状を踏まえると、音声接続料金の算定ポリシーを見直す時期にきており、音声接続料金の算定についても、最大同時通話数等、帯域幅課金と同等のポリシーを導入することが重要。</p>   | <p>考え方3-102</p>   |
| <p>■ 一般加入者に音声定額化が広がっている現状を踏まえ、音声接続料金の算定ポリシーを見直す時期にきている。また、IPベースのプロトコルで音声サービスの提供が可能であれば、単一MNOでは満たせないニーズをMVNOが吸収し、更なる産業発展につながると考えられるため、最大同時通話数等、帯域幅課金と同等のポリシーを導入することが極めて重要である。</p> <p>さらに、データ通信に限らず、例えば、現状の回線交換音声は、秒単位の通信に対して接続料が定められているが、回線交換音声についても、データ通信の接続料同様、帯域幅による接続料を定めることは可能である。しかし、仮にそれを求めるMVNOがいた場合には、帯域幅による回線交換音声接続料を要望し、MNOは接続約款を届け出るべきである。近年、携帯事業者は、自社サービス利用者間での通話無料サービスを提供しており、秒単位だけの接続料では、MVNOが同様の取り組みを行うのは極めて難しい。このような背景から、帯域幅料金での回線交換音声の提供を求めるMVNOが増加している。これについても、早期に接続約款として、追加されることが望まれる。</p>   | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>  |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| <p>「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」平成22年3月(策定)、平成23年5月(最終改定)</p> <p>(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000113463.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000113463.pdf</a>)では、音声接続料金に関しては総通信時間、データ接続に関しては帯域幅をベースに需要算定を行い、接続料金を決定するプロセスが提示されている。しかし、定額通話サービスが一般的になってきている。特に、法人向けサービスでは、オフィスリンク(ドコモ)、KDDIビジネスコールダイレクトなどが提供されている。加えて、昨今では、ソフトバンク・ホワイトプランに加え、Xiカケ・ホーダイ(ドコモ)、だれとでも定額(Willcom)など、一般加入者に対しても、音声定額化が広がっている。このような現状を踏まえ、音声接続料金の算定ポリシーを見直す時期に来ているのではないかと考える。</p> <p>法人向けサービスでは、例えば、「FOMA内線接続を実現するオフィスリンクシステムの開発」(<a href="http://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/corporate/technology/rd/technical_journal/bn/vol17_4/vol17_4_031jp.pdf">http://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/corporate/technology/rd/technical_journal/bn/vol17_4/vol17_4_031jp.pdf</a>)の図2に示されるように、SIPプロトコルを用いてMNO網と法人網のPBXと接続し、1音声チャンネル当り月額¥420の接続料で(<a href="http://www.docomo.biz/html/service/officelink/rate.html">http://www.docomo.biz/html/service/officelink/rate.html</a>)音声定額サービスを提供している。このように、標準的なIPベースのプロトコルで音声サービスの提供が可能であれば、法人からのニーズが高いマルチキャリアへの対応も容易になり、単一MNOでは満たせないニーズをMVNOが吸収し、更なる産業の発展につながると思う。このためにも、まずは、音声接続料金を見直し、最大同時通話数等、帯域幅課金と同等のポリシーを導入することが極めて重要である。</p> <p>MVNO事業化ガイドラインに基づき、卸電気通信役務に関する標準プランが公表されているが、実際の卸契約との乖離が極めて大きくなっている状況がある。卸契約でのMVNOはまだ普及していなかった時期には、標準プランの公表が、少なくとも公表している携帯事業者は、MVNOを受け入れる姿勢はあると解釈でき、その意味での価値はあったが、実際に卸契約でのMVNOが増加してくるにつれ、標準プランと実態との乖離が目立つようになってきた。本来の目的である、事業の予見性と透明性という観点から、標準プランの作成、公表を求めるのではなく、卸役務約款として、実際にそこで記載されている内容で卸契約を受けられるようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p> |                                    |
| <p>意見3-103 フェムトセル基地局は、制度整備及び法の運用の明確化が十分でなく、「みなしMVNO」の事業機会を著しく損なうので、早急に明確化が必要。</p>  | <p>考え方3-103</p>                    |
| <p>■ フェムトセル基地局は、制度整備及び法の適用の明確化が十分でなく、「みなしMVNO」の事業機会を著しく損なうので、早急に明確化が必要である。</p>   | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(再改定)」平成14年6月策定、平成19年2月改正、平成20年5月再改定

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2008/pdf/080519\\_1\\_bt1.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080519_1_bt1.pdf))では、電波法第5章第4節の「無線局の運用の特例」制度を活用して、無線運用サービスを提供する「みなしMVNO」が規定されている。この制度を適用できるシステムとして、フェムトセルがある。具体的なサービスとしては、例えば、全国に渡ってマクロ的に高品質な無線通信サービスを提供するMNOによる対応が難しいと思われる、法人企業内の不感地帯対策、動的なトラヒック変動への対応など、個別・ミクロ的な領域にきめ細かく対応するMVNO事業が考えられ、MNOの補完的な領域として有望なものと考えられる。

また、「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」、平成20年4月17日発行([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2008/pdf/080417\\_2\\_bs1.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080417_2_bs1.pdf))の「II-2 電気通信事業法関係法令」の項に、電気通信事業法及び関係省令等については、(1)フェムトセル基地局を携帯電話事業者の設備(事業用電気通信設備)として携帯電話役務の提供に用いる形態と(2)フェムトセル基地局を利用者の設備(売切り)とする形態の各々について、以下のとおり制度整備及び法の適用の明確化を行う。

という記載がある。これに基づき、以下のガイドラインが発行されている。

- ・フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係にするガイドライン(改定版)、平成20年12月2日(策定)、平成23年3月7日(改定版)[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000105440.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000105440.pdf)
- ・フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するための運用ガイドライン、平成20年12月10日<http://ngnforum.nict.go.jp/pub/fguide.pdf>

しかしながら、これらのガイドラインは、事業者用電気通信設備としてのフェムトセル基地局を前提としており、利用者の設備としてのフェムトセル基地局に対する制度整備及び法の適用の明確化は、十分ではない状況と認識している。これは、「みなしMVNO」の事業機会を著しく損なうものと考えられる。

一例として、複数事業者が登録可能なSIMカードと利用者設備のフェムトセル基地局を活用すれば、従業員の個人携帯電話を活用した効率的な法人内の内線電話サービスが提供できる。フェムトセル基地局が利用者設備であれば、MVNOが同一筐体かつ同一制御インタフェースで複数のMNOに対応する基地局を活用し、利用状況に即して周波数を選択して利用するなど、効率的な運用を提供することが可能となる。また、ショッピングモール等でモール内での来店客間通信の低廉化のようなサービスを提供することができる。このように、利用者設備としてフェムトセル基地局を活用できれば、一つの筐体で、複数MNOが利用する周波数をMVNOがシングルウィンドで運用するような単一MNOでは実現困難な価値を提供する道が広がり、MVNOの促進につながるものとなる。このため、「フェムトセル基地局の活用に向け

|  |  |
|--|--|
| <p>た電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」に記載されているとおり、利用者設備としてのフェムトセル基地局について、制度整備及び法の適用の明確化を早急に進めることを強く要望する。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p> |  |
|--|--|

## 2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化 (1)プラットフォームレイヤーのオープン化

| 意見   | 考え方   |
|--|---|
| <p>意見3-104 プラットフォームレイヤーのビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の環境に委ねるべき。市場環境を注視する上では、MNO の垂直統合モデルの枠内に収まらない多様なビジネスモデルが創出されつつある点に着目していくことが必要。</p>  | <p>考え方3-104</p>   |
| <p>■ 移動体通信市場におけるプラットフォームレイヤーのビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課す必要性はないと考えます。なお、今後市場環境を注視する上では、昨今のスマートフォンの急速な増加やそれに伴う新たなアプリケーションの提供・課金システムの台頭により、MNO の垂直統合モデルの枠内に収まらない多様なビジネスモデルが創出されつつある点に着目していくことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ プラットフォームレイヤーに対するルールの在り方については、答申(案)に示したとおり、プラットフォームレイヤーのオープン化は、多様なサービス展開を可能とすることにより、モバイル市場全体の発展や、ユーザ利便の向上に貢献するものである一方、規制の導入等については謙抑的かつ慎重に対応することが必要であることにも留意すべきである。</p> <p>サービスプラットフォームの進展状況等を注視する上で注目すべき点については、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>意見3-105 国内のMNOではSMSのオープン化が遅れている。海外のMNO並にSMSをオープン化すべき。</p>   | <p>考え方3-105</p>   |
| <p>■ 国内のMNOでは、SMS(ショートメッセージ)のオープン化が遅れており、コンピュータからSMSを送る場合に、海外のMNOのサービスを利用せざる負えない状態です。</p> <p>国内の一部のMNOでSMS(ショートメッセージ)サービスの提供を始めたものの、他事業者へのSMSが送信できなかつたり、送信できるメッセージに制限があり、海外のSMSサービスに比べるとまだまだ使いづらいサービスです。SMSはコンピュータから携帯電話やスマートフォンにメッセージを送るには最適な手段であり、SMSを利用することによりスマートフォン、携帯電話とコンピュータを連携する様々なサービスが考えられます。スマートフォンを使ったサービスにおける国際競争力を高めるためには、国内のMNOはSMS機能を海外のMNO並にSMS機能をオープンにしていきたい。NGNの場合は、ANIとしてSMS機能が提供され、ユーザに提供されればBESTです。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p> | <p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、SMS接続機能については、平成21年9月に携帯電話事業者間において当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされ、平成23年7月に同合意を踏まえた携帯電話事業者間の相互接続がなされたところである。同機能については、二種指定ガイドライン上で「注視すべき機能」に位置づけられており、一定期間協議の状況を注視することが適当である。</p>                        |
| <p>意見3-106 プラットフォーム機能や網制御機能をMVNOが自ら保有し、それを活用して、多様なサービスを提供できるようになることが必要。二種指定ガイドライン上、アンバンドル</p>  | <p>考え方3-106</p>   |



|   |  |
|---|--|
| <p>に関し「注視すべき機能」と位置づけられている課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等の 8 つの機能について、未だアンバンドルされていないことから、更なる開放を希望する。</p>   |  |
| <p>■ プラットフォーム機能や網制御機能(HLRや他の制御ノード機能の保有、課金・請求機能の多様化など)をMVNOが自ら保有し、それを活用して、多様なサービスを提供できるようになることが必要である。</p> <p>設備機能の使用制限がMVNO事業者にとってボトルネックになり得る。課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等のアンバンドル化に「注視すべき機能」(8つ)がまだ未実現状態にあると考えられるので、更なる開放を強く希望する。</p> <p>2007年のMVNO事業化ガイドライン改定により、MVNO事業は一定の進展を見ました。しかしながら、MVNOが独自サービスを提供するために必要な要件が未だ整っていない状況が続いており、これが新たな障壁として、MVNOの更なる進展を妨げています。伝送路の接続(3GやLTE網とのネットワーク接続)については、接続約款の整備および卸役務の標準プランの公表など、MVNOガイドラインの直接的な成果が上がっています。しかし、プラットフォーム機能や網制御機能(HLRや他の制御ノード機能の保有、課金・請求機能の多様化など；以下「上位レイヤー機能”)をMVNOが自ら保有し、それを活用することで、MVNO事業者が多様なサービスを提供できるようになることこそが肝要です。</p> <p>伝送路接続によるMVNO事業から、プラットフォーム機能や網制御機能を自らが持つMVNO事業へという変化は、従来の接続の考え方、特に電気通信事業法の解釈を変えるものではありませんが、モバイル産業の発展や利用者利便性向上の観点から、監督官庁に置かれては上位レイヤー機能に関するMNOとの接続促進に注視していただくことを強く求めます。</p> <p>一例として、MVNOが保有するHLR/HSSとMNO網との接続があります。電気通信事業法上、この物理的接続に「接続」の概念を当てはめることができることは明白です。しかし、電気通信番号(MSISDN)を直接割り当てられないMVNOが保有するHLR/HSSに、MNOが割当て許可を得た電気通信番号を格納・運用することを根拠として「接続」とは認定できないとのMNO側の意見がありますが、MNO-MVNO間で適切な契約が存在することを前提とすれば、電気通信番号規則上の問題ないと理解できます。</p> <p>また、この接続の場合、まずはMNO網のうち、HLR/HSS以外のネットワーク設備をアンバンドル化の注視すべき機能として認識し、さらにアンバンドル化が望ましい機能として特定した上で、これらの前提がMVNOのHLRとMNO網の接続を容易にするという見解があるとしても、それは単に手法若しくは手続き論の問題であり、このような手順を経なくても、上記物理的接続が「接続」と認められない理由は電気通信事業法の解釈からは存在しないと考えられます。</p> | <p>■ プラットフォーム機能等を MVNO が自ら保有し多様なサービスの提供を可能とすべきとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>「注視すべき機能」に関する御意見については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、判断基準を満たすと考えられる機能について、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとし、その上で、事業者間協議における合意形成が困難と判断した場合には、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるか否かについて、最終的な判断を行う」旨規定されている。なお、二種指定制度におけるアンバンドル制度の運用に当たっては、競争セーフガード制度(本答申を受けて創設される公正競争レビュー制度)との連携を図りながら、円滑な接続の確保に努めることが適当である。</p> |

言うまでもなく、MVNOがHLRを保有して運用すると、我が国で開始されていないマルチネットワーク対応やマルチナンバーサービスなど種々のサービスの展開が可能となり、利用者利便性が向上します。

このHLR接続を例として、総務省におかれては、MVNOとMNOの接続に関し、単に接続料関連事項のみならず、接続形態に明らかな自由度があることを明確化していただくことこそ、MVNOの更なる進展につながります。携帯網は、国際標準が定められ、それに基づいて構築されているものであり、携帯網を構成する機器類の相互インターフェイスは、仕様が明示的に定められている。このことは、どの機器部分をMVNOが保有しても、MNOが保有するその他の機器類との接続は、技術的には可能であることを示している。従って、MNOとMVNOとの接続個所および接続形態については、相当な自由度があることは明らか。しかしながら、MNOは、様々な理由を挙げて、MVNOが要望する接続個所および接続形態を拒否しがちであるため、この点を、MVNOガイドラインで明らかにしていただきたい。

設備機能の使用制限がMVNO事業者にとってボトルネックになり得るのは言うまでもない。例えば、MVNO事業者向けに提供されたSIMのRead/Write及び回線管理機器(ドコモALADIN等)がキャリア(MNO)系ショップと同様のものであれば、その作業性の特質から、垂直統合事業モデルへの引戻しを誘引しかねない。

課金機能やコンテンツ情報料の回収代行機能等の8つの機能をアンバンドルに関する「注視すべき機能」として位置づけ、このうち、SMS接続機能については、2011年7月より、各携帯事業者間で接続が実現したとの事だが、MNO間のみオープン化では不十分であり、むしろMVNO事業者からすれば事業モデルの閉鎖性が進んだものと捉える。その意味で、「注視すべき機能」の8つ全てが未実現状態である。例えば、「GPS位置情報の継続提供機能」は、その精度の低さから事業の予見性が立てられない状態が続いており、その進展が全く見受けられない。「パケット着信機能」においては、未だに“常時接続”に頼らざるを得ず、周波数有効利用の観点からは看過出来ないものと考えらる。

#### SMS接続

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」平成22年3月(策定)、平成23年5月(最終改定)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000113463.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000113463.pdf))の中に、アンバンドル化に向けた注視すべき機能の中に、「SMS接続機能」が含まれている。実際、2011年7月13日から、MNOを跨いだSMSの発着信サービスが開始された。

しかしながら、今後、M2M(Machine to Machine)通信のような人を介さないサービスを提供するに際し、センターから遠隔の設置された機器(端末)の監視、制御などにSMSを活用することが期待される。SMSを活用するメリットは、待ち受け端末の大幅な省電力化にあり、電池のコスト低減、運用コストの低減に直結する。グローバルで見ると、SMS

|   |  |
|---|--|
| <p>Forum(<a href="http://www.smsforum.net/">http://www.smsforum.net/</a>)がSMPP (Short Message Peer-to-Peer)プロトコル (<a href="http://www.smsforum.net/smppv50.pdf.zip">http://www.smsforum.net/smppv50.pdf.zip</a>)が策定し、現時点では凍結されており、SMS-GWとIP網が接続されている。一方、国内では、当協議会が把握している範囲では、SMS-GWが開放されている事例は確認できておらず、新たなサービス実現に向けたハードルになりえる。</p> <p>このように、「SMS接続機能」とは、携帯端末同士のSMS発着信のみならず、IP網側と携帯端末間でのSMS接続機能も含まれるものであり、更なる開放を強く要望する。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p> |  |
|---|--|

## 2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化 (2)SIMロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-107 利用者が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択することができるべき。</p> <p>■ お客様からみれば、端末の機能、ネットワークのつながりやすさや料金等をそれぞれ比較検討して、端末や通信事業者を自由に選択できることが望ましいと考えます。これに対し、SIMロックのような仕組みは、お客様にとって使いやすい端末や品質の良いネットワークを利用したいというニーズを阻害するものであり、お客様の利便性の向上や更なる市場活性化を図る観点から望ましくないことから、お客様が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択できるようにすることが必要と考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ お客様からみれば、端末の機能、ネットワークのつながりやすさや料金等をそれぞれ比較検討して、端末や通信事業者を自由に選択できることが望ましいと考えます。これに対し、SIMロックのような仕組みは、お客様にとって使いやすい端末や品質の良いネットワークを利用したいというニーズを阻害するものであり、お客様の利便性の向上や更なる市場活性化を図る観点から望ましくないことから、お客様が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択できるようにすることが必要と考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> | <p>考え方3-107</p> <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-108 すべてのモバイル事業者に SIM ロック解除を義務付ける等の制度的な措置を講じるべき。</p> <p>■ MVNOによる競争を促進するうえで、SIMロック解除は非常に重要であります。その点、各モバイル事業者により、SIMロック解除に関するガイドラインに基づく取組みが開始されましたが、既にモバイル事業者ごとに、その取組みレベルに違いが生じており、今後もモバイル事業者各社のスタンスが変化する可能性は低いと考えます。そのため、早急にすべてのモバイル事業者に対してSIMロック解除を義務付ける等の制度的な措置を講じる必要があります。</p>   | <p>考え方3-108</p> <p>■ 答申(案)に示したとおり、利用者利便の確保等の観点から、SIMロック解除を推進していくことが適当であるが、「SIM ロック解除に関するガイドライン」に基づく取組は開始されたばかりであり、現時点において、SIM ロック解除に向けた事業者等の取組の状況を評価した上で制度的な措置について検討を行うことは時期尚早である。したがって、総務省においては、引き続き、SIM ロック解除の取組を推</p> |

|   |   |
|---|---|
| (ケイ・オプティコム)   | 進していくなかで、課題の有無を含め、市場の動向を注視していくことが適当である。 |
| 意見3-109 SIM ロック解除を含む移動体端末ビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課すべきではない。  | 考え方3-109                                |
| <p>■ SIM ロック解除を含む移動体端末のビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課す必要性はないと考えます。なお、本件に関連して、弊社においては、既に市場のニーズ等を見極めながら、利用者利便の向上のための自主的な取組みを開始しています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | ■ 考え方3-108に同じ。                          |
| 意見3-110 SIM ロック解除のメリット及び SIM ロック解除自体の認知度が低いことを鑑み、SIM ロック解除ガイドラインの事業者の取組状況についての評価を速やかに行うべき。  | 考え方3-110                                |
| <p>■ SIMロック解除はメディアや利用者からの関心が高い事案にも関わらず、一部事業者による消極的とも受け取れる取り組みより、利用者からの関心とは逆に、SIMロック解除のメリットどころかSIMロック解除自体の認知度がほとんど上がっていないと認識しています。</p> <p>答申(案)では、2011年4月からのSIMロック解除ガイドラインによるSIMロック解除について、事業者の取組状況の評価と制度的な措置を時期尚早としていますが、SIMロック解除によるユーザーメリットが多いスマートフォンが拡大傾向であるなか、SIMロック解除によるメリットを利用者が享受しづらい状況が続けば、ガイドラインの形骸化、消費者への不利益、事業者間の競争上の問題につながると考えており、SIMロック解除ガイドラインの事業者の取組状況についての評価は速やかに行うべきと考えます。</p> <p>したがって、答申(案)には「制度的な措置について検討を行うことは時期尚早であり(略)動向を注視」だけでなく、「競争評価等を通じていつを目処にSIMロック解除の評価を行うのか」を追記すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | ■ 考え方3-108に同じ。                          |
| 意見3-111 SIM ロック解除は、有効性・完全性の向上を図り、引き続き推進し、SIM ロック解除しても、APN 設定(接続先設定)をロックして、SIM ロック解除を形骸化するようなやり方は激しく糾弾されるべきである。  | 考え方3-111                                |
| <p>■ 利用者の多様な選択肢の確保や、電気通信事業者等による柔軟な事業展開を可能とする観点から、SIM ロック解除については、引き続き推進していくことが適当、とあるが、当該”SIM ロック解除”の有効性・完全性の向上が図られなければならないと考えます。それは、一定の手数料を収受して SIM ロックを解除しても、一部のサービス機能が垂直統合モデルの一環と同様にロックされた形態で残るという事象があり得るためです。例えば、SIM ロック解除しても、APN 設定(接続先設定)をロックすることで、他事業者の SIM を使うと、製品が持っている本来の機能を使えなくするということが実際に始まっており、”SIM ロック解除”の</p>  | ■ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。             |

形骸化となるものであり、由々しき問題である。

SIM ロック解除については、様々な意見が多方面から出された上で、方針として決定した事項であるにもかかわらず、SIM ロック解除の意義を無効にするこのようなやり方は激しく糾弾されるべきものであり、それをモバイル事業のリーディングカンパニーが行っているという現実が、今日のモバイル市場の寡占問題をわかりやすく示している。

(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)

## 第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

### 1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等

| 意見  | 考え方   |
|---|---|
| <p>意見3-112 電柱の使用不可時の理由及び代替案の提示を早期にルール化すべき。また、自治体所有の管路についてもオープン化を進めるべき。</p>  | <p>考え方3-112</p>   |
| <p>■ 電柱・管路等の線路基盤の更なる開放による借りやすさや係る工数及び借用維持管理コストの低減は、設備競争事業者のネットワーク敷設インセンティブに直結することであり、ブロードバンド普及促進の大きな原動力となります。</p> <p>本案では電柱の借用における調査回答に際して、当社要望の使用不可時の代替案提示等について「希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべき」見解が述べられたことを歓迎いたします。</p> <p>ついては、適切なガイドラインの手当てにより、使用不可時の理由及び代替案の提示を早期にルール化するよう要望いたします。</p> <p>加えて簡素化の目的に沿った運用の実現のため、設備保有事業者の統一した運用のご指導をお願いいたします。</p> <p>なお、本案では記載がありませんが、総務省管轄の自治体管路についても同様にオープン化を推し進めていただくことを要望いたします。自治体クラウド等を活用したデータベース化・手続きの電子化等により設備競争の活性化に資すると考えるため、是非ともご指導をお願いいたします。</p> <p>今後とも当社主張の手続きのワンストップ化に向け、更なるオープン化の推進をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(ジェイコムグループ)</p> | <p>■ 電柱の使用不可時の理由の提示については、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(以下「電柱・管路ガイドライン」という。)において、設備保有者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者からの設備の使用の申込みを承諾しない場合は、その事業者に対し、承諾しない理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知すること(第3条第2項)</li> <li>・ 事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする(第3条第4項)</li> </ul> <p>が既に規定されている。</p> <p>使用不可時の代替案の提示については、個別具体的な事案における使用不可の理由に即して当事者間で代替案を協議することが適当であり、電柱・管路ガイドラインにおいて、一般的なルールとして設備保有者に提示を求めることとするは適当ではない。</p> <p>また、地方公共団体が管理する管路のオープン化については、一義的には当該地方公共団体の判断により取り組むべきものであるが、総務省における電子自治体の推進の取組の中で、手続きの電子化等について、費用対効果等も踏まえつつ促していくことが適当である。</p> |

### 1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (1) 手続の電子化等の促進

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| <p>意見3-113 電柱・管路等の使用に関する手続の電子化を促進するとともに、道路占用許可については、総務省から具体的な要望を国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することを希望する。</p> | <p>考え方3-113</p>             |
| <p>■ 電柱・共架ガイドラインでも設備保有者に対して電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化を促されておりますが、引き続き、手続の電子化利用の取り組みの促進を行うこ</p>               | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>とを希望いたします。<br/> また、道路占用許可等に係る手続きにおいては、答申案に示されているように、総務省が事業者の具体的改善要望を国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(日本ケーブルテレビ連盟)</p>   |  |
| <p>意見3-114 線路敷設のための手続の一層の電子化等について、関係者間での協議等を推進していくべきとする答申(案)の方向性に賛同する。</p>   | <p>考え方3-114</p>  |
| <p>■ 線路敷設のための手続き簡素化について、開通等に係るリードタイムの短縮化の観点から、一層の電子化等について関係者間での協議等を推進していくべきとする答申案の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>  | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-115 道路占用許可等の手続に関し、総務省の支援をお願いする。</p>   | <p>考え方3-115</p>  |
| <p>■ 答申案に賛同いたします。<br/> 設備競争を進めるうえで、大きなウエイトを占める道路占用許可等の手続に関し、個々の事業者の取り組みだけでは課題解決が困難な場合も想定されますので、引き続き総務省殿の支援をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>   | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-116 道路占用許可等の手続の電子化を推進するとともに、必要書類の書式の統一化を推進すべく、総務省から各主管省庁に積極的な働きかけをお願いしたい。</p>   | <p>考え方3-116</p>  |
| <p>■ ・道路管理者が行う占用許可手続きについては、一部の政令指定都市についてはシステム化がなされているものの、その他大半は書類による手続きとなっているため、申請事務作業の軽減化を図る観点から、申請手続きの電子化を推進していただきたいと考えております。</p> <p>・また、現在、各道路管理者や各河川局で申請様式や添付書類の様式が異なっており、申請事務作業の効率化を図る観点から、統一化を推進していただきたいと考えております。</p> <p>・なお、上記の実現に向けて、ブロードバンド普及促進を促すものとして、総務省殿からも積極的に各主管省庁への働きかけをいただけるよう、お願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ ・道路管理者が行う占用許可手続きについては、一部の政令指定都市についてはシステム化がなされているものの、その他大半は書類による手続きとなっているため、申請事務作業の軽減化を図る観点から、申請手続きの電子化を推進していただきたいと考えております。</p> <p>・また、現在、各道路管理者や各河川局で申請様式や添付書類の様式が異なっており、申請事務作業の効率化を図る観点から、統一化を推進していただきたいと考えております。</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、総務省における電子自治体の推進の取組の中で、地方公共団体における道路占用許可申請等の電子化について、費用対効果等も踏まえつつ促していくべきであるとともに、総務省において、道路占用許可等に係る必要書類の標準化等に関する電気通信事業者からの具体的な改善要望を集約し、国土交通省や地方公共団体に伝達する仕組みを構築することが望ましい。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>・なお、上記の実現に向けて、ブロードバンド普及促進を促すものとして、総務省殿からも積極的に各主管省庁への働きかけをいただけるよう、お願いしたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> |  |
|---|--|

## 1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (2) 調査回答期間の短縮

| 意見   | 考え方   |
|--|---|
| <p>意見3-117 調査等の回答期間について、可能な限り短縮化すべきとする答申(案)の方向性に賛同する。また、設備保有者による手続書類の簡素化を推進すべき。</p>  | <p>考え方3-117</p>   |
| <p>■ 電柱・管路等の提供可否に係る調査等の回答期間について、可能な限り短縮化すべきとする答申案の方向性に賛同します。また電気通信事業者からの提出書類に不備や漏れが多いとの指摘については、当該事業者に対する手続きの改善を促すことに加え設備保有者による手続き書類の簡略化等を推進していくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>   |
| <p>意見3-118 調査回答期間について、期間短縮と明文化が必要。</p>   | <p>考え方3-118</p>   |
| <p>■ 調査回答期間についてはケースバイケースであることは認識しているところです。しかしながら、原則2ヶ月以内の可否回答期間はあまりにも長く、公正な競争とならず、利用者の要望に応えることができないと考えます。通常想定される申込みの数の範囲内で、申込書を正式受理した後においては原則1ヶ月以内等、期間短縮と明文化が必要と考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、利用者のニーズ等に応じた速やかな光ファイバ等の敷設を可能とする観点からは、調査回答期間は可能な限り短縮することが望ましいものであるが、まずは当事者間での協議を通じ、様々な場合ごとの適切な調査回答期間について、関係者が共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視すべきである。</p> |
| <p>意見3-119 当社は、既に電柱・管路等の調査回答期間の短縮化に努めているところである。</p>  | <p>考え方3-119</p>   |
| <p>■ ・当社は、これまでも可能な限り電柱、管路等の調査回答期間の短縮化に努めており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電柱については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定めているところ、当社としては自主的に1ヶ月以内と定めて公表、実施</li> <li>- 管路については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定めているところ、当社としては自主的に、距離が1km未満の申込みであれば概ね1ヶ月以内、距離が1km以上の申込みであれば概ね1ヵ月半以内で回答しているところです。</li> </ul> <p>・なお、当社は、以上のような電柱・管路等の標準的な調査回答期間について、ホームページに開示しておりますが、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | <p>■ 電柱・管路ガイドラインにおいては、電柱・管路等の提供の可否に係る調査回答期間は、原則として2か月以内としているところであるが、答申(案)に示したとおり、他の設備保有者においても、利用者のニーズ等に応じた速やかな光ファイバ等の敷設を可能とする観点からは、調査回答期間は可能な限り短縮することが望ましい。</p>     |
| <p>■ ・当社は、これまでも可能な限り電柱、管路等の調査回答期間の短縮化に努めており、</p>   |   |



|  |  |
|--|--|
| <p>- 電柱については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定めているところ、当社としては自主的に1ヶ月以内と定めて公表、実施</p> <p>- 管路については、総務省ガイドラインでは2ヶ月以内と定めているところ、当社としては自主的に、距離が1km未満の申込みであれば概ね1ヶ月以内、距離が1km以上の申込みであれば概ね1ヵ月半以内で回答しているところとあります。</p> <p>・なお、当社は、以上のような電柱・管路等の標準的な調査回答期間について、ホームページに開示しておりますが、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただく考えです。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
|--|--|

**1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等 (3)電柱の強度の在り方**

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| <p>意見3-120 あらかじめ電気通信事業者の使用を前提とした電柱の強度を求めるのは適当ではないとされている点には賛同する。</p>  | <p>考え方3-120</p>             |
| <p>■ ・需要の見えない他事業者の利用分を予め考慮して、当社が設備を構築するのは、トータルコストの増加を招き、お客様への低廉なサービスの提供に支障をきたすことになりかねないことから、今回の答申案において「設備保有者にあらかじめ電気通信事業者の使用を前提とした電柱の強度を求めることは、結果として当該電柱が電気通信事業者には使用されず、設備保有者に対して本来の設備設置目的を超える費用負担を強いることとなるおそれがあることから、適当ではない」と整理されている点について、賛同いたします。</p> <p>・なお、当社は、当社電柱の貸出しにあたって、自主的にオープン化に取り組むとともに、事業者の要請にも応えてきたところです。例えば、新たな添架ポイントの開放(2005年9月実施)、Webによる電柱添架申請の受付(2010年12月開始)等に取り組んでおり、今後とも線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ ・需要の見えない他事業者の利用分を予め考慮して、当社が設備を構築するのは、トータルコストの増加を招き、お客様への低廉なサービスの提供に支障をきたすことになりかねないことから、今回の答申案において「設備保有者にあらかじめ電気通信事業者の使用を前提とした電柱の強度を求めることは、結果として当該電柱が電気通信事業者には使用されず、設備保有者に対して本来の設備設置目的を超える費用負担を強いることとなるおそれがあることから、適当ではない」と整理されている点について、賛同いたします。</p> <p>・なお、当社は、当社電柱の貸出しにあたって、自主的にオープン化に取り組むとともに、事業者の要請にも応えてきたところです。例えば、新たな添架ポイントの開放(2005年9月実</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|  |   |
|--|---|
| 施)、Webによる電柱添架申請の受付(2010年12月開始)等に取り組んでおり、今後とも線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えです。<br>(NTT 東日本)   |   |
| 意見3-121 電柱ができるだけ多くの電気通信事業者に対して有効利用されるよう努めるべきとする答申(案)の方向性に賛同する。   | 考え方3-121  |
| ■ 設備保有者が公益事業特権を持って設置する電柱については、できるだけ多くの電気通信事業者に対して有効利用されるよう努めるべきとする答申案の方向性に賛同します。<br>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)  | ■ 基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。  |
| 意見3-122 強度不足で電柱の使用が不可とされた場合はその根拠を提示すべきである。   | 考え方3-122  |
| ■ 答申案でも「希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべきであり、この点を踏まえた対応を行うことが望ましい。」との認識を示されたことで設備保有者の更なる対応を希望します。<br>また、強度不足で電柱の使用が不可の場合は、強度不足の算出根拠や電柱の使用を可能とする方法・時期・概算費用などを提示すべきと考えます。<br>(日本ケーブルテレビ連盟) | ■ 電柱・管路ガイドラインにおいては、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする(第3条第4項)とされており、設備保有者は、この点を踏まえた対応が求められる。 |

## 2 マンション向け光屋内配線の開放

| 意 見   | 考 え 方   |
|---|---|
| 意見3-123 マンション向け光屋内配線については、FTTH 市場における公正な競争環境を構築する観点から、早期に一種指定設備の対象とすることが必要。   | 考え方3-123  |
| ■ 答申(案)では、マンション向け光屋内配線については、法的位置付けを変更する状況までには至っていないとの考え方が示されておりますが、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが74.4%と独占化傾向にあることを鑑みれば、当該設備は接続事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠と考えられます。<br>従って、マンション向け光屋内配線については、FTTH市場における公正な競争環境を構築する観点から、早期に一種指定設備の対象とする必要があると考えます。<br>(イー・アクセス) | ■ 答申(案)に示したとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバ回線を用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約17%(NTT 東日本)、約16%(NTT 西日本)に留まっており、NTT東西のFTTHシェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえ、光屋内配線の法的位置付けを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。 |
| 意見3-124 接続ルール答申時と状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を一種指定設備にする必要はない。相互転用の実施に向けて、KDDIとの協議において、具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDIから個別物件を提示いただき、トライアルを実施する。   | 考え方3-124  |
| ■ マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合  | ■ マンション向け屋内配線の一種指定設備化については、考え方3-123に同じ。   |

やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数 の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。

- ・ なお、「マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得する 場合が多く」とありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービス を選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得す る事例が多くなってきております。
- ・ なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用にに向けた協議を行っ ており、当社から、マンション光屋内配線は事業者間相互の転用が前提であり、また転用条 件等の整理にあたっては具体的な物件の事情を踏まえることが必要であるとの考え方を示し し、合意をいただいております。
- ・ 現在、当社から以下の物件の提示を依頼しており、具体的な物件の提示をもとに、具体的な 条件の整理を進めていきたいと考えております。
  - ① KDDI殿が光屋内配線を敷設した物件
  - ② 当社が光屋内配線を敷設し、KDDI殿が転用を希望する物件

(NTT 西日本)

- マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの 在り方について」答申(2009年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合 やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、NTT東西の局舎か らマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが 一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回 数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一 種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況 に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要は ないと考えます。
- ・ なお、「マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得する 場合が多く」とありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービス を選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得す る事例が多くなってきております。

転用ルールの整備については、マンションの設備設置形態は千 差万別であり、具体的な要望内容を整理する必要があることから、 総務省においては、現在 NTT 東日本と KDDI の間で行われている 具体的なマンションにおける相互転用協議を注視するとともに、転 用ルールに係る具体的な内容が速やかに整理されるよう、事業者間 協議の一層の促進を図ることが適当である。

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用にに向けた協議を行っており、その協議において、当社から、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の①から④をお示したところ、KDDI殿においても、これらの条件をベースに具体的なケースにおいて詳細を検討していくことでのよとの合意をいただいております。</li> <li>① 費用負担は転用する設備の残存価額(2010年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと</li> <li>② 転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること</li> <li>③ 転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること<br/>また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること</li> <li>④ その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること</li> <li>・ これらを踏まえて、まずは個別物件でトライアルすることとし、昨年10月にKDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで双方合意しましたが、現時点で、未だKDDI殿から物件の提示がない状況です。</li> <li>・ 今後、相互転用の実施に向けて、当社とKDDI殿との協議において、様々な設備形態毎に想定される具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDI殿から個別物件を提示いただき、トライアルを実施する考えです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> |  |
| <p>意見3-125 新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT 東西が設置した「棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」を指定設備化するなど、通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザが事業者を選択できるようにすべき。</p>  | <p>考え方3-125</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者であるNTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</li> <li>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザが事業者を選択できるようにすべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 転用ルールの整備については、考え方3-124に同じ。</li> </ul> |

|   |   |
|---|---|
| <p>意見3-126 現在の NTT 東日本と KDDI の間における相互転用協議内容について、適切なタイミングで総務省及び公開された審議の場に開示し、転用ルールが事業者間での公平性が担保されたものになるよう要望。</p>   | <p>考え方3-126</p>   |
| <p>■ 現在の NTT 東日本と KDDI の間における相互転用協議内容について、適切なタイミングで総務省及び公開された審議の場に開示頂き、転用ルールが事業者間での公平性が担保されたものになるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(UCOM)</p>  | <p>■ マンション向け屋内配線の転用ルールに関し、「現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況であり、これを引き続き注視する」とした答申(案)の趣旨は、他の事業者による事業者間協議を排除するものではない。マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要があることから、他の事業者においても具体的な要望があればそれを提示し、ルール化に向けた協議を行うことが望ましい。また、事業者間協議の結果、具体的な要望内容を整理され、転用ルール化される際には、2 者間での適用に留まらず、同様の相互転用を希望する事業者にとって利用可能となるよう措置することで公平性が確保されることが適当である。</p> |
| <p>意見3-127 NTT 東西が設置する屋内配線については、速やかに他の事業者もユーザー単位で再利用可能とするルール(転用ルール)を整備すべき。また、現在続けられている NTT 東日本と KDDI のマンションにおける相互転用協議については、2 者間の協定等にとどまらず他の電気通信事業者に広く適用されるべき。</p>   | <p>考え方3-127</p>   |
| <p>■ 集合住宅向け FTTH の屋内配線の転用ができない場合、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなり、利用者は他事業者選択ができない等不利益を受けます。</p> <p>NTT東西が設置する屋内配線は、今後更に増加が予想される状況にある為、速やかに他の事業者もユーザー単位で再利用可能とするルールを整備すべきと考えます。</p> <p>また、現在続けられている NTT 東日本と KDDI のマンションにおける相互転用協議については、2者間の協定等にとどまらず他の電気通信事業者に広く適用戴きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(日本ケーブルテレビ連盟)</p> | <p>■ 転用ルールの整備については、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 相互転用協議に関しては、考え方3-126に同じ。</p>   |
| <p>意見3-128 集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、新設マンションやビルにおいてユーザー単位で競争事業者への設備転用を可能とする等、追加的ルールを整備の上、戸建て向け同様、NTT 東西の接続約款への規定を行うべき。なお、これらについては、事業者間での協議の場に委ねるのみでなく、行政主導でルール整備を図るべき。</p>  | <p>考え方3-128</p>   |
| <p>■ 集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、従前より NTT 東西殿が排他的に光屋内配線を設置しており、ユーザが自由に競争事業者のサービスを選択することが困難な状態です。ユーザ利便の向上のためにも、新設マンションやビルにおいてユーザー単位で競争事業者への設備転用を可能とする等、追加的ルールを整備の上、戸建て向け同様、NTT 東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。なお、これらについては、事業者間</p>   | <p>■ 考え方3-126に同じ。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>での協議の場に委ねるのみでなく、行政主導でルール整備を図るべきと考えます。<br/>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> |  |
|--|--|

### 3 地中化エリアへの対応 (1)加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備

| 意 見  | 考 え 方  |
|--|--|
| <p>意見3-129 加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする答申(案)の考え方に賛同。</p>   | <p>考え方3-129</p>  |
| <p>■ 答申(案)における加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする考え方に賛同します。<br/>FTTH市場における独占事業者であるNTT東西殿と競争事業者におけるボトルネック設備利用の同等性を確保する観点から、当該ルールの策定については早期に対応頂く必要があると考えます。<br/><br/>(イー・アクセス)</p> <p>■ 光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易とし、ユーザへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議の推進を求める答申案の方向性に賛同します。<br/><br/>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>  |
| <p>意見3-130 「電柱(クロージャール)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべき。</p>   | <p>考え方3-130</p>  |
| <p>■ 地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。<br/>現状の接続ルールにおいては、NTT東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできませんが、競争を促進し、ユーザの選択肢を確保する観点から、「電柱(クロージャール)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべきと考えます。<br/><br/>(KDDI)</p>                 | <p>■ 答申(案)に示したとおり、光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、効率的な事業展開を可能とするものであり、設備競争を促進する効果が期待されることから、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。</p> |
| <p>意見3-131 NTT 東西の光ファイバの電柱上からユーザ宅までの区間だけを貸し出すことについては、課題も想定されるが、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく。なお、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能。</p>  | <p>考え方3-131</p>  |
| <p>■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えで</p>  | <p>■ 答申(案)に示したとおり、光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性の整理、必要となるコストの特定などが必要となるため、</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>すが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること。</li> <li>- 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ-内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。</li> </ul> <p>・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること。</li> <li>- 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ-内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。</li> </ul> <p>・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> | <p>事業者から示された具体的な課題も含め、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。</p> <p>なお、自治体等の地中化計画策定と競争事業者のエリア展開のタイミングは必ずしも一致するわけではないと考えられるため、競争事業者の事業展開の柔軟性を高める観点から、光ファイバの部分的な開放に係るルール化は、既設の地中化エリアに留まらず今後の地中化されるエリアであっても必要である。</p> |
|---|--|

### 3 地中化エリアへの対応 (2)集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り

| 意見  | 考え方                                     |
|---|---|
| <p>意見3-132 光ファイバ等の追い張り等に係るルール化に向けて、一層の事業者間協議の推進を求めるとする答申(案)の方向性に賛同する。</p>   | <p>考え方3-132</p>                         |
| <p>■ 光ファイバ等の追い張り等に係るルール化の促進は、後発事業者等の光ファイバ等の引き込み等を容易とする側面があることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議の推進を求めるとする答申案の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>             |
| <p>意見3-133 引込管への追い張りについて、当事者間で技術的検証、ルール作りが必要であるが、電線共同溝については、引込管・引込設備の共用に関する制度を設けるべき。</p>  | <p>考え方3-133</p>                         |
| <p>■ 追い張りについては答申案にあるように技術的検証、ルール作りが当事者間で必要であ</p>  | <p>■ 答申(案)に示したとおり、集合住宅等に関する引込管への追い張</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ると考えます。</p> <p>一方で、電線共同溝などについては整備事業の公共性に鑑み、後発事業者が参入できる引込管・引込設備の共用に関する制度(スキーム)を設けるべきと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>   | <p>りについては、現時点において、どのような技術的条件等を満たせば既設の光ファイバ等に損傷を与えることなく追い張りが可能となるかという点について、まずは当事者間の協議を通じ、既設の光ファイバ等に損傷を与えないための技術的条件等について共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが適当である。</p> <p>電線共同溝の引込管・引込設備についても、道路の区域外に設置される設備であり、通常は建物所有者や電気通信事業者が所有するものであることに留意しつつ、まずは当事者間の協議を通じ、追い張りが可能となるための技術的条件等についての共通認識を持つことが必要である。</p> |
| <p>意見3-134 引込管への光ファイバの追い張りについては早期にルール化等を検討し、手続の柔軟化を図ることが必要。</p>   | <p>考え方3-134</p>  |
| <p>■ 引込管への光ファイバの追い張りについては、FTTH市場における独占事業者であるNTT東西殿等と後発事業者が同等に設備を構築する上で必要不可欠な運用と考えられるため、FTTH市場における公正な競争環境を構築する観点から早期にルール化等を検討し、手続きの柔軟化を図る必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 考え方3-133に同じ。</p>  |
| <p>意見3-135 集合住宅等への引込管について、当社は、総務省ガイドラインに基づき、空きがあれば貸出しを実施しており、また、貸出し条件や技術的条件等について広く公表している。</p>   | <p>考え方3-135</p>  |
| <p>■ ・集合住宅等への引込管については、建物所有者や当社の管路がありますが、当社においては総務省ガイドラインに基づき、当社管路に空きがあれば貸出しを実施しており、また、貸出し条件や技術的条件等について定めた「管路等の利用申込み及び契約条件等について」をホームページで広く公表しているところです。</p> <p>・なお、当社管路の技術的条件等について、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ・集合住宅等への引込管については、建物所有者や当社の管路がありますが、当社においては総務省ガイドラインに基づき、当社管路に空きがあれば貸出しを実施しており、また、貸出し条件や技術的条件等について定めた「管路等の利用申込み及び契約条件等について」をホームページで広く公表しているところです。</p> <p>・なお、当社管路の技術的条件等について、他事業者から具体的にご不明な点等をお申し出いただければ、ご説明させていただく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> | <p>■ 集合住宅等に関する引込管に空きがある場合においては、電柱・管路ガイドラインを踏まえて希望する電気通信事業者への提供を積極的に行うことが望ましい。</p> <p>当該引込管に既に光ファイバ等を入線している場合における追い張りについては、考え方3-133に同じ。</p>   |



#### 4 鉄塔等の一層のオープン化（1）鉄塔等の共用に関するルールの在り方

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-136 鉄塔等をMNO自らが建設することを原則とすると確定的に記載することは適当でなく、鉄塔等の共用について追加的措置を引き続き検討すべき。</p>  | <p>考え方3-136</p>  |
| <p>■ 答申案に示されている「鉄塔等は(中略)電気通信設備を設置するために使用する工作物という位置付けである」という理由のみならず、効率的なネットワーク構築による利用者利便の拡大や環境面(エコロジー)への配慮等の側面からも、広義のネットワークシェアリングは今後業界として積極的に取り組むべき事項と考えます。従って、「鉄塔等をMNO自らが建設することを原則とする」と確定的に記載することは適当でないものと考えます。</p> <p>その意味でも、鉄塔等の共用ルールの更なる充実化に向け、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の対象拡大や共用を前提とした設備構築の義務付け等の追加的措置を引き続き検討していくべきと考えます。具体的には、上記ガイドラインの対象を電気事業者、鉄道事業者、その他の公益事業者に拡大することについて、一律否定するのではなく、まずは同ガイドラインにおいて公益事業者との共用の考え方を示す等の取組みから行うべきと考えます。また、重量制限等により実質的に貸出し不可となるケースが多く存在することも踏まえ、ルールエリアにおいて、国・地方自治体による公的支援制度の活用等によりエリア整備を行う設備に対し、貸出しを前提とした設計を義務付ける等の追加的ルール整備についても引き続き推進すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、モバイル事業は有限希少な周波数の割当てを受けて行うものであるため、原則として、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、また、鉄塔等の共用を義務付けた場合、自ら鉄塔等を設置して設備競争を行っているMNOが不利となり、設備競争を阻害し、電気通信の健全な発達を損なう懸念がある。</p> <p>他方、鉄塔等の共用を促進することが、エリア拡大による利用者利便の向上に資することとなるとの議論もあるところであり、鉄塔等の共用を更に促進することがMNOの設備構築インセンティブに与える影響や、過疎地域等におけるサービス提供エリア拡大の状況等も十分に踏まえた上で、改めてルールの見直しが必要となった際に検討を行うべきである。</p> |

#### 4 鉄塔等の一層のオープン化（1）鉄塔等の共用に関するルールの在り方（イ）電柱・管路ガイドラインの適用対象

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-137 賃貸用鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から明示的に除外すべき。</p>   | <p>考え方3-137</p>  |
| <p>■ 自己の電気通信事業用として建設し保有する鉄塔と、賃貸事業用として建設し保有する鉄塔について、明確な区分なく措置が講じられることは、料金設定を含め本来自由であるべき鉄塔賃貸事業を推進していくうえでの全ての面で制約となります。</p> <p>これは、自由な事業展開や商行為を制限・制約しかねないという根本的な問題を含んでいることに加え、鉄塔賃貸事業の縮小によって、オープン化措置の目的に反して、携帯電話基地局の設置場所の選択肢を狭めることにも繋がると考えます。</p> <p>本答申案においては、このような弊社の考え方に一定の理解を示して頂きつつも、将来的に自らの電気通信事業のために賃貸事業用鉄塔を使用する可能性が排除されないことをもって、電柱・管路ガイドラインから明示的に除外することについて慎重に対応することが必要とされております。</p> | <p>■ 電柱・管路ガイドラインは、あくまでも標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、当事者間の合意に基づいて同ガイドラインに掲げる取扱方法と異なる取決めを行うことを妨げるものではない。</p> <p>したがって、賃貸用鉄塔について、同ガイドラインに掲げられた貸与の対価は、あくまでも自ら使用している設備を他者にも使用させる場合を念頭に置いたものであり、専ら賃貸事業として行う場合にまで適用すべきものではないとの考え方等を、鉄塔の使用を希望する電気通信事業者に対して十分に説明すること等により、当事者間の合意に基づいて同ガイドラインに掲げる取扱方法と異なる取決めを行うことは可能である。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>この点、弊社としましては、将来の可能性でもって現行が維持されることは不適切と考えますので、まずは明示的に除外頂いたうえで、将来仮に、自らの電気通信事業のために使用することとなった場合、改めて電柱・管路ガイドラインの適用対象に加える等の措置を講じるべきと考えます。</p> <p>そのため、引き続き、賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から明示的に除外頂くことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> |  |
|--|--|

#### 4 鉄塔等の一層のオープン化 (2)ローミングに関するルールの在り方

| 意見   | 考え方   |
|--|---|
| <p>意見3-138 大規模災害時の緊急ローミングの義務化は適当ではないとされた答申(案)に賛同する。また、緊急通報に限定したローミングは、様々な技術的課題があること等に留意すべき。</p>  | <p>考え方3-138</p>   |
| <p>■ <b>◆有限稀少な電波の割当を受けた事業者はそれぞれ設備を構築することが原則であり、引き続き、ローミングを義務付けることは適当でない</b>とされたことは適切な整理。</p> <p>・携帯事業者にとって、エリア展開は競争状況を左右する重要なファクター(参考18)であり、有限稀少な電波の割当を受けた事業者はそれぞれ設備を構築することが原則であることから、「ローミングを義務付けることについては適当でない」とした2009年の接続ルール答申の整理を引き続き維持するとしたことは、適切な整理として当社としても賛同するところです。</p> <p>◆<b>トラフィック急増への対策が求められる状況下において、設備競争の重要性が更に増していくことに留意が必要との考えに賛同。</b></p> <p>・また、「スマートフォン等の急速な普及に伴い、周波数のひっ迫が今後一層課題」とありますが、当社では、2015年度のトラフィック量が2011年度の約12倍へと急増するとの予測のもと、Xiへのマイグレーションや新周波数の活用などのネットワーク容量の拡大、ヘビーユーザに対する通信速度制御、公衆無線LANサービスの活用によるデータオフロードなどの無線アクセス容量対策を実施し、引き続きお客様に安定した通信品質を提供できるよう取り組んでいる状況であり、「モバイル分野における設備競争の重要性は更に増していくと考えられることにも留意が必要」とされたことは、的確な指摘であり、当社としても賛同するところです。</p> <p>◆<b>大規模災害等の緊急時ローミングは、ネットワークの応急復旧に面的エリアカバーを最優先する取り組みが求められ、容量的に余裕のある復旧などなし得ない状況下で、想定外のトラフィック増による輻輳の発生やそもそも容量的に余裕のあるエリアを特定することが困難</b></p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの実現に向けて検討を行う際には、接続ルール答申に掲げられた課題や御指摘のような課題も含めて検討することが適当である。</p> |

である等の問題があることに加え、方式の違いにより全携帯事業者の取り組みとはなり得ないことから、答申(案)において、義務化は適当でない」とされたことに賛同。

- ・大規模災害等の緊急時におけるローミングの実施は、想定外のトラフィック増による輻輳の発生を招くことから、設備の増強が必要となるものであり、それに伴い面的エリアカバーの遅れや復旧現場の混乱を招く可能性があるものです。
- ・今回の震災の復旧の例においても、応急復旧したネットワークは衛星やマイクロエントランスの活用により容量が少ない場合が多く、加えて山頂などの基地局による大ゾーン方式によって、従来複数局でカバーしていたエリアを1局でカバーするなどの対応を実施するなど、故障、損壊した多くの設備について、面的エリアカバーを最優先する取り組みが求められ、容量的に余裕のある復旧などはなし得ない状況です。
- ・また、刻一刻と変化するトラフィック状況を勘案すると、容量的に余裕のあるエリアを特定することも困難です。
- ・更には、方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施できないことから、大規模災害時等の緊急ローミングは全携帯電話事業者の取組みとはなり得ません。
- ・以上から、まずは当社をはじめ、各社が平常時から災害に強い設備構築などに前向きに対応することが求められ、災害発生時には各社の責任のもと自社の設備復旧に全力を尽くすことが、「国民、被災者」の利益につながる唯一の解決手段であると考えられることから、答申(案)において、大規模災害等の緊急時におけるローミングは、現時点において義務化を行うことは適当ではない」とされたことに賛同するところです。

◆緊急通報に限定したローミングは、国民の生命、安心安全の確保にも資するものとして一概に否定されるものではなく、実現に向けた協議の場を設けることに異論はないが、緊急機関から発信者に呼び返しが出来る仕組みが必要となるなど各種課題があることに加え、方式の違いにより全携帯事業者の取組みとは成り得ないことを踏まえ検討する必要がある。

・緊急通報に限定したローミングについては、国民の生命、安心安全の確保にも資するものと考えられることから、一概に否定されるものではなく、実現に向けた協議の場を設けることに異論はありません。

但し、検討にあたっては下記を踏まえる必要があります(参考19)。

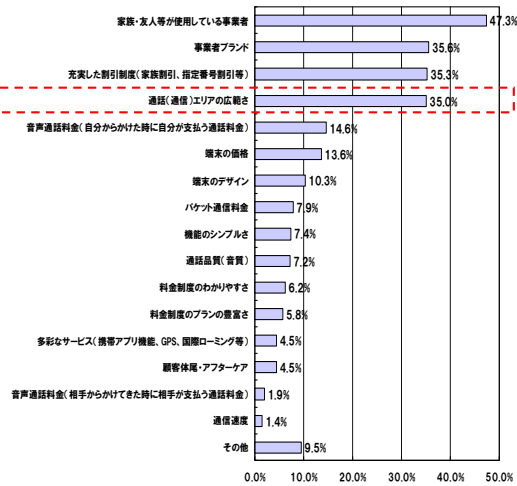
- ①法令上、緊急機関から発信者に呼び返しが出来る仕組みが必要であることに加え、自動ローミングに対応した端末の開発、取替移行など各種課題の検討や実施した場合の有用性の検証などに一定の期間が必要であると考えます。
- ②緊急通報に限定したローミングを実現するための開発費のコスト負担をどうするか整理が必要であると考えます。
- ③上記課題に加えて、そもそも方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施できないことから、全携帯事業者の取組みとはなり得ないという課題もあります。

## 【参考18】携帯電話事業におけるエリアの重要性について

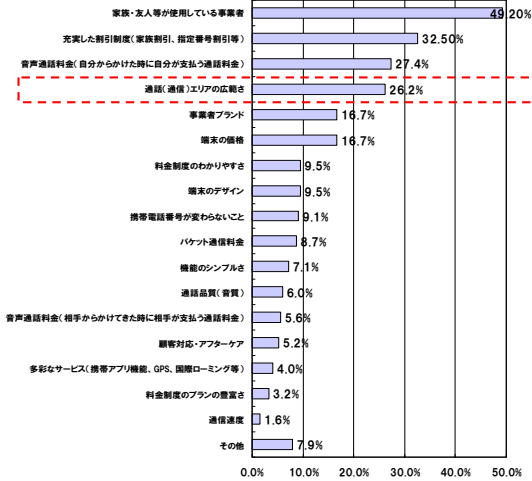


◆1/4以上のユーザは、現在加入しているキャリアおよびキャリア変更を行った際に重視した点として、「エリアの広さ」を挙げている。

現在加入キャリア選択時の重視点



キャリア変更時の重視点



(出典)平成21年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果(総務省) ※ 選択肢17項目から3項目を複数選択。総務省が公募した電気通信サービスモニターに対する郵送アンケート、2009年11月～12月実施。調査エリアは全国 991サンプル。

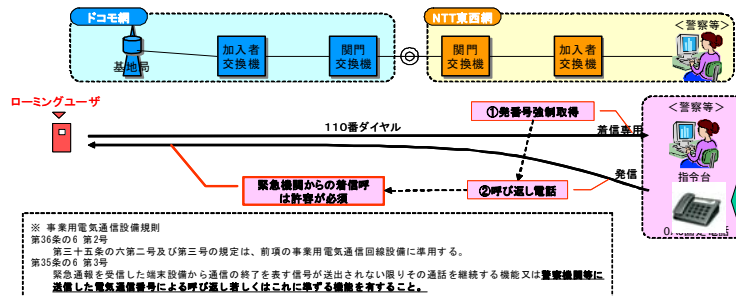
【参考19】緊急通報ローミングの課題



課題

- ① 法令上(事業用電気通信設備規則第36条の6 第2号)緊急機関から発信者に呼び返し出来る仕組みが必須である。緊急機関からの呼び返し呼は一般固定電話からの通話であり、当該固定電話からの着信を可能とする場合、当社の全国ネットワークへの対応を行うための多大な開発費等が必要となる(数十億円規模と想定)
- ② 上記呼び返し呼にかかる運用においては以下の対応が必要となる。
  - ・ 緊急機関から呼び返しを行う電話番号の報告が必須
  - ・ 上記電話番号を当社ネットワークに設定
  - ・ 電話番号の追加・変更等、維持管理を継続的に実施
- ③ 緊急通報を自動ローミングする場合、新たに端末を開発した上でユーザに提供する必要があることから、全ユーザに利用可能とするのは現実的に困難と考えられる。
- ④ 実現のための開発費コストについて、負担の在り方の整理が必要。
- ⑤ なお、そもそも、方式の違いによりKDDI殿とはローミングが実施ができないことから、全携帯電話事業者の取組みとはなり得ない。

◆緊急通報の仕組み



© 2011 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTT ドコモ)

意見3-139 平時からの設備競争の促進が非常に重要。また、緊急通報のローミングは社会的規制の一環として検討されるべきものであり、経済的規制とは異なる法益での整理が必要。

考え方3-139

■ ネットワークインフラの整備が様々な産業の振興等の礎となるばかりではなく、利用者利便の向上にもつながることから、電気通信事業者の設備投資インセンティブの確保は非常に重要であり、設備競争の促進こそが経済的規制の最上位概念であるべきと考えます。

また、東日本大震災では、通信確保の観点から、ネットワークインフラのリダンダンシーの重要性が再認識されたところであり、平時における設備競争の促進がその点においても求められていると考えます。

なお、大規模災害発生時における緊急通報のローミングは社会的規制の一環として検討されるべきものであり、経済的規制すなわち競争ルールとユーザ保護等の社会的規制は峻別して検討し、異なる法益での整理が必要と考えます。

(NTT 持株)

■ 答申(案)に示したとおり、モバイル事業は有限希少な周波数の割当てを受けて行う事業であり、電波の有効活用が求められることや、固定通信事業に比べてネットワーク構築(設備競争)が容易と考えられることから、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられ、競争政策においては、この点に留意して設備競争とサービス競争のバランスを図ることが適当である。

110番、119番等の緊急通報に限定したローミングについては、本審議会のほか、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」においても論点として挙げられており、ユーザ

|  |   |
|--|---|
|  | 保護等の公益的見地からの重要性を踏まえて議論・整理を行ったものである。   |
| 意見3-140 緊急通報に係るローミングは、具体的な検討の場とスケジュールについて早期に明確化を図ることが必要。また、災害時等緊急時におけるローミングについても、具体的なルール化を図っていくことが重要。  | 考え方3-140  |
| <p>■ 緊急通報に係るローミングについて、早期実現に向け取り組むべきとする答申案の方向性に賛同します。国民の生命・身体の保護の観点から、可及的速やかな当該ローミングの実現が求められることから、具体的な検討の場とスケジュールについて明確化を図り、来年初頭より議論の場を設けることが必要と考えます。</p> <p>また、本年3月に発生した東日本大震災の経験等を踏まえれば、緊急通報に限定しない災害時等緊急時におけるローミングについても実現に向けて検討を深めることが社会的ニーズとして存在するものと考えます。本件については、想定外のトラヒック増により輻輳の発生を招く等の指摘もなされているところですが、精緻な分析等無しに、一般論で安易に結論付けるべきはありません。今後、ローミングの対象エリアや実施のタイミング(被災後の経過時間により区分)等の場合分けを行い、実現性を仔細に検討の上、具体的なルール化を図っていくことが重要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの検討については、答申を受けて速やかに具体的な検討の場を設けることが適当である。</p> <p>また、大規模災害等の緊急時におけるローミングについては、答申(案)に示したとおり、当事者間の協議を通じ、課題の解決が図られるものであるかどうかを注視すべきである。</p>   |
| 意見3-141 MNO間のローミング対応については、原則はMNOのビジネス判断に委ねられるものと理解する。緊急時におけるローミングについては、技術的課題が存在する上、事業者間でも連携方法等の課題の整理が必要。   | 考え方3-141  |
| <p>■ 2009年の接続ルール答申において「MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとする」と示され、慎重に判断することが必要。」と示され、答申案においても「接続ルールと答申における整理は現時点において変更すべき特段の事情は存在しない」と示されたとおり、MNO間のローミング対応については、設備構築インセンティブに支障を及ぼさないことに留意し、原則はMNOのビジネス判断に委ねられるものと理解しています。</p> <p>大規模災害時等の緊急時におけるローミングについては、お客様利便性の観点からは望ましいと理解していますが、当社は他社と通信方式が異なるため、端末・ネットワークの双方で技術的課題が存在しています。また、ローミングへの実現にあたっては、個人情報を含めた事業者間の連携方法等、まずは課題の整理が必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>                                   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、ローミングについては、接続ルール答申における整理を引き続き維持することが適当であり、両当事者が合意している場合、競争促進や利用者利便向上等を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は許容されるべきものである。</p> <p>110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの実現に向けて検討を行う際には、接続ルール答申に掲げられた課題や御指摘のような課題も含めて検討することが適当である。</p> |
| 意見3-142 ローミングについては、周波数割当てに起因した競争政策上の課題として、継続した検討が行われるよう要望する。また、卸電気通信役務等での整理も可能とするなど柔軟な考え方に立ち、事業者間交渉をサポートするスキームの検討や、接続応諾義務について市場環境に応じた判断を要望する。緊急通報に限定したローミングについて望ましいとし  | 考え方3-142  |

た認識は適当。

■ ・周波数割当てを観点とした検討の必要性について

周波数の割当てを受けたMNOが自ら設備構築し事業展開を図ることは妥当性があるものの、その前提となる周波数割当てが競争環境へ与える影響については分析と検証を行うことが必要と考えます。

答申(案)では、「2009年の接続ルール答申における整理は、現時点において変更すべき特段の事情は存在せず、引き続き維持することが適当である」とありますが、以下に挙げる「2009年の接続ルール答申以降の市場における環境変化」及び「新規・新興事業者に対する競争環境の整備」の2点に基づき、ローミングについては、周波数割当てに起因した競争政策上の課題として、競争促進や利用者利便の向上が見込まれるよう、競争評価並びに委員会の枠組みにおいて、継続した検討が行われるよう要望します。

✓ 2009年の接続ルール答申以降の市場における環境変化

スマートフォンの急激な需要増やLTEの本格展開における高速化によってトラヒックの急増(直近の1年間でも2倍の増加率)とこの2～3年内の携帯電話事業で利用可能な周波数供給面での限界が見えていること、

この状況を背景として、既に割当てられた周波数帯や周波数帯に起因して、携帯電話事業者の競争力の優劣が決まる蓋然性が高いこと

✓ 新規・新興事業者に対する競争環境の整備

当社は、2007年に新規参入した唯一の独立系事業者ですが、ネットワークの展開と充実度においては、既存大手3社に対して短期間でのキャッチアップは極めて困難な状況であり、なかでも、割当て周波数帯が有する課題から、全国的なエリアカバーやグローバル端末の調達といったモバイル事業の根幹を成す部分でのディスアドバンテージが存在すること

・ネットワーク利用形態について

答申(案)では、①接続協定+ローミング協定方式、②卸電気通信役務方式、③接続協定の3方式に類型化されているところですが、従来のローミングと同様の形態であっても、料金設定権をネットワークの提供を受ける側で有する場合は、卸電気通信役務等での整理も可能とするなど柔軟な考え方にたつて、交渉力の差異にも配慮した事業者間交渉をサポートするスキームの検討を要望します。

・接続応諾義務の考え方について

2009年の接続答申では、MNOによる他MNO網の利用が許容されるケースとして以下の3点が挙げられているところです。この3点については、答申(案)に記載された接続拒否事由にあたらぬ参考例とも考えられますが、設備競争を阻害しないことに配慮しつつ、競争促進や利用者利便の向上が見込まれる場合には、接続応諾義務について市場環境に応

■ ローミングと周波数割当てとの関係については、答申(案)に示したとおり、スマートフォン等の急速な普及に伴い、周波数のひっ迫が今後一層課題となることを見込まれる中で、モバイル分野における設備競争の重要性は更に増していくと考えられるが、御意見については、今後の参考とさせていただきたい。

MNOによる他MNO網の利用形態については、答申(案)の中で引き続きその考え方を維持することが適当とした接続ルール答申において、卸電気通信役務方式が存在することについても掲げているところである。同方式による場合、ネットワークの提供を受ける電気通信事業者がエンドユーザに対して電気通信役務の提供及び料金設定を行うこととなるとともに、事業者間での協議が整わなかった場合等において、総務大臣の協議命令及び裁定、電気通信紛争処理委員会の紛争処理等の対象となる。

接続ルール答申に掲げる接続協定方式に関し、接続拒否事由に該当しない事例について、市場環境に応じた判断が行われることは重要であるが、具体的な事例に応じて判断することが適当である。なお、接続協定方式については、ネットワークを提供する電気通信事業者の役務提供区間内で完結する発着信に関し、接続協定のみにはいわゆるローミングでの実際の提供が困難と考えられることに留意が必要である。

緊急通報に限定したローミングについては、答申(案)に賛成の御意見として承る。

じた判断が行なわれることを要望します。

ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態(例:携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用)

イ 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態

ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態

・緊急通報に限定したローミング

設備改修コストや通報機関との整理が必要ではありますが、国民の生命・身体の安全をより確保する観点では、緊急通報についてのローミングについて望ましいとした認識は適切と考えます。

(イー・アクセス)



## 第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

| 意見   | 考え方  |
|--|--|
| <p>意見3-143 既存の競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設けて実施するという考えに賛同する。その際、適切な運用に留意しつつ、包括的検証の結果として公正競争上の問題があると認定されれば、NTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべき。</p>  | <p>考え方3-143</p>  |
| <p>■ 包括的な検証に向けた毎年度の継続的チェックについては、既存の競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設けて実施するという考えに、賛同します。</p> <p>ただし、各検証制度の用途や方法等に特性があることから、検証結果を相互に取り入れる際には次項のような留意が必要と考えます。</p> <p>①ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証</p> <p>ブロードバンドの普及促進状況を検証する観点で「基盤整備率」や「基盤利用率」を定点観測する際、DSLやFTTHのほか、CATVや無線ブロードバンド(LTE、WiMAX等)を指標に取り入れ包括的に検証することで、正確な分析と評価を行うことが出来ると考えます。</p> <p>ただし、競争政策上の観点からブロードバンド市場を検証する際には、これとは別に従来どおり競争評価で画定している部分市場毎の検証が必要と考えます。</p> <p>②NTT東・西等における規制の遵守状況の検証</p> <p>NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性を確保するため、NTT東・西の機能分離や業務委託先子会社等への監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを収集し、これらを検証基準とすることを、予め、公正競争レビュー制度についてのガイドライン等に規定すべきです。</p> <p>また、NTT東・西等における規制の遵守状況について、グループドミナンス排除の観点からも、具体的には以下の検証を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東・西、NTTドコモ、グループ会社のサービス同士によるセット割引など、事実上排他的な連携を行っていないか。</li> <li>・NTT東・西とNTTドコモによる同一ブランド・サービス名を用いたサービス提供や営業活動など、事実上排他的な業務を行っていないか。</li> <li>・資本関係のない提携先企業も禁止行為規制の範囲に加え、禁止行為規制を事実上潜脱していないか。</li> </ul> | <p>■ 基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>答申(案)に示したとおり、今年度中にガイドラインを策定した上で、2012年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)の運用を実施すべきであり、総務省においては、意見に示された内容について、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当である。</p> |

・電気通信事業者でないグループ企業も禁止行為規制の範囲に加え、禁止行為規制を事実上潜脱していないか。

さらに、「光の道」構想に関する基本方針を受けて、NTT東・西の活用業務制度が認可制から届出制へとの変更がされ行われたところですが、活用業務の提供にあたって規定された公正競争条件の実効性が担保された上で、同制度が慎重に運用がなされて市場における公正な競争が確保されているかについて少なくとも四半期ごとに検証を行い、慎重に運用がなされているか調査・審議を継続的に行うことで、活用業務の検証プロセスの透明性が確保されるものと考えます。

包括的な検証が行われるまでの3年間、規制の遵守状況、市場の競争状況等に関する検証を有効なものとするためには、NTTグループの総合的な市場支配力の存在・行使について、より適切かつ客観的に評価するよう競争評価制度を見直す必要があると考えます。その上で、透明性を高めた競争セーフガード制度と連携してNTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保の状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。

これまでのネットワークプレイヤー中心の分析に加え、上下レイヤーの動向等を勘案することに関しては、幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、通信事業者が主導となるビジネスモデルのみに着目するのではなく、各モデルについてバランスよく分析していただきたいと考えます。

また、競争評価における戦略的評価のテーマとして、「同一グループに属する事業者間の連携状況や、FTTH市場における事業者間取引の状況について、分析・評価する」とありますが、その際には、市場支配的な禁止行為事業者であるNTT東・西やNTTドコモを中心とした、NTTグループ各社や実質的な関係事業者との連携状況について専ら分析・評価すべきです。

以上を踏まえ、適切な運用によって政策に資するよう、競争評価制度を活用していただきたいと考えます。

上述した点に留意して毎年度の継続的チェックを行った上で、3年後に実施される包括的検証の結果として公正競争上の問題があると認定されれば、NTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。

(KDDI)

## 1.公正競争の検証の在り方

| 意 見  | 考 え 方   |
|--|---|
| <p>意見3-144 公正競争レビュー制度及び競争評価制度により多角的な視点から検証・評価を行うとともに、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会が客観的な検証・検討の場として機能することを要望する。</p>   | <p>考え方3-144</p>   |
| <p>■ 基本的に、答申案に賛同いたします。<br/>           新設される「公正競争レビュー制度」および「競争評価制度」について、より能動的かつ透明性の高い形で、多角的な視点から検証・評価頂くことを要望いたします。<br/>           また、引き続き存置される予定の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」が、両制度の実効性を担保し、客観的な検証・検討の場として機能頂くことをあわせて要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>  | <p>■ 基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>   |
| <p>意見3-145 総合的な市場支配力や影響力をチェックするスキームや、競争事業者の申出により、随時問題の提起と是正策が講じられるような会議体の設置等のスキームが必要。</p>  | <p>考え方3-145</p>   |
| <p>■ 公正競争環境の検証について、既存の「競争セーフガード制度」および「競争評価の取組」を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設定する考えに賛同します。<br/>           新たに創出される「公正競争レビュー制度」においては、特にNTT東西等における規制の遵守状況の検証項目について、予めガイドライン等にて規定した上で、NTTグループが圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う危険性が高まることのないよう、グループを含めた総合的な市場支配力や影響力をチェックするスキームが必要と考えます。<br/>           また公正競争環境の検証については、競争事業者の申し出により、随時問題の提起と是正策が講じられるような会議体の設置等のスキームを予め規定して運用することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>■ 本案について事前規制から事後規制に移る中、検証制度を拡大しルール of 枠組みにつなげることに賛同いたします。<br/>           しかし、動きの速い当業界では、当社の従前からの主張通り将来的には常設の機関による監視が適切と考えます。新サービスの展開や企業連携は随時行われ、かつ不可逆性の高い特性により時間の経過とともに大きな問題となりうるからです。<br/>           ついては、本案の検証制度について、先ずは事業者等の意見を随時受け、内容に応じ臨機にオープンな検討を行う等状況に応じた制度の構築を要望いたします。<br/>           なお、検証制度については特にグループドミナンス排除の観点から、以下の項目のガイドライン化をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実上排他的なグループ内各種サービス、特に各ドミナント事業者サービスのセット割</li> </ul> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、今年度中にガイドラインを策定した上で、2012年度より公正競争レビュー制度の運用を実施すべきであり、総務省においては、意見に示された内容について、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当である。</p> |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| <p>引での連携行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実上排他的な同一ブランドを用いた一体的な営業行為</li> <li>・ 資本関係のない緊密な取引先による禁止行為規制の潜脱行為</li> <li>・ 放送業への実質参入行為</li> </ul> <p>(ジェイコムグループ)</p>   |                       |
| <p>意見3-146 公正競争レビュー制度の実施にあたっては、FTTH 以外のブロードバンドサービスや、コンテンツ・アプリケーション等のサービス、利活用促進など、より広い様々な視点での分析も行うべき。</p>  | <p>考え方3-146</p>       |
| <p>■ 今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされています。しかし委員会の議論の中で委員からのご発言もあった通り、「光の道」は光ファイバだけでなく、無線も当然含めて実現されるものです。</p> <p>「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、光ファイバのみならず無線も含めたブロードバンドサービスを対象とすべきであると考えます。</p> <p>また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。</p> <p>加えて、ブロードバンドの普及促進に向けては、ICT 利活用の促進による需要創造が必要であり、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等における政府の取り組みについても定期的な検証を行うべきと考えます。</p> <p>(NTT 持株)</p> <p>■ ・3年後を目途に行う包括的な検証や今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。</p> <p>・また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。</p> <p>・さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の</p> | <p>■ 考え方3-145に同じ。</p> |

先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。

・なお、「現在の競争セーフガード制度は、意見公募等の実施により、関係者から広く意見を集める仕組みとなっている」とありますが、「公正競争レビュー制度」の創設にあたっては、競争セーフガードにおける、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にして一面的な評価・分析を行うのではなく、具体的な数値や事例に基づき、中立的・客観的に分析・評価・検証を行うことが必要と考えます。

#### 1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

##### (4) 公正競争レビューについて

■ ・今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。

・また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。

・さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。

(NTT 西日本)

■ ・3年後を目途に行う包括的な検証や今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、こ

れらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。

・また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。

・さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。

・なお、「現在の競争セーフガード制度は、意見公募等の実施により、関係者から広く意見を集める仕組みとなっている」とありますが、「公正競争レビュー制度」の創設にあたっては、競争セーフガードにおける、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にして一面的な評価・分析を行うのではなく、具体的な数値や事例に基づき、中立的・客観的に分析・評価・検証を行うことが必要と考えます。

## 1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

### (4) 公正競争レビューについて

■ ・今回の答申案に記された公正競争レビュー制度については、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について検証を行う内容とされていますが、「光の道」はFTTHだけでなく、CATVや無線も含めて実現されるものであり、市場環境や競争環境の変化も踏まえ、「料金の低廉化や市場シェア等の動向」の検証にあたっては、これらブロードバンドサービスを実現する全てのサービスを対象とすべきであると考えます。

・また、「料金の低廉化」の検証にあたっては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な見地から検証すべきであると考えます。

・さらに、FTTH、CATV、無線等のブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは、進んでいないといった要因については、競争環境の整備という視点だけではなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コン

|  |                       |
|--|-----------------------|
| <p>テンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p>   |                       |
| <p>意見3-147 検証体制について、有識者に加え、公正取引委員会・接続事業者等も参画する体制を構築すべき。また、公正競争レビュー制度については、サービス競争の進展度合いについて中心的に検証を行うべきであるとともに、競争評価については、中立性・透明性等確保の観点から制度的見直しが必要。</p>   | <p>考え方3-147</p>       |
| <p>■ &lt;検証体制&gt;</p> <p>「光の道」構想に係る検証体制については、「競争セーフガード制度」(またはその後続制度である「公正競争レビュー制度」)や「競争評価」等の既存枠組みを活用するのみでなく、「指標の策定」、「構造・資本分離への移行に備えた措置の検討」、「進捗の検証と追加的措置の発動」といった総合的役割を担う新たな体制を構築することが適当と考えます。具体的には、弊社共が従前より提案しているとおり、法律・経済・技術等を専門とする有識者に加え、公正取引委員会・接続事業者等も参画する体制<sup>7</sup>を構築し、毎年度の継続的チェックや包括的検証に対応すべきと考えます。</p> <p><small>7 別添資料3(平成23年6月14日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会 弊社共ヒアリング資料より再掲)参照。</small></p> <p>&lt;「公正競争レビュー制度」の在り方&gt;</p> <p>答申案にあるように、「公正競争レビュー制度」が「光の道」構想に係る検証の一定の役割を担う場合、「①ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証」と「②NTT 東西殿における規制の遵守状況の検証」の2つを検証の柱とすることに賛同します。なお、①、②それぞれについて、下記のとおり、具体的な検証項目案等を提案させていただきます。</p> <p>① ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証</p> <p>ブロードバンドの進展のためには、料金の低廉化やサービスの多様化等に寄与する競争促進の視点が重要であることを踏まえれば、普及促進度合いを示す定量的数値のみならず、競争促進の度合いを測る指標について検証を行うべきと考えます。特に、2010年12月に公表された『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にて、ポトルネットワーク性を有する加入光ファイバと一体で構築されているNTT-NGNの性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には下記項目について検証対象に含めるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンドに係る基盤整備率、利用率</li> <li>・ ブロードバンドサービスの料金水準、市場シェア</li> <li>・ IP網へのマイグレーションに対する具体的取り組みとその成果</li> <li>・ FTTH市場の事業者間取引市場における競争状況</li> </ul> | <p>■ 考え方3-145に同じ。</p> |

- 光ファイバ回線の設備ベースシェアとFTTH 小売サービスシェア (ADSL 市場における同種シェアとの比較含む)
- 光ファイバ回線における卸売回線数に占める調達回線数の割合 (ADSL 市場との比較含む)
- ・ NTT-NGN におけるオープン化の度合い
  - アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等)
  - アンバンドルメニューの数
  - 接続料水準  
(上記 3 項目について、PSTN との比較含む)

## ② NTT 東西殿における規制の遵守状況の検証

本項目に関しては、「タスクフォース」の結論を踏まえ、本年 5 月、電気通信事業法の改正による NTT 東西殿の機能分離等の導入が決められたことに鑑み、当該制度の実態や成果に係る評価を中心に検証を行うべきと考えます。なお、検証の前提として、機能分離の実効性を担保するために、「(i)機能分離の細目について期限付きの達成目標を NTT 東西殿自らが策定すること」、「(ii)接続事業者等利害関係者の意見も反映した評価指標を策定し、評価の結果を定期的に公表すること」が必要と考えます。

加えて、NTT 東西殿の活用業務についても、届出制への移行に伴い、これまで以上の厳格な検証が必要になるものと考えます。従って、検証に必要な情報開示について NTT 東西殿に徹底させるのは勿論のこと、当該業務の運用状況や当該業務が競争環境に与える影響の変化等について、本制度で十分検証することが必要と考えます。

なお、「公正競争レビュー制度」で上記検証等を行うにあたっては、中立性・透明性等確保の観点から、以下に例示するような現状の「競争セーフガード制度」の運用における課題等を解消するための取り組みが必要と考えます。

- ・ 競争事業者のみに事案の収集を任せず、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査等を実施すること
- ・ 競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせることなく、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査を行うこと
- ・ 検証結果案に至る調査プロセス等経緯の透明性を向上させること
- ・ 総務省殿のみが検証を行うのではなく、監査機関等第三者のチェック機能を働かせること

「競争セーフガード制度」の運用等に係る弊社共の詳細意見については、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(平成 23 年度)(案)に対する 意見募集」に対する弊社共意見書(平成 23 年 4 月 4 日)を併せて参照願います。



|   |  |
|---|--|
| <p>&lt;「競争評価」の在り方&gt;<br/> 「公正競争レビュー制度」の運用等に当たり、既存の「競争評価」の仕組みを活用するに際しては、中立性・透明性等確保の観点から、以下に例示するような制度面の改善が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光の道」構想の推進等を踏まえ、FTTH市場の評価を重点的に実施すること</li> <li>・ 特に、事業者間取引市場に着目し、PSTNの実質的な移行先であるNTT-NGNの開放レベル等、サービス競争の促進度合いを評価すること</li> <li>・ 市場支配力の「存在」自体が市場に対して潜在的な影響を与え、競争阻害要因になり得ていると考える独占禁止法の考えを踏襲し、市場支配力の「存在」をより重視した上で評価を実施すること</li> <li>・ ルール策定を担う総務省殿とは独立した第三者機関の評価等を取り入れること</li> </ul> <p>「競争評価」に係る弊社共の詳細意見については、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010(案)」に対する弊社共意見書(平成 23 年 8 月 22 日)を併せて参照願います。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> |  |
|---|--|

**1.公正競争の検証の在り方 (1) 毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組み**

| 意 見  | 考 え 方   |
|--|---|
| <p>意見3-148 フォローアップの場等を利用して、市場の在るべき姿について継続的に議論を行い、その結果を公正競争レビュー制度の検証内容や3年後の包括的検証に反映することが望ましい。</p> <p>■ 制度の包括的な検証のために、競争セーフガード制度及び競争評価を連携させた新たな仕組みを導入することは非常に重要な取組みであり評価します。</p> <p>しかしながら、検証の手法の議論に加えて、「今後どのような市場を目指し、そのためにどのような検証を行う必要があるのか」といった根本的な議論も必要と考えます。</p> <p>この点については、昨年度の「光の道」構想にて議論されたところではありますが、今後の市場環境の変化等を踏まえれば、「光の道」構想における議論の見直し及び発展を随時図っていくことが必要と考えられるため、例えば、本委員会のフォローアップの場等を利用して、市場の在るべき姿については継続的に議論を行い、その結果を公正競争レビュー制度の検証内容や制度整備3年後の包括的検証に反映することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p> | <p>考え方3-148</p> <p>■ 答申(案)に示したとおり、本審議会として、必要なフォローアップを行っていくことが求められるものであり、2012年以降も、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会を存置した上で、公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議することが必要である。</p> <p>なお、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」に掲げられた包括的検証については、答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度の運用状況や検証結果を踏まえ、2014年度の同制度に基づく検証に併せて実施することが望ましい。</p> |

## 1.公正競争の検証の在り方 (2) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見3-149 公正競争レビュー制度は客観的かつオープンな取組として実施されるべきである。</p>  | <p>考え方3-149</p>  |
| <p>■ 公正競争レビュー制度については、今後、検証項目や基準といった検証スキームの詳細がガイドライン等で規定されるものと考えますが、これらの検討においては、意見募集の実施や公開の場(審議会、委員会等)で議論を実施するといったオープンな取り組みが必要と考えます。</p> <p>なお、各検証における意見としては以下の通りとなります。</p> <p>(イ)ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証<br/> 答申(案)において具体的に示されている「料金の低廉化」、「市場シェア」、「『光の道』構想に関する取組状況」の検証項目について、評価結果を客観的な指標として制度整備3年後の包括的検証における政策の見直しの有効な判断材料とするためには、予め項目毎に目標値を設定する必要があると考えます。</p> <p>(ウ)NTT東西等における規制の遵守状況の検証<br/> 現行の競争セーフガード制度に対しては、「検証スキームの透明性の確保」が公正競争レビュー制度においても必要な観点であると考えます。</p> <p>従って、競争政策委員会のフォローアップでは、公正競争レビュー制度の検証結果の調査審議も行うこととされておりますが、例えば、従来の取組みである意見募集の実施や検証結果の公表に加えて、意見募集にて各社から集められた事案における検証の進め方を本フォローアップの場でオープンに議論するといった対応が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>■ 考え方3-145に同じ。</p> <p>また、答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度においても、引き続きプロセスの透明性等を確保する仕組みとすることが求められる。</p> |

## 1.公正競争の検証の在り方 (3) 競争評価の在り方

| 意見   | 考え方                         |
|--|-----------------------------|
| <p>意見3-150 公正競争レビュー制度の検証においては、競争評価の取組を活用するという答申(案)の考え方に賛同する。</p>   | <p>考え方3-150</p>             |
| <p>■ 公正競争レビュー制度の検証においては、競争評価の取組を活用する答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>答申(案)において、包括的検証では競争ルール全般の見直しを視野に入れた検討を「市場の水平的・垂直的動向」を踏まえて実施することが示されている点を鑑みれば、競争評価における「モバイル分野における各レイヤー間の関係」や「同一グループ間に属する事業者間の連携状況」等の評価にて公正競争レビュー制度の検証を補完することは適切と考えま</p> | <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| <p>す。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>   |                       |
| <p>意見3-151 検証に当たっては、市場をより細分化しつつ、事業戦略や参入意欲まで含めた多角的かつ精緻な分析を行うべき。</p>  | <p>考え方3-151</p>       |
| <p>■ 「競争評価が電気通信事業者の各種データ等を用い市場集中度や市場支配力の有無等を定量的・定性的に分析するもの」とありますが、ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証にあたっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>・また、ブロードバンド市場においては、都道府県ごとにさらには市町村ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、こうした地理的特性を踏まえた上で、都道府県や市町村ごとの市場について詳細な把握・分析を行うこと必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、その要因を分析すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 西日本)</p> <p>■ 「競争評価が電気通信事業者の各種データ等を用い市場集中度や市場支配力の有無等を定量的・定性的に分析するもの」とありますが、ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証にあたっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>・その際、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、競争実態を正確に把握するためには、都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、その要因を分析すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p> | <p>■ 考え方3-145に同じ。</p> |

## 2. 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

| 意 見  | 考 え 方   |
|--|---|
| <p>意見3-152 NTTグループをはじめ、市場支配力を有する企業グループのグループドミナンスに対処すべく、既存のガイドラインや制度を見直すべき。</p>                 | <p>考え方3-152</p>   |
| <p>■ IP化・ブロードバンド化・モバイル化が進展するなかで、NTTグループ、更には資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスが、既に進展しておりま</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、NTTグループについては、指定電気通信設備制度や累次の公正競争要件等の適切な運用に加え、NTT</p> |

す。このグループドミナンスの問題は、日本の情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものであり、競争政策を検討するうえで非常に重要な問題であります。本答申案においては、グループドミナンスへの具体的な対処が十分盛り込まれておりません。

総合的な市場支配力に着目した規制の導入も含め、グループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度の導入に向け早急に検討を行うべきであります。

加えて、既に進行している問題への対処のため、少なくとも次の事項について、直ちに措置を講じる旨、本答申案に盛り込むべきと考えます。

#### ①NTTグループのグループドミナンスへの対処

NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度などの規制を形式的にはクリアしつつも、実質的には、持株体制の下、再編の意図に反したNTTグループの一体化が加速しています。

特に、競争セーフガード制度等において常々競争事業者が指摘しているとおり、次のようなNTTグループ連携による排他的な営業行為等が放置されており、既に公正競争環境に深刻な影響を及ぼしております。

- ・代理店、ドコモショップ、子会社でのセット販売
- ・NTTファイナンス等、持株会社配下の会社を通じた連携
- ・法人市場における共同営業
- ・フレッツテレビによる放送サービスへの事実上の参入

このように、現行規制に違反することが明白な事例に対しては、現行制度の枠組みの中で最大限の措置を講じて歯止めをかけることが急務であるため、共同ガイドラインの見直しや特定関係事業者制度の適用範囲拡大等を実施すべきであります。

#### ②資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」のグループドミナンスへの対処

モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。

また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。

そのため、モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定するとともに、二種指定設備制度の対象事業者すべてを禁止行為規制の対象とし、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じるべきであります。

(ケイ・オプティコム)

東西の機能分離等の導入や、本検討を踏まえた競争政策の見直しを進めていくことにより、引き続き公正競争環境を担保していくことが重要である。

また、2014年度の公正競争レビュー制度に基づく検証に併せて実施する包括的検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。

その際には、同一グループに属する事業者間連携等の市場動向の変化に留意することが考えられる。

|   |                       |
|---|-----------------------|
| <p>全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要。</p>   |                       |
| <p>■ 持株会社方式による NTT 再編は、当初よりグループ全体としての市場支配力が強化され、公正競争が阻害される危険性が指摘されておりました。このために NTT の在り方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ内各社の経営の自主独立性の確保</li> <li>・ グループ内各社による相互競争の実現</li> <li>・ NCC 等の競争事業者との間の公正競争の推進</li> </ul> <p>により各自業者がダイナミックな事業展開をすることにより、通信事業全体の活性化を達成することを基本として検討するべき「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～」(H.12.21 電気通信審議会)とされました。</p> <p>にも係わらず、NTT の中期計画では持株会社による一体化が加速されている状況のため、総合的な市場支配力に着目した規制等禁止行為規制を強化すべきだったことは当然のことと考えます。</p> <p>しかし、幾度の機会があったにも係わらず、現状は未だ有効な手当てを行ってません。</p> <p>この結果、特に固定市場の競争環境は停滞し、「光の道」構想実現の障害にもなっていると考えます。</p> <p>加えて「光の道」構想実現に向けて「とりまとめ」やその工程表に検討が明記された、有効な方法である当該規制の検討について本案では全く具体化されていない状態です。</p> <p>当社は従前より公正競争確保のためにはドミナント規制こそが最重要政策であると主張しておりますが、当該規制について先ずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに、総務省にて責任を持って専門委員会を設置し、他レイヤーへの影響を含めた NTT グループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(ジェイコムグループ)</p> | <p>■ 考え方3-152に同じ。</p> |
| <p>意見3-154 公正競争環境の検証結果等を踏まえ、競争の進展が十分に認められない場合等については、即時にファイアウォール規制の強化等、更なる措置を講じるべき。また、グループドミナンスを抑止可能な追加的ルールについて、速やかに導入すべき。</p>   | <p>考え方3-154</p>       |
| <p>■ &lt;NTT の在り方&gt;</p> <p>前述の公正競争環境の検証結果等を踏まえ、制度的課題が生じていると認められる場合、またはブロードバンドの普及促進に向けて競争の進展が十分に認められない場合については、『「光の道」基本方針』に記載されているとおり、即時に構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化等、更なる措置を講じるべきです。なお、これら追加的措置が必要となった際、円滑な制度移行を可能とするために、アクセス部門と他部門の会計やシステムを事前に分離する等の措置について、現時点より検討を開始すべきです。</p>   | <p>■ 考え方3-152に同じ。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>また、現状の NTT グループの持株体制下においては、グループ全体として利益を追求するインセンティブが働くことは自明であることから、例えば、NTT 東西殿や NTT ドコモ殿に対する子会社等への監視義務の範囲拡大や特定関係事業者の追加（NTT ドコモ殿や株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿等）、グループドミナンスを抑止可能な追加的ルールについて、上記の抜本的組織見直し等を待たずに、速やかに導入していくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   |   |
| <p>意見3-155 客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の認定を適時適切に行うべき。他の市場支配力規制の存在をもって、ボトルネック規制を緩和する理由とはならない点に留意すべき。</p>   | <p>考え方3-155</p>   |
| <p>■ &lt;指定電気通信設備制度の枠組み&gt;</p> <p>電気通信市場における垂直的・水平的な構造変化等に伴い、客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の認定を適時適切に行うべきと考えます。なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、自由競争によって勝ち得た結果として生じる市場支配力とは一線を画す特性です。これは、電気通信市場において極めて決定的な特性であり、他の市場支配力規制の存在をもって、ボトルネック規制（オープン化義務等）を緩和する理由とはならない点に留意すべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度において、指定電気通信設備制度に係る検証を行うことが適当である。</p> <p>また、市場支配力に係る規制の在り方については、考え方3-152に同じ。</p>   |
| <p>意見3-156 公正競争要件や事業領域規制について、撤廃を含めた見直しを図るべき。</p>  | <p>考え方3-156</p>   |
| <p>■ ・ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループ各社のお客様の利便性が大きく損なわれている状況にあります。</p> <p>・このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>・また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための規制であり、これも時代にそぐわない枠組みとなっております。再編成時の整理を見直し、事業領域規制は撤廃すべきと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ・ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたもので</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度において、NTT等に関する累次の公正競争要件の検証を行うことが適当である。</p> <p>また、NTT 東西の業務範囲の在り方については、NTT 法において規定されているものであるが、2014 年度の公正競争レビュー制度に基づく検証に併せて実施する包括的検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTT の在り方のほか、指定電気通信設備制度及び NTT に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当であり、その際に必要に応じて検討すべきものと考え</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>すが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループ各社のお客様の利便性が大きく損なわれている状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。</li> <li>・また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための規制であり、これも時代にそぐわない枠組みとなっております。再編成時の整理を見直し、事業領域規制は撤廃すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(NTT 東日本)</p>   |  |
| <p>意見3-157 競争ルールの枠組みについて検討する際、モバイル系と固定系の垣根を無くして一体的に捉えて公平な競争環境の維持を図るという視点や枠組みが必要。</p>  | <p>考え方3-157</p>  |
| <p>■ &lt;該当箇所&gt;<br/>(3) 考え方</p> <p>「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。</p> <p>その際には、固定・移動の融合やコアネットワークのIP化、ネットワークレイヤー等における新たな競争関係の出現といった水平的な市場動向、プラットフォーム・コンテンツ等を含む電気通信事業を取り巻くレイヤー間の関係や同一企業グループに属する事業者間連携といった垂直的な市場動向の変化に留意することが考えられる。</p> <p>&lt;意見&gt;<br/>本項の考え方に賛同しますので、更に検討を進めていただくことを希望します。</p> <p>現在、モバイルデータ通信の世界においてはスマートフォンなどの簡単に高速インターネット接続ができる高機能端末の普及が目覚しく、速度面においても従来数Mbpsであったものが最大数十Mbpsとなり、固定系ブロードバンドと遜色のないレベルに達しています。</p> <p>こうした中で、比較的インターネット利用の少ない層や若年層を中心に、固定系ブロードバンドを選択せず、通信環境はモバイル(携帯)端末だけで十分であるとする層が急速に増えており、ブロードバンドサービスの中でもモバイル系サービスと固定系サービスの間のサービス選択やスイッチングが当たり前のように起こる事態へと市場の状況は急速に変化</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、指定電気通信設備制度は、市場の画定という点については、固定・移動をアприオリに分けた仕組みであり、市場支配力という点については、電気通信設備のシェアに着目して単独の事業者を単位として認定し、規制内容という点については、接続関連規制をベースとして、行為規制やサービス関連規制を構築しているものであるが、包括的検証の結果、指定電気通信設備制度の見直しを行う際には、市場動向等を踏まえ、当該仕組みの適否を検討することが望ましい。</p> |

|  |                              |
|--|------------------------------|
| <p>してきています。</p> <p>一方で、電波という限られた資源の配分を受けて事業を営むモバイル系事業は固定系事業よりも事業者数が大幅に少ない現状にあります。そこにおいてモバイル系事業者が相対的に少数であるという交渉に有利な立場を利用して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一企業グループ内に持つ固定系サービスと一体となったサービス提供や営業活動を行うことによって、モバイル事業を持たない固定系事業者を圧迫したり</li> <li>・ モバイル系サービスとの連携を求める固定系事業者に対して一方的に自己に有利な取引条件を押し付ける</li> </ul> <p>といった事態が懸念されます。</p> <p>こうしたことからブロードバンド普及促進のための競争ルールの枠組みについては、これまでのモバイル系・固定系といった分野別の枠組みに加えて、今後はモバイル系と固定系の垣根を無くして一体的に捉えて公平な競争環境の維持を図るという新たな視点や枠組みが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(STNet)</p> |                              |
| <p>意見3-158 二種指定設備制度の見直しが必要と判断された場合には、包括的検証を待たずに、事業者の市場支配力を総合的に評価し、実効的な規制を課すように見直すことが必要。</p>  | <p>考え方3-158</p>              |
| <p>■ 答申(案)においては、制度整備3年後の包括的検証の結果制度的課題が認められた場合は、指定電気通信制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心とした競争ルールの見直しを検討することが適当との考え方が示されておりますが、二種指定制度の見直しも視野に入れるべきと考えます。</p> <p>二種指定制度が非対称規制として、公正競争の促進に機能しているか検証し、結果的に制度の見直しが必要と判断された場合は、制度整備3年後の包括的検証を待たずに、現在の端末シェア等による閾値による接続規制だけではなく、事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応じた実効的な規制を課すように見直すことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>  | <p>■ 考え方3-152及び3-157に同じ。</p> |



## 第6章 本検討のフォローアップについて

| 意見  | 考え方   |
|---|---|
| <p>意見3-159 来年度以降の「競争政策委員会」においては、特に「公正競争環境の検証」に軸足を置き検討を進めることが必要。</p>   | <p>考え方3-159</p>   |
| <p>■ 政府の「光の道」構想を平成27年までという短期間で着実に推進するためには、「タスクフォース」で取りまとめられた基本方針に基づき、「NTT東西殿における規制の遵守状況」や「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について、きめ細かな検証を実施し、必要に応じ、タイムリーな追加的措置を講じることが重要です。その意味では、来年度以降の「競争政策委員会」においては、特に、答申案第5章に示された「公正競争環境の検証」に軸足を置き、検討を進めて頂く必要があるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>■ 答申(案)に示したとおり、2012年以降もブロードバンド普及促進のための競争政策委員会を存置した上で、公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議を行うことが必要である。</p>  |
| <p>意見3-160 問題があれば直ちに現行規制を見直すことが必要。</p>  | <p>考え方3-160</p>   |
| <p>■ 3年後の包括的な見直しを実施されるからといって、これを待つことなく、公正競争レビュー制度等において、競争ルールの遵守状況について随時検証を行った上で適時適切に調査・審議し、問題があれば直ちに現行規制を見直すことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>   | <p>■ 答申(案)に示したとおり、新たな課題等が生じた場合には、本審議会として適時適切に検討を行うことが必要であるとともに、総務省においても、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、当該課題についての検討を行うことが適当である。</p> |
| <p>意見3-161 公正競争レビュー制度の調査審議については、実施計画を明確にすることが必要。</p>  | <p>考え方3-161</p>   |
| <p>■ 答申(案)では、競争政策委員会のフォローアップとして、公正競争レビュー制度の検証結果等の調査審議を適切なタイミングに実施するとしておりますが、制度整備3年後の包括的検証において競争ルール全体の枠組みの見直しを視野に入れた検討を行うためには、十分な課題に対する議論の積み上げが必要になると考えます。</p> <p>そのため、公正競争レビュー制度の調査審議については、年間を通した検討スケジュールを作成するなど、実施計画を明確にする必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>                             | <p>■ 御意見については、本審議会の今後の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>   |